

令和7年度監査年報 (監査の執行状況)

岩手県監査委員事務局

令和8年4月

目 次

第1	監査委員の役割	1
第2	令和7年度監査年報（監査等の執行状況）	2
1	実施計画	2
(1)	基本方針	2
(2)	個別実施方針	2
	ア 定期監査	
	（ア） 執行方針	
	（イ） 重点項目	
	（ウ） 継続調査項目	
	イ 随時監査	
	（ア） 工事現場監査	
	（イ） その他の随時監査	
	ウ 行政監査	
	（ア） 定期監査と併せて行う行政監査	
	（イ） 行政監査（特定テーマ）	
	（ウ） その他の行政監査	
	エ 財政的援助団体等監査	
	（ア） 執行方針	
	（イ） 重点項目	
	オ 現金出納検査	
	（ア） 執行方針	
	（イ） 重点項目	
	カ 内部統制評価報告書審査	
	キ 決算審査及び定額資金運用基金運用状況審査	
	ク 健全化判断比率等審査	
	ケ その他	
	（ア） 指定金融機関等監査	
	（イ） 各部局業務概況説明	
2	実施状況	4
(1)	定期監査	4
	ア 監査対象機関及び実施箇所数	
	イ 実施時期	
(2)	随時監査	4
	ア 工事現場監査	
	イ その他の随時監査	
(3)	行政監査	4
	ア 定期監査と併せて行う行政監査	
	（ア） 内部統制の取組状況について	
	（イ） 補助事業の適正な執行について	

イ	行政監査（特定テーマ）	
	広域振興局が独自に行う地域振興事業等の実施状況について	
ウ	その他の行政監査	
(4)	財政的援助団体等監査	5
(5)	現金出納検査	5
(6)	内部統制評価報告書審査	5
(7)	決算審査	5
ア	普通会計の決算審査	
イ	公営企業会計の決算審査	
(8)	定額資金運用基金運用状況審査	5
(9)	健全化判断比率等審査	5
ア	健全化判断比率審査	
イ	資金不足比率審査	
(10)	指定金融機関等監査	6
(11)	部局長業務概況説明	6
第3	定期監査の結果	7
1	指摘の状況	7
2	事業目的の達成等の状況（3E監査）	8
3	事務費の不適切な事務処理に係る監査	8
4	行政監査的視点から行った監査	8
(1)	内部統制の取組状況について	8
(2)	補助事業の適正な執行について	8
	[資料編]	
1	定期監査の実施状況	9
(1)	監査対象機関及び実施箇所数	9
(2)	監査対象機関別・監査項目別 指摘件数 総括表	10
(3)	監査指摘基準別 指摘件数（別表第1 財務監査）	11
(4)	監査指摘基準別 指摘件数（別表第2 行政監査）	17
2	定期監査の結果	18
(1)	指摘の内容	18
(2)	監査台帳（抜粋）	19
3	随時監査の結果	24
工事現場監査		
4	行政監査（特定テーマ）の結果	25
広域振興局が独自に行う地域振興事業等の実施状況について		
5	財政的援助団体等監査の結果	99
(1)	指摘の内容	99

(2) 監査台帳（抜粋）	99
6 内部統制評価報告書審査意見書の概要	100
7 決算審査	101
(1) 令和6年度岩手県歳入歳出決算審査意見書の概要	101
(2) 令和6年度岩手県立病院等事業会計決算審査意見書の概要	102
(3) 令和6年度岩手県電気事業会計決算審査意見書の概要	104
(4) 令和6年度岩手県工業用水道事業会計決算審査意見書の概要	106
(5) 令和6年度岩手県流域下水道事業会計決算審査意見書の概要	108
8 定額資金運用基金運用状況審査 令和6年度定額資金運用基金運用状況審査意見書の概要	110
9 健全化判断比率等審査	111
(1) 令和6年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書の概要	111
(2) 令和6年度決算に基づく資金不足比率審査意見書の概要	116
10 監査の組織体制	117
(1) 監査委員	117
(2) 監査委員事務局組織	117

監査結果については、県公式ホームページの「岩手県報ホームページ」で公表しています。
(<https://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s19Kenpo/>)
岩手県報ホームページの「過去の県報」サイト内検索で「監査委員告示」と入力して、ご覧ください。

監査委員の役割

監査委員は、地方自治法に基づいて、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し識見を有する者及び県議会議員から選任されている。

○ 監査委員（令和8年4月1日現在）

議会選出委員	2人	佐々木 朋 和
		名須川 晋
識見委員	2人	鈴木 慶 太
		菅原 由 紀

○ 監査の観点

県の事務事業の執行について、正確性、合規性の観点のほか、経済性、効率性及び有効性の観点からも監査等を実施している。

○ 監査委員の主な権限

- ・財務監査
- ・行政監査
- ・財政的援助団体等の監査
- ・決算審査
- ・現金出納の検査
- ・住民監査請求による監査
- ・健全化判断比率の審査
- ・内部統制評価報告書の審査



- 監査の結果に関する報告は、議会及び知事等に提出するとともに、岩手県報により公表している。



第2 令和7年度監査年報（監査等の執行状況）

1 実施計画

(1) 基本方針

県の事務の管理、執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって県民の福祉の増進に資することを目的として、監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第12号）に基づき以下のとおり令和6年度における監査等を実施する。

定期監査は、監査対象機関が所掌する財務に関する事務全般について、内部統制の取組状況を踏まえて、よりリスクの高い事務事業に重点化するなど効率的かつ効果的に実施する。その際、定期監査と併せて行うことがより効率的かつ効果的と認められる行政監査についても実施するものとする。

随時監査は、工事現場監査を実施するほか、早期に改善すべきと認められる事項が生じた場合など必要の都度、随時実施するものとする。

行政監査は、定期監査と併せて行うほか、社会的関心が高い課題や定期監査及び内部統制の結果を踏まえて、複数の監査対象機関で横断的に行う必要が認められる事務等についてテーマを設定して実施する。

財政的援助団体等監査、現金出納検査、内部統制評価報告書審査、決算審査、定額資金運用基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び指定金融機関等監査についても、それぞれの事務が目的に沿って行われているか、法令に適合し、かつ、正確であるか等について厳正に監査等を実施する。

(2) 個別実施方針

ア 定期監査

(ア) 執行方針

令和7年度の定期監査は、監査対象機関における収入、支出、契約、財産管理及び行政運営並びに現金等の出納保管に関する事務事業について、関係帳票・証書類及び担当職員からのヒアリング等により実施する。

監査の実施に当たっては、監査委員監査基準に基づき以下のとおり重点項目等を定め、監査対象機関の内部統制の取組状況やこれまでの定期監査の実施結果等を踏まえ、よりリスクの高い事務事業への重点化とともに、事務事業の経済的、効率的及び有効的な実施という観点を重視するものとする。

監査の結果、留意改善が必要な事案が認められた場合は、事案の指摘、注意等に止まらず、当該事案の発生原因等の把握に努め、早期是正と再発防止、さらにはより良い事務事業の執行につながる措置を講じることが出来るよう監査対象機関等に助言等を行うものとする。

(イ) 重点項目

(財務監査)

- ・ 収入事務（収入確保の取組状況）
- ・ 支出事務（扶助費）
- ・ 契約事務（委託事業）
- ・ 補助事務（交付決定事務等）
- ・ 事務目的の達成状況等

(行政監査)

- ・ 内部統制の取組状況（リスクの発生防止策及び再発防止策の取組状況）

(ウ) 継続調査項目 ※過去の監査結果を踏まえ継続的に調査する事務

令和6年度行政監査結果報告書「補助事業の適正な執行について」における監査意見への対応状況

イ 随時監査

(ア) 工事現場監査

随時監査のうち、工事現場監査は、令和7年5月までに実施計画を定め、同年9月から11月にかけて監査を実施するものとする。

(イ) その他の随時監査

定期監査の結果、特に経済性、効率性及び有効性に着目して引き続き他の監査対象機関における執行状況を横断的に監査の上、その結果を検討する必要があるが生じた場合、その他、早期に改善すべきと認められる事項が生じた場合などにおいて、監査委員が必要と認めるときは、随時に監査を実施するものとする。

ウ 行政監査

(ア) 定期監査と併せて行う行政監査

内部統制の取組状況（リスクの発生防止策及び再発防止策の取組状況）について、監査を実施するものとする。

(イ) 行政監査（特定テーマ）

特定の課題についてテーマを設定した行政監査は、令和7年5月までにテーマの決定と実施計画の策定を行い、同年12月までに監査を実施した上で、令和8年3月までに報告書を取りまとめるものとする。

(ウ) その他の行政監査

その他、監査委員が必要と認めるときは監査を実施するものとする。

エ 財政的援助団体等監査

(ア) 執行方針

財政的援助団体等監査は、財政的援助等に係るものの出納その他の事務の執行が、その援助等の目的に沿い、かつ、法令等に従って、内容的にも、手続的にも、適正かつ効率的に執行されているかどうかの観点から実施する。

令和7年度監査の実施に当たっては、令和6年度の社会経済情勢を踏まえ、経営環境の変化への対応状況を注視し、以下のとおり重点項目等を定め執行する。

(イ) 重点項目

a 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体等

- ・ 財政的援助金の受入れは必要な時期に適正に行われているか。
- ・ 財政的援助金を他に流用し、若しくは不正に使用しているもの等はないか。
- ・ 計画と実施内容は相違していないか。

b 出資している団体等

- ・ 収入及び支出の各事務は、帳簿その他証拠書類により整備され、かつ、適正に行われているか。
- ・ 基本財産はその目的に沿い最も確実かつ有利な方法により保管及び管理されているか。
- ・ 利益処分は適正に行われているか。
- ・ 事業運営は、定款、寄付行為その他の基本規程に従っているか。

c 公の施設の管理を行わせている団体等

- ・ 協定書等に基づき、管理運営に係る出納事務が適正に行われているか。
- ・ 仕様等で定めるところにより、管理業務が適正に行われているか。

オ 現金出納検査

(ア) 執行方針

現金出納に関する事務処理の是正を図り、事故を防止するとともに、現金出納の正確性を担保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項及び監査委員監査基準に基づき、令和7年度現金出納検査を以下のとおり実施する。

毎月の現金出納の事務処理が、適法かつ正確に行われているかどうかについて、毎月、前月分を対象として、会計管理者及び公営企業管理者から提出された現金出納検査調書（以下「調書」という。）に基づき、諸帳簿・諸表の計数確認、保管現金の確認、収入支出状況等の調査及び資金運用状況の調査並びに証拠書類の審査等により実施する。

(イ) 重点項目

a 一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金に属する現金

- ・ 現金の出納の計数は、関係諸帳簿と符合し、正確であるか
- ・ 調書と現金の月末現在高は、金融機関の証明等と符合し、正確であるか
- ・ 収入支出手続きは適正に行われているか

b 公営企業会計

- ・ 現金の出納の計数は、関係諸帳簿と符合し、正確であるか
- ・ 調書と現金の月末現在高は、金融機関の証明等と符合し、正確であるか
- ・ 現金は確実かつ有利な方法で安全に運用されているか

カ 内部統制評価報告書審査

内部統制評価報告書審査は、令和7年7月までに実施計画を定め、同年9月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとする。

キ 決算審査及び定額資金運用基金運用状況審査

普通会計及び企業会計に係る決算審査等は、令和7年6月までに実施計画を定め、同年9月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとする。

ク 健全化判断比率等審査

健全化判断比率等審査は、令和7年6月までに実施計画を定め、同年9月までに審査を実施し、意見書を取りまとめるものとする。

ケ その他

(ア) 指定金融機関等監査

指定金融機関等監査は、監査委員が必要と認めるときに実施するものとする。

(イ) 各部局業務概況説明

各部局業務概況説明は、各部局の監査の総括として令和7年9月に実施するものとする。

2 実施状況

(1) 定期監査

ア 監査対象機関及び実施箇所数

令和7年度の定期監査の実施状況は、監査対象338機関（普通会計309機関、企業会計29機関）の全ての機関を対象に実施し、その実施率は100%である。

区分	令和7年度			令和6年度		
	対象数	実施数	実施率	対象数	実施数	実施率
普通会計	309	309	100.0%	311	311	100.0%
企業会計	29	29	100.0%	29	29	100.0%
計	338	338	100.0%	340	340	100.0%

イ 実施時期

決算・期中	実施時期	対象機関	会計区分	実施数
決算監査	4月～8月	本庁各課・委員会	普通会計	87
		広域振興局等	普通会計	65
		出先機関（知事部局）	普通会計	18
		出先機関（他の執行機関）	普通会計	2
	6月～8月	本庁（流域下水道事業）	企業会計	1
		医療局本庁	企業会計	1
		県立病院	企業会計	15
		企業局本庁	企業会計	1
小 計				190
期中監査	9月～2月	出先機関（知事部局）	普通会計	38
		出先機関（他の執行機関）	普通会計	99
		県立病院	企業会計	11
	小 計			
合 計				338

(2) 随時監査

ア 工事現場監査

工事の契約、完成検査、繰越等の事務及び施工が適正に行われているか、工事が経済的、効率的かつ効果的に行われているかに主眼をおいて実施した。

令和7年度は、8機関、12箇所について実施した。

イ その他の随時監査

随時監査は、必要の都度、監査委員の協議により随時実施するものとしている。

令和7年度は、定期監査等を踏まえ随時監査を実施する必要がある事案はなかった。

(3) 行政監査

ア 定期監査と併せて行う行政監査

(ア) 内部統制の取組状況について

定期監査の中で財務監査と一体的・総合的に実施した。

また、定期監査等実施計画の中で、次のとおり重点項目等を定めて実施した。

- ・ 内部統制の取組状況（リスクの発生防止策及び再発防止策の取組状況）

(イ) 補助事業の適正な執行について

令和6年度行政監査結果報告書「補助事業の適正な執行について」における監査意見への対応状況について点検した。

イ 行政監査（特定テーマ）

令和7年度においては、「広域振興局が独自に行う地域振興事業等の実施状況について」をテーマとして、地域経営推進費を活用して広域振興局が実施する事業及び市町村が実施する事業に対して地域経営推進費を活用して広域振興局が補助する事業を対象に、事業採択の判断、事業の執行状況の管理及び事業目標の達成状況等について監査を実施した。

※ 監査結果の概要は資料編に記載

ウ その他の行政監査

その他の行政監査は、監査委員が必要と認めるとき監査を実施するものとしている。

令和6年度は、必要と認める事案がなかったことから実施しなかった。

(4) 財政的援助団体等監査

令和7年度は、監査対象62団体のうち、19団体（出資団体14団体、補助等財政的援助4団体、指定管理者1団体）を実施し、その実施率は30.6%である。

(5) 現金出納検査

令和7年度においては、会計管理者及び公営企業管理者から提出された現金出納検査調書に基づき、毎月末現在における現金出納の帳尻（財務会計システム等により作成された諸帳簿の計数）と現金の所在（金融機関から提出された残高証明書等の計数）を照合確認するとともに、当該月に係る資金運用状況・借入状況を調査し、収入支出証拠書類を点検する方法により検査を実施し、議長及び知事に対し検査の結果を報告した。

(6) 内部統制評価報告書審査

令和6年度岩手県内部統制評価報告書の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された内部統制評価報告書について、内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から、内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料と照合精査するとともに、評価対象年度について実施した監査等によって得られた知見に基づき検証を行うなど厳正に実施し、令和7年9月4日に知事に審査意見書を提出した。

(7) 決算審査

ア 普通会計の決算審査

令和6年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算関係書類について決算の計数は正確か、各会計の予算の執行はそれぞれ予算議決の趣旨に沿い、かつ、関係法令等に基づき適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかなどを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、既に実施した監査及び現金出納検査の結果も踏まえて厳正に実施し、令和7年9月4日に知事に審査意見書を提出した。

イ 公営企業会計の決算審査

令和6年度の公営企業会計決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、計数は正確か、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、事業の運営が地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果も踏まえて厳正に実施し、令和7年9月4日に知事に岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計及び岩手県流域下水道事業会計の4会計の決算審査意見書を提出した。

(8) 定額資金運用基金運用状況審査

特定の目的のために定額の資金を運用するための基金について、知事は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付すこととされている。

令和6年度の定額資金運用基金の運用状況の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、自治振興基金、岩手競馬再生推進基金、土地開発基金、用品調達基金、美術品取得基金の5基金について、基金条例の趣旨に沿って確実かつ効率的に運用されたか、また、計数が正確であるかについて厳正に実施し、令和7年9月4日に知事に審査意見書を提出した。

(9) 健全化判断比率等審査

ア 健全化判断比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により知事から提出された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定基礎書類について、監査委員監査基準に準拠して、法令等に照らし、健全化判断比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、令和7年9月4日に知事に審査意見書を提出した。

区 分	令和6年度	令和5年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.0
実質公債費比率	12.3	12.7	△ 0.4	25.0	35.0
将来負担比率	196.8	201.1	△ 4.3	400.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから算定されない。

イ 資金不足比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により知事から提出された、令和6年度決算に基づく岩手県流域下水道事業会計、岩手県港湾整備事業特別会計、岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計の5つの公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類について、監査委員監査基準に準拠して、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、令和7年9月4日に知事に審査意見書を提出した。

会 計 名	令和6年度	令和5年度	増 減	経営健全化基準
流域下水道事業会計	—	—	—	20.0
港湾整備事業特別会計	—	—	—	
県立病院等事業会計	—	—	—	
電気事業会計	—	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	—	

※ 資金不足比率は、資金不足額がないことから算定されない。

(10) 指定金融機関等監査

令和7年度においては、会計管理者及び公営企業管理者が実施した指定金融機関等の検査結果の報告を求め、監査委員が特に必要と認めた店舗について実施することとしていたが、その検査結果について内容を確認したところ、おおむね適正に処理されているものと認められたことから、指定金融機関等監査は実施しなかった。

(11) 部局長業務概況説明

令和7年9月8日から9日に、知事部局（12部局）、教育委員会及び警察本部を対象に、各部局の令和6年度歳入歳出決算の概況及び当面する諸課題等について、部局長業務概況説明を実施した。

(12) 住民監査請求に基づく監査

令和8年2月25日付けで県民1名から請求を受け付けた「大船渡市内における太陽光発電所建設計画関係の住民監査請求」については、審査中である。

第3 定期監査の結果

1 指摘の状況

定期監査の結果、留意改善を要する事項として指摘した件数は22件（普通会計21件、企業会計4件）となっており、令和6年度に比べて3件増加している。

主な内容は、納期限が不適当なものなど収入事務が5件、所属年度又は歳出科目を誤っているものなど支出事務が8件、積算を誤っているものなど契約事務が7件、積算を誤っているものなど工事の執行が1件、物品の取得、管理又は処分の手続など財産管理が1件、行政事務が3件となっている。

なお、指摘としたものは監査結果として議会及び知事等に報告し、岩手県報により公表した。

区分	指摘事項	監査対象機関	R7年度 件数	R6年度 件数	増減
予算経理		(0件)	0	0	0
収入事務	○調定を行っていないもの	環境生活部若者女性協働推進室 (1件)	5	4	1
	○調定が遅れているもの	盛岡第一高等学校 (1件)			
	○調定金額を誤っているもの	先端科学技術センター (1件)			
	○納期限が不適当なもの	総務部人事課 商工労働観光部観光・プロモーション室 (2件)			
支出事務	○支払を行っていないもの	ふるさと振興部交通政策室 一関農村整備センター (2件)	8	2	6
	○支払が遅れているもの	保健福祉部医療政策室 (1件)			
	○所属年度又は歳出科目を誤っているもの	復興防災部復興危機管理室 復興防災部防災課 中央病院 (3件)			
	○報酬、諸手当、報償費等の額の決定又は算定を誤っているもの	中央病院 (1件)			
	○前金払の根拠がないもの又は対象とならない経費について前金払しているもの	保健福祉部子ども子育て支援室 (1件)			
契約事務	○指名競争入札又は随意契約の要件に該当しないもの	商工労働観光部商工企画室 (1件)	7	8	△ 1
	○予定価格を定めていないもの	大阪事務所 (1件)			
	○積算を誤っているもの	二戸農林振興センター 中央病院 (2件)			
	○変更契約の理由又は時期が不適当なもの	沿岸) 土木部 (1件)			
	○約定、契約当事者、代表者、代理人等の表示が不適当なもの	医療局 (1件)			

	○契約の目的、規格、数量、価格、条件等契約内容が不明確なもの	気仙光陵支援学校 (1件)			
工事の執行	○積算額を誤っているもの	二戸農林振興センター (1件)	1	0	1
補助金事務		(0件)	0	0	0
財産管理	○物品の取得、管理又は処分の手続が不適當なもの	商工労働観光部産業経済交流課 (1件)	1	4	△ 3
行政事務	○執行管理体制の不適當(執行管理体制が適切でないため、事務事業に影響を及ぼしたもの又は及ぼす可能性が大きいもの)	大船渡農林振興センター 宮古高等学校 花巻南高等学校 (3件)	3	4	△ 1
計			25	22	3

2 事業目的の達成等の状況（3E監査）

いわて県民計画（2019～2028）政策推進プラン事務事業を構成する事業について、3E（経済性（Economy）、効率性（Efficiency）、有効性（Effectiveness））の観点で監査を行った。

3 事務費の不適當な事務処理に係る監査

過去に発生した需用費等の不適當な事務処理の事案を踏まえ、定期監査において再発防止策の実施状況等を点検・確認するなど、事務費の不適當な事務処理に係る監査を行った。

4 行政監査的視点から行った監査

(1) 内部統制の取組状況について

適切に内部統制制度が運用されているかを確認するため、各監査対象機関における実施体制やリスク分析の状況、不適切事案の再発防止策の取組状況などを点検・確認することにより、内部統制の取組状況に係る監査を行った。

(2) 補助事業の適正な執行について

令和6年度行政監査結果報告書「補助事業の適正な執行について」における監査意見への対応状況に係る監査を行った。

(資料編)

1 定期監査の実施状況

(1) 監査対象機関及び実施箇所数

(単位：箇所、%)

区 分			監査対象箇所数 (a)	監査実施数 (b)	実施率 (b/a)	
定期 監査	普通 会計	本 庁	74	74	100.0	
		広 域 振 興 局	65	65	100.0	
		知 事 部 局 の 出 先 機 関	総 務 部 所 管	1	1	100.0
			復興防災部所管	2	2	100.0
			ふるさと振興部 所 管	1	1	100.0
			環境生活部所管	3	3	100.0
			保健福祉部所管	17	17	100.0
			商工労働観光部 所 管	8	8	100.0
			農林水産部所管	22	22	100.0
			県土整備部所管	2	2	100.0
			小 計	56	56	100.0
	小 計	195	195	100.0		
	他 の 執 行 機 関 等	本 庁	13	13	100.0	
		出 先 機 関	教育委員会所管	85	85	100.0
			公安委員会所管	16	16	100.0
			小 計	101	101	100.0
		小 計	114	114	100.0	
	計			309	309	100.0
	企 業 会 計	知 事 部 局	本 庁	1	1	100.0
		医 療 局	本 庁	1	1	100.0
病 院			26	26	100.0	
企 業 局		1	1	100.0		
計			29	29	100.0	
合 計			338	338	100.0	
(参考) 令和6年度の状況			(340)	(340)	(100.0)	

(3) 監査指摘基準別 指摘件数 (別表第1 財務監査)

監査の項目 及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
1	予算経理一般		
(1)	予算経理関係の帳票の整理状況は適正か		
	(1) 帳票の整理状況の不適當		
	(1) (帳票の備付けがないもの)		
	(2) (記録整理が不備なもの)		
(2)	予算の配当又は令達は適正か		
	(1) 予算の配当又は令達の額の不適當		
	(1) (予算の配当又は令達の額が不適當なもの)		
	(2) 予算の配当又は令達の時期の不適當		
	(2) (予算の配当又は令達の時期が遅れているもの)		
(3)	予算の執行は適正か		
	(1) 予算の執行の不適當		
	(1) (予算の目的に反して執行しているもの)		
(4)	予算の流用又は予備費の充用は適正か		
	(1) 予算の流用又は予備費の充用の不適當		
	(1) (予算流用又は予備費充用の科目、金額、時期又は理由が不適當なもの)		
(5)	予算の繰越しは適正か		
	(1) 予算の繰越しの不適當		
	(1) (繰越しの額又は理由が不適當なもの)		
(6)	その他予算経理に関し不適當なものはないか		
	(1) その他予算経理の不適當		

監査の項目 及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
2 収入事務		5	22.7%
(1) 調定は適正か		5	22.7%
(1) 調定の不適當		5	(22.7%)
(1) (調定を行っていないもの)		1	(4.5%)
(2) (調定が遅れているもの)		1	(4.5%)
(3) (減免措置等が不適當なもの)			
(4) (納入義務者を誤っているもの)			
(5) (調定金額を誤っているもの)		1	(4.5%)
(6) (所属年度又は歳入科目を誤っているもの)			
(7) (納期限が不適當なもの)		2	(9.1%)
(2) 納入の通知は適正か			
(1) 納税又は納入の通知の不適當			
(1) (納税又は納入の通知をしていないもの)			
(2) (納税又は納入の通知が遅れているもの)			
(3) (納税又は納入の通知の額等を誤っているもの)			
(3) 収納は適正か			
(1) 収納の不適當			
(1) (収納方法を誤っているもの)			
(2) (収納額を誤っているもの)			
(4) 現金、有価証券、収入証紙等の取扱いは適正か			
(1) 現金收受の不適當			
(1) (権限のない者が現金を收受しているもの)			
(2) (直接収納に係る収納金の取扱いが不適當なもの)			
(2) 収入証紙の取扱いの不適當			
(1) (収入証紙の消印がないもの)			
(2) (収入証紙収納額を誤っているもの)			
(3) (収入証紙収納額の報告を誤っているもの)			
(3) 過誤納金の還付手続の不適當			
(1) (過誤納金の還付手続を行っていないもの)			
(2) (過誤納金の還付手続が遅れているもの)			
(4) 歳入歳出外現金の取扱いの不適當			
(1) 歳入歳出外現金の取扱いを誤っているもの			
(5) 現金、有価証券の保管又は取扱いの不適當			
(1) (現金、有価証券の保管又は取扱いが不適當なもの)			
(5) その他収入事務に関し不適當なものはないか			
(1) その他収入事務の不適當			

監査の項目 及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
3 支出事務		8	36.4%
(1) 支出負担行為は適正か			
(1) 支出負担行為の不適當			
(1) (支出負担行為として整理する時期が不適當なもの)			
(2) (予算のない支出負担行為を行っているもの)			
(3) (支出負担行為額を誤っているもの)			
(4) (支出負担行為の内容が不適當又は不明確なもの)			
(2) 支出命令は適正か		7	31.8%
(1) 支出命令の不適當		7	(31.8%)
(1) (支払を行っていないもの)		2	(9.1%)
(2) (支払が遅れているもの)		1	(4.5%)
(3) (所属年度又は歳出科目を誤っているもの)		3	(13.6%)
(4) (債権者を誤っているもの)			
(5) (支出金額を誤っているもの)			
(6) (二重払をしているもの)			
(7) (報酬、諸手当、報償費等の額の決定又は算定を誤っているもの)		1	(4.5%)
(2) 債務の確定の確認書類等の不適當			
(1) (規則、要綱等に定める書類等を作成、添付していないもの)			
(3) 資金前渡金、概算払、前金払等の経理は適正か		1	4.5%
(1) 資金前渡金の経理の不適當			
(1) (資金前渡金の保管が不適當なもの)			
(2) (資金前渡精算書の提出が遅れているもの)			
(2) 概算払経理の不適當			
(1) (精算を行っていないもの)			
(2) (対象とならない経費について概算払をしているもの)			
(3) (概算払の時期が不適當なもの)			
(3) 前金払経理の不適當		1	(4.5%)
(1) (前金払に必要な書類を徴していないもの)			
(2) (前金払の根拠がないもの又は対象とならない経費について前金払をしているもの)		1	(4.5%)
(4) 部分払経理の不適當			
(1) (部分払の上限額を超えているもの)			
(2) (出来高の確認を行っていないもの又は不十分なもの)			
(4) その他支出事務に関し不適當なものはないか			
(1) その他支出事務の不適當			

監査の項目及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
4 契約事務		7	31.8%
(1) 契約方法は適正か		5	22.7%
(1) 契約方法の不適當		1	(4.5%)
(1) (契約方法の理由を付していないもの)			
(2) (指名競争入札又は随意契約の要件に該当しないもの)		1	(4.5%)
(3) (相手方選定の理由がないもの又は不明確なもの)			
(2) 予定価格の不適當		3	(13.6%)
(1) (予定価格を定めていないもの)		1	(4.5%)
(2) (予定価格が予算額を超えているもの)			
(3) (算定根拠が不明確なもの)			
(4) (積算を誤っているもの)		2	(9.1%)
(3) 落札人決定等の不適當			
(1) (落札人の決定を誤っているもの)			
(2) (随意契約において理由もなく予定価格を超えた金額で契約しているもの)			
(4) 入札保証金又は契約保証金の不適當			
(1) (入札保証金又は契約保証金を理由もなく免除しているもの)			
(2) (入札保証金又は契約保証金の徴収額を誤っているもの)			
(3) (入札保証金又は契約保証金に係る事務処理が不適當なもの)			
(5) 履行保証契約の不適當			
(1) (履行保証契約の内容等が不適當なもの)			
(6) 変更契約の不適當		1	(4.5%)
(1) (変更契約の理由又は時期が不適當なもの)		1	(4.5%)
(2) 契約書の形式等は適正か		1	4.5%
(1) 契約書作成の不適當		1	(4.5%)
(1) (規則、要綱等に定める様式により作成していないもの)			
(2) (約定、契約当事者、代表者、代理人等の表示が不適當なもの)		1	(4.5%)
(3) (代理人の代理関係を証する書面がないもの)			
(3) 契約内容は適正か		1	4.5%
(1) 契約内容の不適當		1	(4.5%)
(1) (契約の目的、規格、数量、価格、条件等契約内容が不明確なもの)		1	(4.5%)
(4) 債務の履行確認は適正か			
(1) 債務の履行確認の不適當			
(1) (成果品の引渡しを受けていないもの)			
(2) (債務の履行確認を行っていないもの)			
(3) (債務の履行確認が不十分なもの)			
(5) その他契約事務に関し不適當なものはないか			
(1) その他契約事務の不適當			

監査の項目 及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
5 工事の執行		1	4.5%
(1) 設計、積算、工期の設定等は適正か		1	4.5%
(1) 設計、積算、工期の設定等の不適当		1	(4.5%)
(1) (設計の内容が誤っているもの又は不適当なもの)			
(2) (積算額を誤っているもの)		1	(4.5%)
(3) (工期の設定が不適当なもの)			
(4) (工事変更の理由又は時期が不適当なもの)			
(2) 工事の管理は適正か			
(1) 工事の執行管理の不適当			
(1) (工事施工計画が不適当なもの)			
(2) (工事日報、月報等の諸報告、関係法規の遵守状況等が不適当なもの)			
(3) (材料試験等の実施状況が不適当なもの)			
(4) (関連工事との調整が不適当なもの)			
(5) (監督員の現場管理が不十分なもの)			
(2) 検査の不適当			
(1) (検査員、立会人又は監督員の選任が不適当なもの)			
(2) (検査を行っていないもの)			
(3) (検査の内容、時期、方法等が不適当なもの)			
(4) (施工不良のもの)			
(3) その他工事の執行に関し不適正なものはないか			
(1) その他工事の執行の不適当			
6 補助金事務			
(1) 交付決定等は適正か			
(1) 交付決定等の不適当			
(1) (補助事業の内容が要綱、要領等に反しているもの)			
(2) (交付申請書が要綱、要領等に定める様式により作成されていないもの又は添付書類が不備なもの)			
(3) (補助対象経費の範囲又は算定を誤っているもの)			
(4) (交付決定額を誤っているもの)			
(5) (交付の条件が不適当なもの)			
(6) (交付決定が遅れているもの)			
(2) 完了確認は適正か			
(1) 完了確認の不適当			
(1) (実績報告書を徴していないもの)			
(2) (完了確認を行っていないもの)			
(3) (完了確認が不十分なもの)			
(4) (完了確認が遅れているもの)			
(3) その他補助金事務に関し不適正なものはないか			
(1) その他補助金事務の不適当			

監査の項目及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
7 財産管理		1	4.5%
(1) 公有財産（準用財産を含む）の管理は適正か			
(1) 財産の取得、管理又は処分の不適當			
(1)（財産評価審議会の審議を要するものについて審議に付していないもの）			
(2)（所定の要件に該当しない財産の無償又は時価より低い価格での譲渡、貸付け等を行っているもの）			
(3)（行政財産を無許可で使用させているもの又は許可の条件に違反しているもの）			
(4)（行政財産の使用許可が不適當なもの）			
(5)（普通財産を契約等を行わずに使用させているもの又は貸付けの条件に違反しているもの）			
(6)（普通財産の貸付けが不適當なもの）			
(7)（隣地との境界が不明確なもの）			
(2) 財産管理事務処理の不適當			
(1)（財産の取得、処分等の報告が不適當なもの）			
(2)（事故報告を行っていないもの）			
(3)（財産台帳、財産管理簿又は財産管理副簿を整理していないもの）			
(4)（特別の理由がなく登記が遅れているもの）			
(5)（所管換え、分掌換え等の手続が不適當なもの）			
(6)（行政財産の用途廃止又は普通財産の処分の手続が不適當なもの）			
(2) 物品の管理は適正か		1	4.5%
(1) 物品の取得、管理又は処分の不適當		1	(4.5%)
(1)（物品の取得、管理又は処分の手続が不適當なもの）		1	(4.5%)
(2)（物品検収が不適當なもの）			
(3)（帳簿残高と現物が一致しないもの）			
(4)（物品分類の整理が不適當なもの）			
(5)（物品の保管方法が不適當なもの）			
(6)（占有動産の管理が不適當なもの）			
(7)（借受物品の管理が不適當なもの）			
(8)（物品出納に関する帳票整理が不適當なもの）			
(3) 債権の管理は適正か			
(1) 債権の管理の不適當			
(1)（債権（履行期限未到来分）現在額の報告を誤っているもの）			
(2)（債権管理簿に記載していないもの）			
(3)（督促状の発付が不適當なもの）			
(4)（債権保全手続が不適當なもの）			
(5)（債権の徴収停止、履行期限の延長又は債務の免除手続が不適當なもの）			
(6)（差押え後、放置しているもの）			
(7)（収入未済に対する徴収努力が不足しているもの）			
(2) 不納欠損事務処理の不適當			
(1)（適切な処理を怠ったことにより不納欠損に至ったもの）			
(2)（時効により消滅した債権について不納欠損処理を怠っているもの）			
(4) 基金の管理は適正か			
(1) 基金の管理の不適當			
(1)（法令、条例、規則等に違反して運用しているもの）			
(2)（基金から生じた収益の処理が不適當なもの）			
(3)（基金台帳等の記録整理が不適當なもの）			
(5) その他財産管理に関し不適當なものはないか			
(1) その他財産管理の不適當			

合計 22

(4) 監査指摘基準別 指摘件数 (別表第2 行政監査)

監査の項目及び着眼点	指 摘 基 準	件数	構成比
1	行政事務の執行	3	100.0%
	(1) 事務事業の執行は適正かつ合理的か		
	(1) 事務事業の執行の不適當		
	(1) (法令、条例、規則等に違反しているもの)		
	(2) (運営方法又は手続に適切さを欠いているもの)		
	(3) (決裁権限を誤っているもの)		
	(4) (目的を逸脱して実施しているもの)		
	(5) (計画的に執行していないもの)		
	(6) (経済的に執行していないもの)		
	(7) (効率的に執行していないもの)		
	(8) (成果が認められないもの)		
	(9) (社会経済情勢に適合していないもの)		
	(2) 執行管理体制は適正かつ合理的か	3	100.0%
	(1) 執行管理体制の不適當	3	(100.0%)
	(1) (法令、条例、規則等に基づく手続を行っていないもの)		
	(2) (執行管理体制が適切でないため、事務事業に影響を及ぼしたもの又は及ぼす可能性が大きいもの)	3	(100.0%)
	(3) (職員の服務管理が不適切なもの)		
	(3) 許認可事務は適正か		
	(1) 許認可事務の不適當		
	(1) (法令、条例、規則等に違反し、適正に処理されていないもの)		
	(2) (記録整理が不備なもの)		
	(3) (処理日数が不適當なもの)		
	(4) 文書管理事務は適正か		
	(1) 文書管理事務の不適當		
	(1) (文書の整理、保管等が不適切なもの)		
	(5) その他行政事務の執行に関し不適正又は不合理なものはないか		
	(1) その他行政事務の執行の不適當		

合 計 3

2 定期監査の結果

(1) 指摘の内容

留意改善を要する事項(指摘)は次のとおり。

別表区分 1 財務 2 行政	別表項目番号	監査項目	指摘項目	内 容	指 摘 事 項	監査対象機関	区分			
1	財務 2	1	1	1	収入事務	調定の不適當	調定を行っていない	行政財産貸付料の徴収に当たり、調定を行っていないものが1件、11,159円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	環境生活部若者女性協働推進室	指摘
1	財務 2	1	1	2	収入事務	調定の不適當	調定が遅れているもの	授業料の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから減額調定しているものが1件、39,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立盛岡第一高等学校	指摘
1	財務 2	1	1	5	収入事務	調定の不適當	調定金額を誤っているもの	行政財産使用料の徴収に当たり、調定すべき金額より多く調定しているものが5件、312,039円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県先端科学技術研究センター	指摘
1	財務 2	1	1	7	収入事務	調定の不適當	納期限が不適當なもの	負担金の徴収に当たり、通知した納期限が不適當なものが1件、116,820円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	総務部人事課	指摘
1	財務 2	1	1	7	収入事務	調定の不適當	納期限が不適當なもの	行政財産使用料の徴収に当たり、通知した納期限が不適當なものが1件、59,086円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	商工労働観光部観光・プロモーション室	指摘
1	財務 3	2	1	1	支出事務	支出命令の不適當	支払を行っていない	赴任旅費の支給に当たり、支給していないものが1件、122,670円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	ふるさと振興部交通政策室	指摘
1	財務 3	2	1	1	支出事務	支出命令の不適當	支払を行っていない	赴任旅費の支給に当たり、支給していないものが1件、37,677円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	県南広域振興局農政部一関農村整備センター	指摘
1	財務 3	2	1	2	支出事務	支出命令の不適當	支払が遅れているもの	報償費の支出に当たり、債務確定後著しく遅れて支出しているものが45件、432,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	保健福祉部医療政策室	指摘
1	財務 3	2	1	3	支出事務	支出命令の不適當	所属年度又は歳出科目を誤っているもの	ソフトウェア使用許諾契約の支出に当たり、使用料及び賃借料で支出すべきところ需用費で支出しているものが1件、429,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	復興防災部復興危機管理室	指摘
1	財務 3	2	1	3	支出事務	支出命令の不適當	所属年度又は歳出科目を誤っているもの	ソフトウェア使用許諾契約の支出に当たり、使用料及び賃借料で支出すべきところ需用費で支出しているものが1件、308,880円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	復興防災部防災課	指摘
1	財務 3	2	1	3	支出事務	支出命令の不適當	所属年度又は歳出科目を誤っているもの	生理検査システムの点検作業に係る経費の支出に当たり、支出科目を誤っているものが1件、2,904,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立中央病院	指摘
1	財務 3	2	1	7	支出事務	支出命令の不適當	報酬、諸手当、報償費等の額の決定又は算定を誤っているもの	通勤手当及び分娩手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、38,178円、少なく支給しているものが2件、4,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立中央病院	指摘
1	財務 3	3	3	2	支出事務	支出命令の不適當	前金払の根拠がないもの又は対象とならない経費について前金払しているもの	委託料の支出に当たり、前金払の根拠が不明確なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	保健福祉部子ども子育て支援室	指摘
1	財務 4	1	1	2	契約事務	予定価格の不適當	指名競争入札又は随意契約の要件に該当しないもの	委託事業の契約に当たり、随意契約によることができる要件に該当しないにもかかわらず、随意契約により契約を締結しているものが1件、2,191,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	商工労働観光部商工企画室	指摘
1	財務 4	1	2	1	契約事務	予定価格の不適當	予定価格を定めていないもの	賃貸借契約に当たり、予定価格を定めていないものが1件、1,447,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県大坂事務所	指摘
1	財務 4	1	2	4	契約事務	予定価格の不適當	積算を誤っているもの	委託業務の執行に当たり、積算を誤っているものが1件、913,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	県北広域振興局農政部二戸農林振興センター	指摘
1	財務 4	1	2	4	契約事務	予定価格の不適當	積算を誤っているもの	委託業務の執行に当たり、積算を誤っているものが1件、726,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、留意改善を要する事項が多数に及んでいるので、組織的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努められたい。	岩手県立中央病院	指摘
1	財務 4	1	6	1	契約事務	変更契約の不適當	変更契約の理由又は時期が不適當なもの	委託業務の執行に当たり、変更契約の理由が不適當なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	沿岸広域振興局土木部	指摘
1	財務 4	2	1	2	契約事務	契約書作成の不適當	約定、契約当事者、代表者、代理人等の表示が不適當なもの	請負業務の契約に当たり、業務の内容を示す書面が請書に添付されていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	医療局	指摘
1	財務 4	3	1	1	契約事務	契約内容の不適當	規則、要綱等に定める様式により作成していないもの	委託業務の執行に当たり、契約内容が不明確なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立仙光陵支援学校	指摘
1	財務 5	1	1	2	工事の執行	設計、積算、工期の設定等の不適當	積算額を誤っているもの	工事の執行に当たり、設計額の積算を誤っているものが2件、2,239,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	県北広域振興局農政部二戸農林振興センター	指摘
1	財務 7	2	1	1	財産管理	物品の取得、管理又は処分の手続の不適當	物品の取得、管理又は処分の手続が不適當なもの	物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが1件、1,100,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	商工労働観光部産業経済交流課	指摘
2	行政 1	2	1	2	行政事務	執行管理体制の不適當	執行管理体制が適切でないため、事務事業に影響を及ぼしたものの又は及ぼす可能性が大きいもの	補助金交付事務の執行に当たり、執行管理体制に不適當なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、内部統制が十分であると認めたい状況にあるので、補助金交付事務の適正執行確保のための取組の実施、組織として実効性のある内部統制の構築等、再発防止に努められたい。	沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター	指摘
2	行政 1	2	1	2	行政事務	執行管理体制の不適當	執行管理体制が適切でないため、事務事業に影響を及ぼしたものの又は及ぼす可能性が大きいもの	支出事務の執行に当たり、執行管理体制に不適當なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、内部統制が十分であると認めたい状況にあるので、支出事務の適正執行確保のための取組の実施、組織として実効性のある内部統制の構築等、再発防止に努められたい。	岩手県立宮古高等学校	指摘
2	行政 1	2	1	2	行政事務	執行管理体制の不適當	執行管理体制が適切でないため、事務事業に影響を及ぼしたものの又は及ぼす可能性が大きいもの	施設修繕の契約に当たり、執行管理体制に不適當なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	岩手県立花巻南高等学校	指摘

指摘

25

(2) 監査台帳（抜粋）

監 査 対 象 機 関 名	本 監 査 年 月 日	監 査 区 分 (本 監 査)	担 当 監 査 委 員		監 査 対 象 年 度		監 査 の 結 果 (指 摘 件 数)										
					始 期	終 期	予 算 経 理	取 入 事 務	支 出 事 務	契 約 事 務	工 事 執 行	補 助 金	財 産 管 理	行 政 事 務			
政策企画部政策企画課	令和7年8月20日	実地監査	川村伸浩	中野玲子	令和6年度												
政策企画部秘書課	令和7年8月20日	実地監査	五日市 王	五味克仁	令和6年度												
政策企画部広聴広報課	令和7年6月16日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度												
総務部総務室	令和7年8月21日	実地監査	五日市 王	中野玲子	令和6年度												
総務部人事課	令和7年8月20日	実地監査	五日市 王	五味克仁	令和6年度		1										
総務部財政課	令和7年6月16日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度												
総務部行政経営推進課	令和7年8月1日	実地監査	川村伸浩	五味克仁	令和6年度												
総務部税務課	令和7年8月6日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度												
総務部管財課	令和7年8月20日	実地監査	川村伸浩	中野玲子	令和6年度												
総務部総務事務センター	令和7年8月20日	実地監査	五日市 王	五味克仁	令和6年度												
復興防災部復興危機管理室	令和7年8月21日	実地監査	川村伸浩	五味克仁	令和6年度			1									
復興防災部復興推進課	令和7年7月31日	実地監査	川村伸浩	五味克仁	令和6年度												
復興防災部復興くらし再建課	令和7年7月31日	実地監査	川村伸浩	五味克仁	令和6年度												
復興防災部防災課	令和7年8月6日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度			1									
復興防災部消防安全課	令和7年8月6日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度												
ふるさと振興部ふるさと振興企画室	令和7年8月21日	実地監査	川村伸浩	五味克仁	令和6年度												
ふるさと振興部市町村課	令和7年8月6日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度												
ふるさと振興部事務振興課	令和7年8月1日	実地監査	五日市 王	中野玲子	令和6年度												
ふるさと振興部調査統計課	令和7年8月6日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度												
ふるさと振興部地域振興室	令和7年8月20日	実地監査	五日市 王	五味克仁	令和6年度												
ふるさと振興部県北・沿岸振興室	令和7年8月20日	実地監査	川村伸浩	中野玲子	令和6年度												
ふるさと振興部国際室	令和7年8月6日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度												
ふるさと振興部交通政策室	令和7年8月6日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度			1									
ふるさと振興部科学・情報政策室	令和7年8月20日	実地監査	川村伸浩	中野玲子	令和6年度												
文化スポーツ部文化スポーツ企画室	令和7年8月21日	実地監査	川村伸浩	五味克仁	令和6年度												
文化スポーツ部文化振興課	令和7年6月11日	実地監査	川村伸浩	中野玲子	令和6年度												
文化スポーツ部スポーツ振興課	令和7年7月24日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度												
環境生活部環境生活企画室	令和7年8月21日	実地監査	五日市 王	中野玲子	令和6年度												
環境生活部環境保全課	令和7年6月16日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度												
環境生活部資源循環推進課	令和7年8月1日	実地監査	五日市 王	中野玲子	令和6年度												
環境生活部自然保護課	令和7年7月24日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度												
環境生活部県民くらしの安全課	令和7年8月1日	実地監査	五日市 王	中野玲子	令和6年度												
環境生活部若者女性協働推進室	令和7年8月20日	実地監査	五日市 王	五味克仁	令和6年度		1										
保健福祉部保健福祉企画室	令和7年8月21日	実地監査	川村伸浩	五味克仁	令和6年度												
保健福祉部健康国保課	令和7年8月20日	実地監査	川村伸浩	中野玲子	令和6年度												
保健福祉部地域福祉課	令和7年8月6日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度												
保健福祉部長寿社会課	令和7年8月1日	実地監査	五日市 王	中野玲子	令和6年度												
保健福祉部障がい保健福祉課	令和7年8月6日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度												
保健福祉部医療政策室	令和7年7月31日	実地監査	川村伸浩	五味克仁	令和6年度			1									
保健福祉部子ども子育て支援室	令和7年7月24日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度			1									
保健福祉部医師支援推進室	令和7年7月31日	実地監査	川村伸浩	五味克仁	令和6年度												
商工労働観光部商工企画室	令和7年8月21日	実地監査	川村伸浩	五味克仁	令和6年度				1								
商工労働観光部経営支援課	令和7年8月6日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度												
商工労働観光部産業経済交流課	令和7年8月1日	実地監査	五日市 王	中野玲子	令和6年度											1	
商工労働観光部定住推進・雇用労働室	令和7年7月31日	実地監査	川村伸浩	五味克仁	令和6年度												
商工労働観光部ものづくり自動車産業振興室	令和7年8月1日	実地監査	川村伸浩	五味克仁	令和6年度												
商工労働観光部観光・プロモーション室	令和7年8月1日	実地監査	川村伸浩	五味克仁	令和6年度			1									
農林水産部農林水産企画室	令和7年8月21日	実地監査	五日市 王	中野玲子	令和6年度												
農林水産部団体指導課	令和7年6月16日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度												
農林水産部流通課	令和7年8月20日	実地監査	川村伸浩	中野玲子	令和6年度												
農林水産部農業振興課	令和7年6月16日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度												
農林水産部農業普及技術課	令和7年6月11日	実地監査	川村伸浩	中野玲子	令和6年度												
農林水産部農村計画課	令和7年6月16日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度												
農林水産部農村建設課	令和7年6月11日	実地監査	川村伸浩	中野玲子	令和6年度												
農林水産部農産園芸課	令和7年6月16日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度												
農林水産部畜産課	令和7年8月1日	実地監査	川村伸浩	五味克仁	令和6年度												
農林水産部林業振興課	令和7年8月6日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度												
農林水産部森林整備課	令和7年8月1日	実地監査	川村伸浩	五味克仁	令和6年度												
農林水産部森林保全課	令和7年7月24日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度												
農林水産部水産振興課	令和7年8月1日	実地監査	五日市 王	中野玲子	令和6年度												
農林水産部漁港漁村課	令和7年8月6日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度												
農林水産部競馬改革推進室	令和7年8月20日	実地監査	五日市 王	五味克仁	令和6年度												
県土整備部県土整備企画室	令和7年8月21日	実地監査	川村伸浩	五味克仁	令和6年度												
県土整備部建設技術振興課	令和7年6月11日	実地監査	五日市 王	五味克仁	令和6年度												
県土整備部道路建設課	令和7年8月6日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度												
県土整備部道路環境課	令和7年8月6日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度												
県土整備部河川課	令和7年8月20日	実地監査	川村伸浩	中野玲子	令和6年度												
県土整備部砂防災害課	令和7年7月24日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度												
県土整備部都市計画課	令和7年6月11日	実地監査	五日市 王	五味克仁	令和6年度												
県土整備部下水環境課	令和7年7月24日	書面監査	-	五味克仁	令和6年度												
県土整備部建築住宅課	令和7年7月31日	実地監査	川村伸浩	五味克仁	令和6年度												

監 査 対 象 機 関 名	本監査年月日	監査区分 (本監査)	担当監査委員		監査対象年度		監査の結果 (指摘件数)										
					始期	終期	予算 経理	収入 事務	支出 事務	契約 事務	工事 執行	補助 金	財産 管理	行政 事務			
県土整備部港湾空港課	令和7年7月24日	書面監査	—	五味 克 仁	令和6年度												
ILC推進局	令和7年8月21日	実地監査	川 村 伸 浩	五味 克 仁	令和6年度												
出納局	令和7年8月21日	実地監査	五日市 王	中野 玲 子	令和6年度												
岩手県議会事務局	令和7年8月21日	実地監査	五日市 王	中野 玲 子	令和6年度												
岩手県教育委員会事務局教育企画室	令和7年8月21日	実地監査	五日市 王	中野 玲 子	令和6年度												
岩手県教育委員会事務局学校教育室	令和7年8月1日	実地監査	川 村 伸 浩	五味 克 仁	令和6年度												
岩手県教育委員会事務局教職員課	令和7年6月16日	書面監査	—	五味 克 仁	令和6年度												
岩手県教育委員会事務局保健体育課	令和7年8月1日	実地監査	五日市 王	中野 玲 子	令和6年度												
岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課	令和7年8月1日	実地監査	川 村 伸 浩	五味 克 仁	令和6年度												
岩手県選挙管理委員会事務局	令和7年8月6日	書面監査	—	五味 克 仁	令和6年度												
岩手県人事委員会事務局	令和7年6月11日	実地監査	川 村 伸 浩	中野 玲 子	令和6年度												
岩手県監査委員事務局	令和7年6月11日	実地監査	五日市 王	五味 克 仁	令和6年度												
岩手県警察本部	令和7年8月20日	実地監査	五日市 王	五味 克 仁	令和6年度												
岩手県労働委員会事務局	令和7年6月11日	実地監査	五日市 王	五味 克 仁	令和6年度												
岩手県収入委員会事務局	令和7年8月21日	実地監査	五日市 王	中野 玲 子	令和6年度												
岩手海区漁業調整委員会事務局	令和7年8月1日	実地監査	五日市 王	中野 玲 子	令和6年度												
盛岡広域振興局経営企画部	令和7年7月31日	実地監査	五日市 王	中野 玲 子	令和6年度												
盛岡広域振興局農政部	令和7年7月31日	実地監査	五日市 王	中野 玲 子	令和6年度												
盛岡広域振興局保健福祉環境部	令和7年7月24日	書面監査	—	五味 克 仁	令和6年度												
盛岡広域振興局農政部	令和7年7月24日	書面監査	—	五味 克 仁	令和6年度												
盛岡広域振興局林務部	令和7年7月31日	実地監査	五日市 王	中野 玲 子	令和6年度												
盛岡広域振興局土木部	令和7年7月31日	実地監査	五日市 王	中野 玲 子	令和6年度												
盛岡広域振興局土木部岩手土木センター	令和7年7月24日	書面監査	—	五味 克 仁	令和6年度												
盛岡広域振興局盛岡審査指導監	令和7年7月24日	書面監査	—	五味 克 仁	令和6年度												
県南広域振興局経営企画部	令和7年7月9日	実地監査	五日市 王	五味 克 仁	令和6年度												
県南広域振興局総務部	令和7年7月10日	実地監査	五日市 王	五味 克 仁	令和6年度												
県南広域振興局総務部花巻総務センター	令和7年7月10日	実地監査	五日市 王	五味 克 仁	令和6年度												
県南広域振興局総務部一関総務センター	令和7年7月10日	実地監査	五日市 王	五味 克 仁	令和6年度												
県南広域振興局農政部	令和7年8月6日	書面監査	—	五味 克 仁	令和6年度												
県南広域振興局農政部花巻農政センター	令和7年8月6日	書面監査	—	五味 克 仁	令和6年度												
県南広域振興局農政部一関農政センター	令和7年8月6日	書面監査	—	五味 克 仁	令和6年度												
県南広域振興局保健福祉環境部	令和7年7月9日	実地監査	五日市 王	五味 克 仁	令和6年度												
県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター	令和7年6月18日	実地監査	五日市 王	中野 玲 子	令和6年度												
県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センター	令和7年6月16日	書面監査	—	五味 克 仁	令和6年度												
県南広域振興局農政部	令和7年6月16日	書面監査	—	五味 克 仁	令和6年度												
県南広域振興局農政部花巻農林振興センター	令和7年6月18日	実地監査	五日市 王	中野 玲 子	令和6年度												
県南広域振興局農政部遠野農林振興センター	令和7年6月18日	実地監査	五日市 王	中野 玲 子	令和6年度												
県南広域振興局農政部一関農林振興センター	令和7年6月18日	実地監査	川 村 伸 浩	五味 克 仁	令和6年度												
県南広域振興局農政部北上農村整備センター	令和7年6月16日	書面監査	—	五味 克 仁	令和6年度												
県南広域振興局農政部一関農村整備センター	令和7年6月16日	書面監査	—	五味 克 仁	令和6年度												
県南広域振興局林務部	令和7年7月9日	実地監査	五日市 王	五味 克 仁	令和6年度												
県南広域振興局土木部	令和7年7月9日	実地監査	五日市 王	五味 克 仁	令和6年度												
県南広域振興局土木部花巻土木センター	令和7年6月18日	実地監査	五日市 王	中野 玲 子	令和6年度												
県南広域振興局土木部北上土木センター	令和7年6月18日	実地監査	川 村 伸 浩	五味 克 仁	令和6年度												
県南広域振興局土木部遠野土木センター	令和7年6月16日	書面監査	—	五味 克 仁	令和6年度												
県南広域振興局土木部一関土木センター	令和7年6月16日	書面監査	—	五味 克 仁	令和6年度												
県南広域振興局土木部千厩土木センター	令和7年6月18日	実地監査	川 村 伸 浩	五味 克 仁	令和6年度												
県南広域振興局奥州審査指導監	令和7年7月9日	実地監査	五日市 王	五味 克 仁	令和6年度												
県南広域振興局花巻審査指導監	令和7年7月24日	書面監査	—	五味 克 仁	令和6年度												
県南広域振興局一関審査指導監	令和7年7月10日	実地監査	五日市 王	五味 克 仁	令和6年度												
沿岸広域振興局経営企画部	令和7年7月15日	実地監査	五日市 王	五味 克 仁	令和6年度												
沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター	令和7年7月10日	実地監査	川 村 伸 浩	中野 玲 子	令和6年度												
沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター	令和7年7月23日	実地監査	川 村 伸 浩	五味 克 仁	令和6年度												
沿岸広域振興局保健福祉環境部	令和7年7月14日	実地監査	五日市 王	五味 克 仁	令和6年度												
沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター	令和7年7月10日	実地監査	川 村 伸 浩	中野 玲 子	令和6年度												
沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター	令和7年6月16日	書面監査	—	五味 克 仁	令和6年度												
沿岸広域振興局農林部	令和7年7月24日	書面監査	—	五味 克 仁	令和6年度												
沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター	令和7年6月16日	書面監査	—	五味 克 仁	令和6年度												
沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター	令和7年8月19日	オンライン	—	五味 克 仁	令和6年度												1
沿岸広域振興局水産部	令和7年7月14日	実地監査	五日市 王	五味 克 仁	令和6年度												
沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター	令和7年6月16日	書面監査	—	五味 克 仁	令和6年度												
沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター	令和7年7月22日	実地監査	川 村 伸 浩	五味 克 仁	令和6年度												
沿岸広域振興局土木部	令和7年7月14日	実地監査	五日市 王	五味 克 仁	令和6年度												
沿岸広域振興局土木部宮古土木センター	令和7年7月9日	実地監査	川 村 伸 浩	中野 玲 子	令和6年度												
沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター	令和7年7月9日	実地監査	川 村 伸 浩	中野 玲 子	令和6年度												
沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター	令和7年7月22日	実地監査	川 村 伸 浩	五味 克 仁	令和6年度												
沿岸広域振興局鉱石審査指導監	令和7年7月24日	書面監査	—	五味 克 仁	令和6年度												
沿岸広域振興局宮古審査指導監	令和7年6月16日	書面監査	—	五味 克 仁	令和6年度												
沿岸広域振興局大船渡審査指導監	令和7年6月16日	書面監査	—	五味 克 仁	令和6年度												
県北広域振興局経営企画部	令和7年7月23日	実地監査	五日市 王	中野 玲 子	令和6年度												
県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター	令和7年7月15日	実地監査	川 村 伸 浩	中野 玲 子	令和6年度												
県北広域振興局保健福祉環境部	令和7年7月22日	実地監査	五日市 王	中野 玲 子	令和6年度												
県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター	令和7年7月15日	実地監査	川 村 伸 浩	中野 玲 子	令和6年度												

監 査 対 象 機 関 名	本監査年月日	監査区分 (本監査)	担当監査委員		監査対象年度		監査の結果 (指摘件数)										
					始期	終期	予算 経理	収入 事務	支出 事務	契約 事務	工事 執行	補助 金	財産 管理	行政 事務			
県北広域振興局農政部	令和7年7月22日	実地監査	五日市	王	中野	玲子	令和6年度										
県北広域振興局農政部二戸農林振興センター	令和7年7月15日	実地監査	川村	伸浩	中野	玲子	令和6年度				1	1					
県北広域振興局林務部	令和7年7月24日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度										
県北広域振興局水産部	令和7年7月22日	実地監査	五日市	王	中野	玲子	令和6年度										
県北広域振興局土木部	令和7年7月24日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度										
県北広域振興局土木部二戸土木センター	令和7年7月24日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度										
県北広域振興局久慈審査指導監	令和7年7月24日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度										
県北広域振興局二戸審査指導監	令和7年7月24日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度										
岩手県東京事務所	令和8年1月19日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
東日本大震災津波伝承館	令和8年1月26日	実地監査	名須川	晋	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県消防学校	令和8年1月19日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県先端科学技術研究センター	令和7年8月20日	実地監査	川村	伸浩	中野	玲子	令和6年度			1							
岩手県食肉衛生検査所	令和7年10月23日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県環境保健研究センター	令和8年2月5日	実地監査	名須川	晋	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立県民生活センター	令和8年1月19日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県中央保健所	令和7年7月24日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度										
岩手県中部保健所	令和7年6月18日	実地監査	五日市	王	中野	玲子	令和6年度										
岩手県奥州保健所	令和7年7月9日	実地監査	五日市	王	五味	克仁	令和6年度										
岩手県一関保健所	令和7年6月16日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度										
岩手県大船渡保健所	令和7年6月16日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度										
岩手県釜石保健所	令和7年7月14日	実地監査	五日市	王	五味	克仁	令和6年度										
岩手県富古保健所	令和7年7月10日	実地監査	川村	伸浩	中野	玲子	令和6年度										
岩手県久慈保健所	令和7年7月22日	実地監査	五日市	王	中野	玲子	令和6年度										
岩手県二戸保健所	令和7年7月15日	実地監査	川村	伸浩	中野	玲子	令和6年度										
岩手県福祉総合相談センター	令和8年1月21日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県一関児童相談所	令和7年12月11日	実地監査	佐々木	朋和	中野	玲子	令和6年度	令和7年度									
岩手県富古児童相談所	令和7年10月23日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立一関高等看護学院	令和8年2月12日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立富古高等看護学院	令和8年1月9日	実地監査	名須川	晋	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立二戸高等看護学院	令和7年11月11日	オンライン	名須川	晋	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県精神保健福祉センター	令和8年1月19日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立杜陵学園	令和8年2月5日	実地監査	名須川	晋	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県大阪事務所	令和7年11月21日	オンライン	名須川	晋	五味	克仁	令和6年度	令和7年度			1						
岩手県名古屋事務所	令和7年11月18日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県福岡事務所	令和7年11月21日	実地監査	佐々木	朋和	中野	玲子	令和6年度	令和7年度									
岩手県立産業技術短期大学校	令和8年1月23日	実地監査	佐々木	朋和	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立産業技術短期大学校水沢校	令和8年1月19日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立千厩高等技術専門校	令和7年12月19日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立富古高等技術専門校	令和8年1月8日	実地監査	名須川	晋	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立二戸高等技術専門校	令和7年11月18日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県病害虫防除所	令和7年10月23日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県中央家畜保健衛生所	令和7年11月10日	実地監査	名須川	晋	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県南家畜保健衛生所	令和8年1月22日	実地監査	佐々木	朋和	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県北家畜保健衛生所	令和7年11月18日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県漁業取締事務所	令和8年1月22日	実地監査	名須川	晋	中野	玲子	令和6年度	令和7年度									
岩手県生物工学研究所	令和7年12月11日	実地監査	名須川	晋	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県農業研究センター	令和7年11月11日	オンライン	名須川	晋	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県農業研究センター畜産研究所	令和7年11月10日	実地監査	名須川	晋	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県農業研究センター県北農業研究所	令和8年1月8日	実地監査	佐々木	朋和	中野	玲子	令和6年度	令和7年度									
岩手県林業技術センター	令和8年2月12日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県水産技術センター	令和7年12月19日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県内水面水産技術センター	令和8年1月9日	実地監査	佐々木	朋和	中野	玲子	令和6年度	令和7年度									
岩手県立農業大学校	令和8年1月19日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
盛岡農業改良普及センター	令和7年7月24日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度										
八幡平農業改良普及センター	令和7年10月23日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
中部農業改良普及センター	令和7年11月11日	実地監査	名須川	晋	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
奥州農業改良普及センター	令和7年6月16日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度										
一関農業改良普及センター	令和7年6月18日	実地監査	川村	伸浩	五味	克仁	令和6年度										
大船渡農業改良普及センター	令和7年8月19日	オンライン	-	-	五味	克仁	令和6年度										
富古農業改良普及センター	令和7年6月16日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度										
久慈農業改良普及センター	令和7年7月22日	実地監査	五日市	王	中野	玲子	令和6年度										
二戸農業改良普及センター	令和7年7月15日	実地監査	川村	伸浩	中野	玲子	令和6年度										
北上川上流流域下水道事務所	令和7年7月30日	実地監査	五日市	王	五味	克仁	令和6年度										
花巻空港事務所	令和7年12月11日	実地監査	名須川	晋	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
盛岡教育事務所	令和7年11月18日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
中部教育事務所	令和7年12月11日	実地監査	名須川	晋	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
県南教育事務所	令和7年11月18日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
沿岸南部教育事務所	令和8年1月27日	実地監査	名須川	晋	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
宮古教育事務所	令和7年11月18日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
県北教育事務所	令和7年11月11日	実地監査	佐々木	朋和	中野	玲子	令和6年度	令和7年度									
岩手県立総合教育センター	令和7年11月18日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立生涯学習推進センター	令和7年11月18日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立図書館	令和8年1月19日	書面監査	-	-	五味	克仁	令和6年度	令和7年度									

監 査 対 象 機 関 名	本監査年月日	監査区分 (本監査)	担当監査委員	監査対象年度		監査の結果 (指摘件数)								
				始期	終期	予算 経理	収入 事務	支出 事務	契約 事務	工事 執行	補助 金	財産 管理	行政 事務	
岩手県立野外活動センター	令和8年1月26日	実地監査	名須川 晋 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立一関第一高等学校附属中学校	令和7年12月11日	実地監査	佐々木 朋 和 中野 玲 子	令和6年度	令和7年度									
岩手県立盛岡第一高等学校	令和8年2月12日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度		1							
岩手県立盛岡第二高等学校	令和8年2月5日	実地監査	佐々木 朋 和 中野 玲 子	令和6年度	令和7年度									
岩手県立盛岡第二高等学校	令和8年2月12日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立盛岡第四高等学校	令和8年2月5日	実地監査	名須川 晋 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立盛岡北高等学校	令和8年2月12日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立南昌みらい高等学校	令和8年2月5日	実地監査	佐々木 朋 和 中野 玲 子	令和6年度	令和7年度									
岩手県立杜陵高等学校	令和8年2月2日	実地監査	佐々木 朋 和 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立盛岡農業高等学校	令和7年11月10日	実地監査	名須川 晋 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立盛岡工業高等学校	令和8年2月5日	実地監査	佐々木 朋 和 中野 玲 子	令和6年度	令和7年度									
岩手県立盛岡商業高等学校	令和8年2月12日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立沼宮内高等学校	令和8年2月12日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立葛巻高等学校	令和7年12月12日	オンライン	名須川 晋 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立平舘高等学校	令和8年1月9日	実地監査	佐々木 朋 和 中野 玲 子	令和6年度	令和7年度									
岩手県立磐石高等学校	令和8年2月5日	実地監査	名須川 晋 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立紫波総合高等学校	令和8年2月12日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立花巻北高等学校	令和8年1月26日	実地監査	佐々木 朋 和 中野 玲 子	令和6年度	令和7年度									
岩手県立花巻南高等学校	令和8年2月12日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									1
岩手県立花巻農業高等学校	令和8年1月26日	実地監査	佐々木 朋 和 中野 玲 子	令和6年度	令和7年度									
岩手県立花巻青雲高等学校	令和8年1月26日	実地監査	佐々木 朋 和 中野 玲 子	令和6年度	令和7年度									
岩手県立大迫高等学校	令和7年12月19日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立遠野高等学校	令和7年12月19日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立遠野緑峰高等学校	令和8年1月22日	実地監査	名須川 晋 中野 玲 子	令和6年度	令和7年度									
岩手県立黒沢尻北高等学校	令和8年2月12日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立北上翔南高等学校	令和8年1月26日	実地監査	佐々木 朋 和 中野 玲 子	令和6年度	令和7年度									
岩手県立黒沢尻工業高等学校	令和8年1月23日	実地監査	佐々木 朋 和 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立西和賀高等学校	令和7年10月23日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立水沢高等学校	令和8年1月22日	実地監査	佐々木 朋 和 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立水沢農業高等学校	令和8年1月19日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立水沢工業高等学校	令和8年1月19日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立水沢商業高等学校	令和8年1月22日	実地監査	佐々木 朋 和 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立前沢高等学校	令和8年1月19日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立金ヶ崎高等学校	令和8年1月23日	実地監査	佐々木 朋 和 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立岩谷堂高等学校	令和8年1月19日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立一関第一高等学校	令和7年12月11日	実地監査	佐々木 朋 和 中野 玲 子	令和6年度	令和7年度									
岩手県立一関第二高等学校	令和7年12月19日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立一関工業高等学校	令和7年12月19日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立花泉高等学校	令和7年12月19日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立大東高等学校	令和7年12月19日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立千厩高等学校	令和7年12月12日	オンライン	名須川 晋 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立高田高等学校	令和8年1月21日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立大船渡高等学校	令和8年1月27日	実地監査	名須川 晋 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立大船渡東高等学校	令和8年1月19日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立住田高等学校	令和8年1月26日	実地監査	名須川 晋 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立釜石高等学校	令和7年12月19日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立釜石商工高等学校	令和8年1月23日	実地監査	名須川 晋 中野 玲 子	令和6年度	令和7年度									
岩手県立大槌高等学校	令和7年10月23日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立山田高等学校	令和7年10月23日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立宮古高等学校	令和8年1月27日	実地監査	佐々木 朋 和 中野 玲 子	令和6年度	令和7年度									1
岩手県立宮古北高等学校	令和8年1月9日	実地監査	名須川 晋 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立宮古商工高等学校	令和7年10月23日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立宮古水産高等学校	令和8年2月5日	オンライン	佐々木 朋 和 中野 玲 子	令和6年度	令和7年度									
岩手県立岩泉高等学校	令和7年10月23日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立久慈高等学校	令和7年10月23日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立久慈翔北高等学校	令和7年11月10日	実地監査	佐々木 朋 和 中野 玲 子	令和6年度	令和7年度									
岩手県立種市高等学校	令和7年11月10日	実地監査	佐々木 朋 和 中野 玲 子	令和6年度	令和7年度									
岩手県立大野高等学校	令和7年11月11日	実地監査	佐々木 朋 和 中野 玲 子	令和6年度	令和7年度									
岩手県立軽米高等学校	令和7年11月18日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立伊保内高等学校	令和8年1月8日	実地監査	佐々木 朋 和 中野 玲 子	令和6年度	令和7年度									
岩手県立福岡高等学校	令和8年1月8日	実地監査	佐々木 朋 和 中野 玲 子	令和6年度	令和7年度									
岩手県立北桜高等学校	令和8年2月12日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立盛岡視覚支援学校	令和8年2月5日	実地監査	佐々木 朋 和 中野 玲 子	令和6年度	令和7年度									
岩手県立盛岡聴覚支援学校	令和8年2月12日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立盛岡となん支援学校	令和8年2月2日	実地監査	名須川 晋 中野 玲 子	令和6年度	令和7年度									
岩手県立盛岡青松支援学校	令和8年2月2日	実地監査	佐々木 朋 和 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立盛岡峰南高等支援学校	令和8年2月12日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立盛岡みたけ支援学校	令和8年2月12日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立盛岡ひがし支援学校	令和8年2月5日	実地監査	佐々木 朋 和 中野 玲 子	令和6年度	令和7年度									
岩手県立花巻清風支援学校	令和8年2月12日	書面監査	— 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									
岩手県立前沢明峰支援学校	令和8年1月22日	実地監査	佐々木 朋 和 五味 克 仁	令和6年度	令和7年度									

監 査 対 象 機 関 名	本監査年月日	監査区分 (本監査)	担当監査委員		監査対象年度		監査の結果 (指摘件数)										
					始期	終期	予算 経理	取入 事務	支出 事務	契約 事務	工事 執行	補助 金	財産 管理	行政 事務			
岩手県立一関清明支援学校	令和7年12月19日	書面監査	—	五味克仁	令和6年度	令和7年度											
岩手県立気仙光陵支援学校	令和8年1月27日	実地監査	名須川 晋	五味克仁	令和6年度	令和7年度											
岩手県立釜石祥雲支援学校	令和8年1月23日	実地監査	名須川 晋	中野玲子	令和6年度	令和7年度											
岩手県立宮古恵風支援学校	令和8年1月27日	実地監査	佐々木 朋和	中野玲子	令和6年度	令和7年度											
岩手県立久慈拓陽支援学校	令和7年10月23日	書面監査	—	五味克仁	令和6年度	令和7年度											
岩手県盛岡東警察署	令和7年7月31日	実地監査	五日市 王	中野玲子	令和6年度												
岩手県盛岡西警察署	令和7年7月31日	実地監査	五日市 王	中野玲子	令和6年度												
岩手県岩手警察署	令和7年11月10日	実地監査	名須川 晋	五味克仁	令和6年度	令和7年度											
岩手県紫波警察署	令和8年2月2日	実地監査	名須川 晋	中野玲子	令和6年度	令和7年度											
岩手県花巻警察署	令和7年11月18日	書面監査	—	五味克仁	令和6年度	令和7年度											
岩手県北上警察署	令和7年12月11日	実地監査	名須川 晋	五味克仁	令和6年度	令和7年度											
岩手県奥州警察署	令和7年11月18日	書面監査	—	五味克仁	令和6年度	令和7年度											
岩手県一関警察署	令和7年12月11日	実地監査	佐々木 朋和	中野玲子	令和6年度	令和7年度											
岩手県千厩警察署	令和7年12月19日	書面監査	—	五味克仁	令和6年度	令和7年度											
岩手県大船渡警察署	令和8年1月19日	書面監査	—	五味克仁	令和6年度	令和7年度											
岩手県遠野警察署	令和8年1月22日	実地監査	名須川 晋	中野玲子	令和6年度	令和7年度											
岩手県釜石警察署	令和7年12月19日	書面監査	—	五味克仁	令和6年度	令和7年度											
岩手県宮古警察署	令和8年1月8日	実地監査	名須川 晋	五味克仁	令和6年度	令和7年度											
岩手県岩泉警察署	令和7年11月18日	書面監査	—	五味克仁	令和6年度	令和7年度											
岩手県久慈警察署	令和7年11月10日	実地監査	佐々木 朋和	中野玲子	令和6年度	令和7年度											
岩手県二戸警察署	令和7年11月18日	書面監査	—	五味克仁	令和6年度	令和7年度											
医療局	令和7年7月30日	実地監査	五日市 王 川村 伸浩	五味克仁 中野玲子	令和6年度												
岩手県立中央病院	令和7年7月14日	実地監査	川村 伸浩	中野玲子	令和6年度												
岩手県立中央病院附属沼宮内地域診療センター	令和7年7月14日	実地監査	川村 伸浩	中野玲子	令和6年度												
岩手県立中央病院附属大迫地域診療センター	令和8年1月22日	実地監査	名須川 晋	中野玲子	令和6年度	令和7年度											
岩手県立中央病院附属紫波地域診療センター	令和7年7月14日	実地監査	川村 伸浩	中野玲子	令和6年度												
岩手県立大船渡病院	令和7年7月22日	実地監査	川村 伸浩	五味克仁	令和6年度												
岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センター	令和7年7月22日	実地監査	川村 伸浩	五味克仁	令和6年度												
岩手県立釜石病院	令和7年7月14日	実地監査	五日市 王	五味克仁	令和6年度												
岩手県立宮古病院	令和7年7月9日	実地監査	川村 伸浩	中野玲子	令和6年度												
岩手県立胆沢病院	令和7年7月10日	実地監査	五日市 王	五味克仁	令和6年度												
岩手県立磐井病院	令和7年7月23日	実地監査	川村 伸浩	五味克仁	令和6年度												
岩手県立磐井病院附属花泉地域診療センター	令和7年7月23日	実地監査	川村 伸浩	五味克仁	令和6年度												
岩手県立遠野病院	令和8年1月22日	実地監査	名須川 晋	中野玲子	令和6年度	令和7年度											
岩手県立高田病院	令和8年1月19日	書面監査	—	五味克仁	令和6年度	令和7年度											
岩手県立久慈病院	令和7年7月22日	実地監査	五日市 王	中野玲子	令和6年度												
岩手県立江刺病院	令和7年11月11日	オンライン	名須川 晋	五味克仁	令和6年度	令和7年度											
岩手県立千厩病院	令和7年12月12日	オンライン	名須川 晋	五味克仁	令和6年度	令和7年度											
岩手県立中部病院	令和7年7月15日	実地監査	五日市 王	五味克仁	令和6年度												
岩手県立二戸病院	令和7年7月14日	実地監査	川村 伸浩	中野玲子	令和6年度												
岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター	令和7年7月14日	実地監査	川村 伸浩	中野玲子	令和6年度												
岩手県立一戸病院	令和7年10月23日	書面監査	—	五味克仁	令和6年度	令和7年度											
岩手県立大槌病院	令和7年10月23日	書面監査	—	五味克仁	令和6年度	令和7年度											
岩手県立山田病院	令和8年1月8日	実地監査	名須川 晋	五味克仁	令和6年度	令和7年度											
岩手県立軽米病院	令和8年1月8日	実地監査	佐々木 朋和	中野玲子	令和6年度	令和7年度											
岩手県立大東病院	令和7年12月12日	オンライン	名須川 晋	五味克仁	令和6年度	令和7年度											
岩手県立東和病院	令和7年12月19日	書面監査	—	五味克仁	令和6年度	令和7年度											
岩手県立南光病院	令和7年7月23日	実地監査	川村 伸浩	五味克仁	令和6年度												
企業局	令和7年7月30日	実地監査	五日市 王 川村 伸浩	五味克仁 中野玲子	令和6年度												
県土整備部(流域下水道事業会計)	令和7年7月30日	実地監査	五日市 王 川村 伸浩	五味克仁 中野玲子	令和6年度												

3 随時監査の結果

工事現場監査

県営建設工事 12件

監査対象機関	監査対象工事	監査の実施内容	監査の着眼点	監査の結果
盛岡広域振興局農政部	基幹水利施設ストック マネジメント事業岩手 7期地区（一方井ダム） 第4号工事	監査対象機関で処 理している事務のう ち、県営建設工事に ついて、関係帳票及 び現地を調査し監査 を行った。	工事の契約、完成検 査、繰越等の事務及び 施工が適正に行われ ているか、並びに工事 が経済的、効率的かつ 効果的に行われてい るかに着眼して監査 を行った。	監査した限りにおいて、 監査の対象となった事項 が、法令に適合し、正確で 、経済的、効率的かつ効果 的に行われており、おおむ ね良好と認められた。
盛岡広域振興局農政部	農地整備事業(経営体育 成型)後藤川地区第7号 工事	〃	〃	〃
県南広域振興局農政部 北上農村整備センター	農村地域防災減災事業 岩崎農場ため池2期地 区第5号工事	〃	〃	〃
県南広域振興局農政部 北上農村整備センター	農地中間管理機構関連 農地整備事業平良木地 区第10号工事	〃	〃	〃
沿岸広域振興局水産部	両石漁港漁港施設機能 強化（東防波堤その2） 工事	〃	〃	〃
沿岸広域振興局土木部	天神の沢（4）地区砂防 堰堤築造工事	〃	〃	〃
沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター	二級河川閉伊川筋藤原 地区河川災害復旧（23 災662号）水門管理棟新 築工事	〃	〃	〃
沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター	赤前上の沢（2）筋赤前 地区溪流保全工その1 工事	〃	〃	〃
県北広域振興局土木部	主要地方道久慈岩泉線 天狗橋橋梁補修工事	〃	〃	〃
県北広域振興局土木部 滝ダム管理事務所	滝ダム堰堤改良(受変電 設備等更新)工事	〃	〃	〃
県北広域振興局土木部 二戸土木センター	主要地方道二戸五日市 線似鳥地区ほか舗装補 修工事	〃	〃	〃
県北広域振興局土木部 二戸土木センター	主要地方道一戸葛巻線 落合橋橋梁補修工事	〃	〃	〃

4 行政監査（特定テーマ）の結果 広域振興局が独自に行う地域振興事業等の実施状況について

第1 行政監査の概要

1 監査の種類

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監査として、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12条）に準拠し実施した。

2 監査のテーマ

広域振興局が独自に行う地域振興事業等の実施状況について

3 監査の目的

令和3年度において「広域振興局が独自に行う地域振興事業等の実施状況について」をテーマとして、広域振興局が地域経営推進費を活用して実施する事業のうち県が単独事業として実施する事業（以下「県事業」という。）を対象に随時監査を実施した。

その後、3年が経過したところであるが、この間、新型コロナウイルス感染症や物価高騰、人手不足等に伴う経済活動への影響や、急速に進む人口減少、少子高齢化等により、地域の社会・経済を取り巻く環境は厳しさを増してきている。また、東日本大震災津波からの復興の推進は、本県の重要な課題として、引き続き取組が必要である。

このような中、広域振興局が現場主義に立脚し、地域の課題に的確に対応するとともに、完結性の高い広域行政の実施により、分権型社会の構築と産業の振興による自律的な地域づくりを進めていくため、地域経営推進費を活用した県事業の役割は、更に重要なものとなっている。

このことから、令和3年度の随時監査の報告書を踏まえ、その後の県事業の運用改善の状況などについて、当該報告書において意見を述べた事項への対応などを監査する。

また、広域振興局が地域経営推進費を活用して実施する事業には、県事業のほか市町村及び市町村長が必要と認める団体が「いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン—地域振興プラン—」等の推進に取組む事業に対して県が補助する事業（以下「市町村事業」という。）があり、より地域の実情に即した課題への対応や市町村と協働した地域づくりの推進に重要な役割を果たしている。

令和7年度の行政監査では令和3年度の県事業への随時監査の結果等を踏まえつつ、県事業と共に重要な役割を持つ市町村事業を対象に、事務事業が適正かつ効果的に実施されているかなどについて、併せて監査を実施する。

4 監査の対象

（1） 監査対象機関

ふるさと振興部地域振興室（本庁事業所管課室。以下「地域振興室」という。）、広域振興局経営企画部（広域振興局における取りまとめ機関）及び広域振興局各部等（県事業の執行機関）のうち令和6年度に県事業を実施した機関

（2） 監査実施期間

令和7年4月から令和7年12月まで

5 監査の着眼点

(1) 県事業

令和3年度の随時監査結果報告書において意見を述べた事項に対して、改善に向けた適切な対応が行われているか。

(2) 市町村事業

ア 事業採択の判断は適切に行われているか。

イ 事業の執行状況の管理は適切に行われているか。

ウ 事業目標は達成されているか、その評価は適切に行われているか。

6 監査の実施内容

県事業については、令和3年度の随時監査結果報告書において意見を述べた事項(注1)に対する対応及び現況を実地又は書面により点検した。

市町村事業については、5(2)の監査の着眼点を踏まえ、令和3年度の随時監査結果報告書において県事業に対して意見を述べたものと同様の事項に加え、事業による財産取得等の手続き及び事業の評価に関する事項についての対応及び現況を実地又は書面により点検した。

これらの点検項目のうち、一件限度額(注2)の定めに関する事項及び成果指標の目標値及び実績値の記載に係る事項については、令和6年度に実施した全事業(県事業125事業、市町村事業155事業、計280事業)を対象とした。事業の継続に係る事項、本庁事業等との調整に係る事項、事業の進捗確認に係る事項、事業数と事業規模に係る事項、成果指標の設定に係る事項及び事業の評価に関する事項については、令和6年度に実施した事業のうち、広域振興局毎に県事業、市町村事業それぞれ5～6事業を抽出し、計41事業(県事業21事業、市町村事業20事業)を対象とした。また、関係機関等で構成する団体との随意契約に係る事項及び事業による財産取得等の手続きに係る事項については、全事業のうちそれぞれ該当する事業を対象とした。また、事業評価結果の公表等に係る事項については、広域振興局毎の対応を点検の対象とした。

(1) 定期監査における点検

ア 広域振興局において地域経営推進費を所管する経営企画部に対し、県事業及び市町村事業について、一件限度額の設定、事業の継続運用、進捗管理等について広域振興局としての方針を実地において点検した。

イ 地域経営推進費のうち県事業を施行した広域振興局各部等に対し、抽出した県事業21事業の継続運用、成果指標等について実地又は書面により点検した。

ウ 地域経営推進費のうち市町村事業の交付手続を担当した広域振興局経営企画部に対し、抽出した市町村事業20事業の継続運用、成果指標等について実地において点検した。

(2) 補足調査

ア 定期監査における点検の結果、更に確認が必要な事項について、広域振興局経営企画部及び各部等に対し、書面により調査を実施した。

イ 調査に必要な事項について、地域振興室から資料を徴し、調査を実施した。

(3) 予備監査

地域経営推進費を所管する地域振興室に対し、広域振興局に対する指導、制度に係る考え方

及び(1)(2)の結果に対する見解について確認した。

(4) 本監査

地域振興室に対し、実地において本監査を実施した。

(注1) 「業務委託の契約方法について」は、財務監査の一環として継続的に点検を実施してきており、監査した限りにおいて、概ね良好と認められていることから、今回監査の対象外とした。

(注2) 一件限度額 1事業当たりの事業費の限度額

第2 監査の結果

1 対象事業の実施状況

(1) 広域振興局別の事業実施件数

令和6年度における広域振興局別の事業実施件数及び事業費は表1のとおりである。

【表1-1】広域振興局別の事業実施件数及び事業費（県事業）

広域振興局	事業数	事業費（円）	一件当たり 事業費（円）	最大の事業費 （円）
盛岡	22	23,501,817	1,068,264	3,666,994
県南	24	30,822,666	1,284,278	4,848,362
沿岸	41	37,318,392	910,205	3,333,224
県北	38	23,905,017	629,079	2,095,750
計	125	115,547,892	924,383	4,848,362

事業数が少ない盛岡及び県南広域振興局では一件当たりの事業費が大きく、事業数が多い沿岸及び県北広域振興局では一件当たりの事業費が小さい傾向がみられた。

【表1-2】広域振興局別の事業実施件数及び事業費（市町村事業）

広域振興局	事業数	事業費（円）	一件当たり 事業費（円）	最大の事業費 （円）
盛岡	40	56,493,000	1,412,325	4,922,000
県南	22	78,653,000	3,575,136	6,666,000
沿岸	43	84,134,000	1,956,605	10,450,000
県北	50	75,619,000	1,512,380	8,690,000
計	155	294,899,000	1,902,574	10,450,000

事業数が少ない県南広域振興局において、一件当たりの事業費が大きい傾向が見られた。

(2) 広域振興局別、事業規模別の事業実施件数

令和6年度における広域振興局別、事業規模別の事業実施件数は表2のとおりである。

【表2-1】広域振興局別、事業規模別の事業実施件数（県事業）

広域振興局	50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 300万円未満	300万円以上	計
盛岡	9	6	4	3	22
県南	5	9	9	1	24
沿岸	14	14	12	1	41
県北	20	11	7	0	38
計	48	40	32	5	125

広域振興局毎の事業数と事業規模には明確な関連は認められなかった。

【表 2 - 2】広域振興局別、事業規模別の事業実施件数（市町村事業）

広域振興局	100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円 以上	計
盛岡	22	18	0	0	40
県南	4	13	5	0	22
沿岸	16	24	2	1	43
県北	25	23	2	0	50
計	67	78	9	1	155

事業数が最も少ない県南広域振興局において、事業規模が大きい事業が多い傾向が認められた。

(3) 事業小区別の事業実施件数

令和6年度に実施した広域振興局別の地域経営推進費事業について、その目的別に分類した15の「事業小区分」別の事業実施件数は表3（別紙）のとおりである。

(4) 事業のアウトプット区別の事業実施件数

令和6年度に実施した広域振興局別の地域経営推進費事業について、事業の目的を達成するための事業活動により算出されるものを態様別に分類した8つの「アウトプット区分」別の事業実施件数は表4（別紙）のとおりである。

2 県事業における令和3年度随時監査結果報告書意見への対応について

令和6年度に実施した県事業全125事業を対象に、令和3年度随時監査結果報告書意見への対応について点検した。このうち広域振興局毎に5～6事業抽出した21事業について、定期監査等において重点的に点検した。21事業の事業内容や成果指標・実績等は表5（別紙）のとおりである。

(1) 事業計画の立案について

ア 取扱要領と実際の運用との相違について

(ア) 令和3年度随時監査結果報告書の意見

取扱要領(注3)の別表1では、一件限度額は、予算の範囲内で局長が定めること、また、継続運用は行わず、局長が特に必要と認める事業については、3箇年を限度に継続運用を認めることと規定しているが、実際の運用は、一件限度額を定めていた広域振興局はなく、また、半数以上が継続事業であり、中には3箇年を超えて継続していた事業もあるなど、取扱要領と実際の運用との間に相違がみられた。

限度額の定めや継続運用の可否は事業を企画立案する際の基本となる定めであることから、事業成果の発現や制度運用上の自由度、財政規律等の観点から検討するとともに、制度運用の周知・徹底に努められたい。

(注3) 取扱要領 地域経営推進費取扱要領(平成19年3月26日地域振興部長決裁)のこと。地域経営推進費の取扱いに関し、必要な事項を定めるもの。

(イ) 意見を踏まえた県の対応

A 一件限度額の定めについて

地域振興室において、広域振興局毎に地域経営推進費の一件限度額を定めることについての考え方を確認したところ、次のとおり回答があった。

「地域経営推進費取扱要領(平成19年3月26日地域振興部長決裁)」(以下「取扱要領」という。)において「一件限度額は、局長が必要と認めるときは、予算の範囲内で局長が定める。」こととしているが、この規定は各広域振興局における県事業及び市町村事業の採択に当たり、予算配分面での制約を設ける必要が生じた際に備えて定めたものである。なお、令和4年3月に取扱要領を改正し、「局長が必要と認めるときは」の文言を追加することにより、一件限度額を定めるか否かを局長の裁量に委ねることを明確に規定している。

B 継続運用について

上記意見を踏まえ、地域振興室では、地域経営推進費の県事業に係る事務取扱通知(以下「事務取扱通知(県事業)」という。)を毎年発出し、その中で示した「地域経営推進費(県事業)チェックリスト(以下「チェックリスト(県事業)」という。)に基づいて、広域振興局各部等において事業計画策定時に以下のチェック項目を確認するよう指導している。

項目4 継続事業について、要領において限度とされている3箇年以内になっているか。
項目7 (継続事業の場合)前年度の評価・振り返りを踏まえた事業内容になっているか。

(ウ) 点検結果

A 一件限度額の定めについて

各広域振興局における一件限度額の定めの有無を確認したところ、一件限度額を設定している事業はなかった。理由を確認したところ、表6のとおりであった。

【表6】一件限度額を定めていない理由（県事業）

広域振興局	一件限度額を定めていない理由
盛岡	圏域の課題解決に向けて必要であると局長が判断した事業について十分な予算を確保する必要があるため。
県南	広域振興局への配分額や予算枠の条件などが確定する前に、一件限度額を定めて次年度事業の審査を行うことは適当ではないため。
沿岸	予算を最大限効果的に活用するため。
県北	明確に一件限度額を定めていないが、1000万円を超える事業は広域振興事業の活用を促している。

各広域振興局では、それぞれの事業に応じて必要な事業費を確保する必要があることなどから、予算の制約がある中においても、一律に一件限度額を定めることは行っていない。

なお、広域振興局別の事業規模については表2-1のとおりであり、令和6年度は125事業中120事業(96.0%)が300万円未満であり、一件限度額を定めていなくとも、事業費が一定の範囲内の額となっていた。

B 継続運用について

各広域振興局において、意見を踏まえて発出された事務取扱通知（県事業）に基づき、前年度の評価・振り返りを踏まえた継続運用の検討が行われているかなどについて確認したところ表7のとおりであった。

【表7】各広域振興局における事業の継続運用の検討状況

広域振興局	継続運用の検討状況
盛岡	事業実績報告や次年度事業採択時のヒアリングにおいて、成果と課題を十分に検証し、継続の必要性を確認している。
県南	継続運用を認める場合は、事業毎に個別に局長協議を実施し、事業の重要性や目的を考慮に入れて継続可否を判断している。
沿岸	具体的な基準は設けていないが、当該事業の継続が地域課題の解決又は地域振興に必要な効果的であるか、過年度の取組成果及び計画内容等により個別に検討し、局長協議により継続運用の可否を決定している。
県北	継続することで事業効果を高められる期待がある取組であること。継続運用しなければ、十分な事業成果を得ることが難しい取組であること。

各広域振興局においては、それぞれ前年度の事業成果及び前年度からの実施内容の見直しを踏まえて継続事業の採択の可否を検討するとしている。

そして、上記の検討の下で、令和6年度に実施された125事業の継続運用がどのような状況となっているかについて確認したところ、広域振興局別、事業開始年度別(注4)の事業数については、表8のとおりであった。

【表8】広域振興局別、事業開始年度別の事業数（県事業）

広域振興局	令和6年度	令和5年度	令和4年度	計
盛岡	6	8	8	22
県南	8	9	7	24
沿岸	18	13	10	41
県北	18	10	10	38
計	50	40	35	125

(注4) 事業開始年度は、事業書に記載する「開始年度」から判断している。

令和6年度に実施された125事業については、いずれも令和4年度以降に開始されていて3箇年を超えて継続とされている事業はなく、そのうち令和4年度又は5年度に開始された継続事業の数は、75事業(60.0%)と、依然として半数以上を占めている。

継続を認めた理由を把握するため、定期監査等で点検した21事業について確認したところ、継続事業は19事業であり、継続を認めた理由は、表9(別紙)のとおりであった。

全ての事業で「計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある」「実施の必要性が継続している」ことなど、事業の実施に対してニーズがあることを採択の理由としていた。例として、「計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある」としている沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センターが実施する「宮古地域食産業振興事業」では、小口混載や地域の集荷システムの整備による低コストな物流体制の構築や販路拡大等を目的として、新たな交通ネットワークを活用した物流体制を構築し、販路を開拓する事業の実証試験を行う事業を継続するとしている。継続するに当たり、前年度事業の成果として「実証試験の実施により、新たな体制による物流コストの低減が可能であることが明らかになった」ことにより、前年度からの見直しとして「実証試験によって明らかとなった低コストの新たな体制を活用し、販路拡大を図る」こととし、継続を認めていた。

また、「事業の必要性が継続している」としている県北広域振興局で実施した「北いわての『食・技』販路拡大促進事業」では、地域外での販路拡大の促進及び販売力向上の支援を目的として、県内陸部及び青森県三八地域における物産PRイベントの開催を行う事業を継続することとしている。継続するに当たり、これまでの売上額や客数が確認できる資料の提出を求め、成果等をヒアリングした結果、事業者からのニーズがな

お多く、イベントにおける売上も上がっていたことを理由として継続を認めていた。一方で、このように数値に基づく客観的な成果を確認し継続事業の採択を検討している事業は4事業に過ぎないものであった。

(エ) 現状の評価

A 一件限度額

一件限度額の定めについては、予算配分面での制約を設ける必要が生じた際に備えて定めたものとのことであり、各広域振興局の事業実施状況についてみると、一件限度額を定めていなくても、殆どの事業が300万円未満となっている中で、特段問題はなかったものと認められる。

B 継続運用

事業計画の策定に当たって、継続事業とする場合には、チェックリスト(県事業)により3箇年以内となっているか、前年度の評価・振り返りを踏まえた事業内容になっているかについて確認する仕組みが作られていた。この仕組みにより、各広域振興局では、事業成果及び前年度からの見直しを考慮して採択の決定を行っているとしており、採択された継続事業の数は半数以上を占めていて、取扱要領において原則として継続運用は行わないという規定と実際の運用との間には依然として相違がみられる状態となっていた。

また、成果指標の実績値のように客観的な指標に基づいて継続事業の採択を検討している事業は19事業中4事業のみであり、継続とした判断基準が分かりにくい状態となっていた。

イ 本庁事業等との調整について

(ア) 令和3年度随時監査結果報告書の意見

取扱要領3の運用基準では本庁政策との整合性を十分に図ること、また、マニュアル(注5)では本庁事業との棲み分けや連携など、本庁関係室課との調整を求めているが、調整が行われていない事業や形式的な確認にとどまっていると認められる事業が4割程度あった。

本庁事業等と重層的に実施される事業もあるものと考えられるが、それぞれの役割分担を明確にして実施する必要があることから、事業執行機関においては、本庁関係室課はもとより、市町村や関係団体等と意思疎通を図り事業を立案するとともに、事業取りまとめ機関においては、事業執行機関における本庁事業等との調整結果等の確認を徹底するよう努められたい。

また、複数の広域振興局で同趣旨の事業が実施されており、効率性や経済性の観点から、広域振興局間での調整のほか、本庁事業での実施も検討されたい。

(注5) マニュアル 地域振興室では「地域経営推進費事業書作成マニュアル」を作成し、事業計画書や事業実績書の様式の記載方法、必要性・効率性・公平性など事業の論理的な企画立案のための視点、事業評価結果の活用等を示している。

(イ) 意見を踏まえた県の対応

地域振興室では、広域振興局に対し、「事務取扱通知（県事業）」により「本庁で実施すべき事業ではないか、本庁実施事業との重複がないか、又は本庁関係部局・他の広域振興局等と連携を図ることにより更なる成果が期待できないか等を検討し、本庁関係部局等と十分調整を図る」よう指導している。また、事業書の記載例を示し、どのような観点からの調整をし、当該調整記録の記載をすべきか周知している。

このほか、県南広域振興局及び県北広域振興局では、広域振興局各部に対する地域経営推進費事業の募集通知において、「本庁及び市町村との協議・調整を十分図ったうえで、内容が重複することのないよう事業を検討するとともに、関係部局との連携を検討する」よう指導している。

(ウ) 点検結果

定期監査等で点検した 21 事業について、本庁関係室課との調整状況及び内容の確認方法について点検したところ、表 10（別紙）のとおりであった。

各事業の本庁関係室課との調整は、主として実施しようとする事業が本庁事業とは重複しないことを確認することにより行われていて、中には、本庁事業との役割分担や連携について調整を行っているものも見受けられた。また、県北広域振興局経営企画部で実施する「北いわての『食・技』販路拡大促進事業」においては、広域振興局間で実施内容との調整を行っていて、沿岸広域振興局経営企画部が実施する「三陸物産商品力向上・販売支援事業」と県内陸部における物産 P R イベントを合同開催し、イベントに係る経費も出店者で按分していた。

また、事業の採択を審査する各広域振興局の経営企画部における各事業の調整状況の確認方法についてみると、盛岡、沿岸及び県北広域振興局では、事業採択ヒアリング時に事業実施機関に対して本庁関係室課との調整状況の記載内容を確認していて、県南広域振興局では、これに加えて本庁の担当室課に対し、本庁事業との調整の有無や重複の有無について確認を行っていた。

(エ) 現状の評価

地域振興室及び広域振興局経営企画部により、実施機関に対し本庁関係室課等との調整について指導が行われており、各事業では、主として本庁事業との重複のないことを確認する調整が行われていた一方で、広域振興局間で実施内容等の調整を行うことにより、事業の効率的、効果的な運用に繋がった事業も認められた。

ウ 事業数と事業規模について

(ア) 令和 3 年度随時監査結果報告書の意見

各広域振興局の監査対象期間における年度ごとの平均事業数は、多いところで約 49 事業、少ないところで約 22 事業を実施していた。

各広域振興局とも事業取りまとめ機関を中心に、重点方針等を定めて事業立案を行っ

ていたが、事業数の多さが不用額を生じる一因にもなっており、実施しようとする事業が課題の解決に向けて、具体的にどのように寄与するのか、また、適正な事業規模となっているか十分に検討するように努められたい。

また、内容の異なる複数の細事業を1事業として実施している事例が散見されたが、事業全体としての評価が難しいものもみられたことから、1事業とすることが適当か事業計画の立案段階で吟味されたい。

(イ) 意見を踏まえた県の対応

地域振興室では、実施機関に対し「地域経営推進費事業書作成マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を示し、その中で事業の構成が「投入－活動－成果－目的」から成り立ち、事業計画の策定に当たり、実施しようとする事業が課題の解決に向けて、具体的にどのように寄与するのかを明確にするよう指導している。また、マニュアルにおいて、事前に見込まれる効果を異なる事業規模でシミュレーションし、その結果から最終的な事業規模を算出するよう指導している。

(ウ) 点検結果

マニュアルにより事業計画の策定に当たっての事業規模の検討等について指導されているところであるが、個々の事業の従前との検討状況の変化を客観的に判断することは困難なため、今回の点検においては、令和3年度随時監査結果報告書において意見を付している事業数と不用額の状況について確認することとした。令和6年度に実施した事業について、広域振興局別の事業数と不用額は表11のとおりであった。

【表11】広域振興局別の事業数と不用額との関係（県事業）

広域振興局	事業数	事業費（円）	不用額（円）	不用額の割合（％）
盛岡	22	23,501,817	1,809,183	7.70
県南	24	30,822,666	1,989,334	6.45
沿岸	41	37,318,392	3,971,073	10.64
県北	38	23,905,017	2,152,575	9.00
計	125	115,547,892	9,922,165	8.59

これによると、各広域振興局の事業数は、22事業から41事業と令和3年度随時監査結果報告書における事業数と大差のないものとなっている。事業数と不用額の関係については、事業数が多い沿岸及び県北広域振興局で、不用額及び不用額の割合が大きくなっているが、割合が大きい広域振興局においても事業費の1割程度となっていた。

また、事業数と不用額の発生の関係について確認するため、令和6年度に実施した事業のうち、不用額が30万円以上かつ不用額の割合が30%以上である事業である6事業について、不用額が発生した理由を確認した。

その結果、経費の掛からないものに代替できたことにより事業費が削減されたものが

5事業、購入を予定していた機器がメーカーの都合により年度内の納入が不可能となったことにより事業が縮小されたものが1事業であり、広域振興局毎の事業数の多寡と不用額の発生について特に関連は認められなかった。

なお、各広域振興局においては、進捗状況確認の結果を活用し、追加募集を行うことにより、不用額の削減及び地域経営推進費予算の有効活用を図っている。広域振興局別の追加募集の実施時期及び追加募集により採択した事業の件数は表12のとおりである。

【表12】 広域振興局別の追加募集の実施時期及び追加募集により採択した事業の件数

広域振興局	追加募集の時期	追加採択、追加交付を行った件数
盛岡	9月	0
県南	9月	3
沿岸	7月	1
県北	7月、10月	5

(エ) 現状の評価

地域振興室により、実施しようとする事業が課題の解決に向けて、具体的にどのように寄与するのか、また、適正な事業規模となっているか十分に検討するよう指導が行われている。

令和6年度においては、令和3年度の監査時と事業数については大きな変化はみられず、事業数が多い広域振興局は事業数が少ない広域振興局に比して不用額が大きい傾向が見られたものの、不用額の発生要因は、必ずしも事業数が多いことによるものとは認められなかった。各広域振興局においては、地域経営推進費の追加募集を行うなどの不用額の削減に向けた取組が行われて一定の成果を上げているものの、不用額の発生を早期に把握して他事業との調整を実施するなど、工夫の余地も認められる。

(2) 事業執行について

ア 事業の進捗管理について

(ア) 令和3年度随時監査結果報告書の意見

各広域振興局とも対象事業の進捗状況について定期的に確認を行っていたが、一方では事業数が多いこともあり、各年度とも不用額等が生じていることに加え、一部の事業においては、関係者との事前の調整不足等により、当初計画していた取組を中止していた事例もみられたことから、事業計画の立案段階はもとより、実施段階においても適切な進捗管理に努められたい。

(イ) 意見を踏まえた県の対応

地域振興室ではチェックリスト(県事業)を示し、事業執行時にチェックリストの項目「事業の進捗管理について、定期的実施したか。」を確認して県事業の事業設計、事業

完了後の事務手続を進めるよう指導している。

(ウ) 点検結果

事業実施段階における進捗管理状況について確認するため、各広域振興局における地域経営推進費の進捗確認方法について点検したところ、表 13 のとおりであった。

【表 13】各広域振興局の進捗確認方法及び確認内容（県事業）

広域振興局	進捗確認方法	確認内容
盛岡	電話、メールにより随時確認を行っている。	事業の進捗状況（各事業の各節の執行状況、今後の支出の見込み）
県南	四半期ごとに「業務進捗状況調書」の提出を求め、広域振興局長に報告している。 このほか、年 1 回、経営企画部による進捗状況ヒアリングを実施している。	対象四半期の取組状況、取組状況の検証（成果と課題）、次四半期の取組方針
沿岸	地域経営推進費事業を含めた沿岸広域振興局全体の業務方針の進捗状況について、四半期ごとに分析・評価を行っている。	事業の現状と課題・今年度の取組内容、対象四半期までの取組内容と成果及び課題、今後の取組予定
県北	9 月補正、2 月補正及び決算見込調査のタイミングで、全事業の進捗と予算の執行状況に係る項目を所定の様式に入力して報告することとしている。	事業の進捗状況（予算執行状況、予算の執行状況の説明、予算執行が遅れている場合その要因・課題等、今後の対応）

進捗状況確認は各広域振興局経営企画部独自の方法で行われていて、県南、沿岸及び県北広域振興局では、経営企画部に対し定期的に事業の取組状況や課題、今後の取組状況を報告することとしている。一方、盛岡広域振興局では、電話、メール等により随時に事業の執行状況や今後の支出状況を確認することとしている。

また、各広域振興局では、9 月及び 2 月の補正予算の編成時の執行見込額調査の際に、事業の変更がある場合はその理由、内容及び所要額を報告することとしている。

定期監査等で点検した 21 事業について、各広域振興局の進捗確認方法及び確認内容を点検した結果、県南、沿岸及び県北広域振興局で実施した 16 事業については表 13 に記載する内容により実施されていることを「広域振興圏業務方針進捗状況調書」の記録により確認した。盛岡広域振興局で実施した 5 事業については、進捗状況の確認記録が残されておらず、確認することはできなかった。

なお、21 事業の中には、当初計画していた取組を中止しているなどの事業は無かった。

(エ) 現状の評価

地域振興室は、交付要綱及び事務取扱通知（県事業）を通じ、各事業の進捗状況確認が行われるよう促している。

事業の進捗状況については、個々の地域経営推進費事業の進捗状況確認とは別に、補正予算要求時に県全体の所要額の調査の一環として、事業内容を変更するものについては、状況把握が行われている。

しかし、地域経営推進費事業の進捗状況について、実施段階において適切な進捗管理を行うためには、補正予算時の状況把握だけでは不十分であり、盛岡広域振興局においても、県南、沿岸及び県北広域振興局において実施されているように、定期的に事業の取組状況や課題、今後の取組予定の報告を行うことが、確実な事業執行管理上必要であると認められる。

イ 関係機関等で構成する団体との随意契約について

(ア) 令和3年度随時監査結果報告書の意見

広域振興局と市町村、関係団体等が協議会等を組織して事業を実施する場合において、広域振興局が事務局を担っているにも拘らず、当該協議会等に対し特命随意契約により業務を委託している事例がみられたが、事業執行の透明性や経済性の観点から適当とは言い難いことから、事業の執行体制のあり方を検証するよう努められたい。

(イ) 意見を踏まえた県の対応

上記意見を踏まえ、地域振興室ではチェックリスト（県事業）を示し、事業執行時にチェックリストの項目「事業目的を達成するための手段として適当か」を確認して、事業設計の段階で、随意契約による委託実施等の手段の適切性を検討するよう指導している。

(ウ) 点検結果

広域振興局が事務局を担っている団体（以下、「県事務局団体」という。）と特命随意契約により業務を委託した事業を確認したところ、該当するものが2事業認められた。

当該2事業について、地域振興室の指導に基づき、随意契約による委託実施の手段の適切性を確保したものとなっているかについて確認するため、まず、県が直接事業を実施するのではなく、外部機関を通して事業を実施している理由について確認し、更に、当該団体と特命随意契約を行っている理由について確認した。

その結果は、表14（別紙）のとおりであり、外部団体を通して事業を実施する理由については、事業の実施に当たり、関係する市町村や農林水産業の各分野の団体等と調整が必要であり、県のみで事業を効率的に実施することが困難であること、事業の目的を果たすためには県だけでなく関係団体からの助言や協力が不可欠であることとの回答があった。

次に、当該団体と特命随意契約とした理由については、農林水産業又は林業・木材産業振興施策の推進を目的に管内の関係団体を構成員として設立された唯一の団体であることとしている。

また、当該2事業の契約は、県事務局団体と、当該団体業務に関する広域振興局の担当部局が契約を締結していることから、執行管理体制が適切か否かについて点検したとこ

る、緑をつなぐ森林レクリエーション事業は異なる職員が担当しているが、宮古・下閉伊「食材キングダム」ブランディング事業は同一の職員が担当していた。

(エ) 現状の評価

事業の目的を達成するために、県のみで事業を実施することが困難であるとして外部機関に業務の委託を行う場合、当該外部機関が県事務局団体の場合には、県から委託された業務を団体事務局に併任された県職員が行うこととなり、両者間で委託を行う必然性が一般にわかりづらいものとなる。

本件2事業の場合、地域の農林水産業の振興等の事業を実施するに当たって、事業に参加する主体が当事者意識を持ち、協働して事業を進めていく機運醸成や体制づくりを行うことも重要であるため、管内の農林水産業関係の機関・団体を構成員として設立された唯一の団体である当該県事務局団体に対し特命随意契約により業務を委託していること自体は、必ずしも不相当とはいえない。

一方、その場合は、特に事業執行の透明性や相互牽制の確保に配慮する必要があるが、県事務局団体2事業のうち、1事業では広域振興局の委託契約担当者と同団体の委託契約担当者が同一の職員であったことから、相互牽制を確保する観点からは事業執行体制が適切ではない。

(3) 事業目標の達成状況、事業結果の評価について

ア 成果指標の設定について

(ア) 令和3年度随時監査結果報告書の意見

目標値の達成度(注6)は、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止等により低下したが、対象事業の約半数の指標で80%以上の達成度となっていた。一方、評価実施要領(注7)及びマニュアルでは、適切な指標の設定を求めているが、事業書の記載からは多くの指標が活動内容指標(注8)となっており、成果指標を設定しているものにあっても、単に地域振興プランで設定する目標と同一にするなど事業目的との整合性が不明確なものや、現状と比較して明らかに目標値が過小と考えられるものもみられた。

このことから、事業目的や事業規模に応じて事業の成果を適切に把握できる指標(マニュアルに定める「事業実施により事業対象にもたらされる変化・影響を端的に表す指標」)の設定の徹底のほか、事業担当者が適切な成果指標の設定や評価を行うことができるよう人材育成の取組に努められたい。

(注6) 目標値の達成度 事業成果を評価する成果指標で設定する目標値に対する実績値の割合。

(注7) 評価実施要領 地域振興室は「地域経営推進費事業評価実施要領」において、事業の評価方法、評価結果の検証及び報告、事業評価結果の公表等、事業実施主体及び広域振興局による事業評価のために必要な事項を規定している。

(注8) 活動内容指標 当該事業で実施した活動実績を評価するための指標。

(イ) 意見を踏まえた県の対応

地域振興室では、地域経営推進費の成果指標の設定についてマニュアルにより、従来から成果指標は「事業実施により事業の対象にもたらされる変化・影響を端的に表す指標」とするよう指導している。

令和3年度随時監査結果報告書の意見を踏まえて、令和4年3月に広域振興局経営企画部あてに「地域経営推進費の運用について（令和4年3月9日付けふるさと振興部地域振興室長通知）」を发出し、行政活動の結果算出されたサービス量の指標となる活動指標と同サービスによりもたらされた成果の指標となる成果指標の違いなどに具体的に触れながら、適切な成果指標の設定について指導している。この資料では、地域経営推進費事業における成果指標と同様にとらえることのできるKPI（重要行政評価指標）設定に関するポイントを参考として示して、それによると、成果指標は「客観的な成果」を表す指標であること、事業との「直接性」のある効果（事業との因果関係が明確、事業により現れた成果であると説明できる）を表す指標であること、「妥当な水準」の目標が定められていることが必要とされている。

また、地域振興室では、令和4年3月に、広域振興局地域経営推進費取りまとめ担当職員を対象に、適切な成果指標の設定についての理解を促進するための説明会を設け、評価実施要領及びマニュアルの趣旨やポイントについて解説するなど、理解促進の機会としている。

各広域振興局では、地域振興室の指導に基づき局内各部に対して成果指標の設定について指導しているほか、県北広域振興局では、地域経営推進費事業の募集通知において、提出に当たっての留意事項として「内容の異なる複数の細事業を1事業として実施することにより、事業全体としての評価が困難にならないようにすること。」と指導している。

(ウ) 点検結果

定期監査等で点検した21事業の成果指標について、適切に設定されているか確認したところ、事業の成果を適切に把握することが可能か疑義のある事業が9事業確認された。9事業の事業名、主な事業の内容、アウトプット区分、成果指標、疑義の内容については表15（別紙）のとおりである。

9事業の事業内容についてみると、主として地元産業の人材確保や県産物の認知度を高めることなどを目的としたイベントを開催したり、管内観光やスポーツイベント等に関する情報をSNS等で発信したりするなど、それぞれ目的に応じた情報の浸透を図るため、アウトプット区分を「イベント開催」、「情報発信」とするものとなっていて、各3事業、計6事業を占めている。その他の3事業は、企業間連携等を活性化するビジネスマッチングを図るなどのための専門家派遣を行うもの、物流体制の構築や販路拡大開拓に関する調査・実証実験を行うもの、地域の環境活動団体に環境学習の委託を行うことにより当該団体の活動の活性化を図るものであり、それぞれアウトプット区分を「専門家派遣」、「調査・実証実験」、「地域活動等支援」とするものとなっている。

そして、9事業の疑義の内容については、事業の実施内容そのものを指標としていて活

動内容指標となっているものが6事業（アウトプット区分が「イベント開催等」3事業、「情報発信」、「専門家派遣」、「地域活動等支援」各1事業）、事業内容との直接性が少なく指標に対する影響度が小さいと史料される事業が2事業（同区分が「情報発信」2事業）、事業内容の変更に伴う見直しを行っておらず、事業内容と指標との整合性を欠くこととなったと史料される事業が1事業（同区分が「調査・実証実験」）となっている。

これらの事業について、担当部に当該指標を設定した理由を確認したところ、活動内容指標となっているものについては数値化可能な指標が他にないと思われたこと、成果指標に対する影響度が小さいと史料されるものについてはいわて県民計画（2019～2028）の実効性を確保するために策定された第2期アクションプランにおいても同じ成果指標が設定されていたことなどの回答があった。

事業の成果を適切に把握することが可能か疑義のある事業には、アウトプット区分を「イベント開催等」、「情報発信」とするものが多くみられたが、表4-1（別紙）に示すように、県事業においては全125事業のうち「イベント開催等」が49事業、「情報発信」が16事業、計65事業（52.0%）を占めている。したがって、数値化可能な指標が他にないと思われる場合においては、他の同様の事業における成果指標の設定例が参考となるものと思料される。定期監査等で点検した21事業についてみると、このうちアウトプット区分が「イベント開催等」である事業は9事業となっていて、これらの中には成果指標をイベントの開催そのもの（活動内容指標）ではなく、参加者数や売上高など、事業実施と「直接の関連性」がある「客観的な指標」を設定しているものがあった。

また、事業の成果を適切に把握することが可能か疑義のある事業の中で、事業内容との直接性が少なく、指標に対する影響度が小さいと史料される事業については、設定理由を第2期アクションプランにおいても同じ指標が設定されていることとしているが、例えば「第2期アクションプラン・政策推進プラン」における「50の政策項目」の中で「県が取り組む具体的な推進方策」の目標として設定される指標のほとんどは、政策項目の実現のために複数の事業を複合的に実施した結果、達成を目指すものとなっていて、1事業で目標を達成することは困難である。例として、盛岡広域振興局が実施した「盛岡広域サイクルツーリズム推進事業」において成果指標としている「スポーツ大会・合宿・イベントの参加者数」については、政策推進プランの政策項目の一つである「26 文化芸術・スポーツを生かした地域をつくります」で実施する具体的推進方策である「スポーツを生かした人的・経済的な交流の推進」の目標の一つとされて、5つの事業により成果指標の達成を目指しており、新たに実施する本事業のみで当該成果指標達成を目指すことは困難であると思料される。

（エ） 現状の評価

地域振興室は、マニュアル等により適切な成果指標の設定について指導を行っているほか、広域振興局地域経営推進費取りまとめ担当職員を対象に説明会を設けるなど、適切な成果指標の設定や評価を行うことができるよう人材育成に努めている。

しかしながら、今回の監査においても、一部の事業の成果指標は、活動内容指標となっ

ていたり、事業による影響度が小さいと思料される指標となっていたりして、事業実施により事業対象にもたらされる変化・影響を端的に表しておらず、事業の成果が適切に把握されているとはいえないものとなっていた。

このうち、数値化可能な指標が他にないとして成果指標が活動内容指標となっている事業については、アウトプット区分が同様の事業で成果指標の設定の参考となるであろう事業が他に多数実施されていた。また、全庁的に複数の事業で達成しようとする指標と同一の指標を単独の事業の成果指標として設定していることは、成果指標の水準として適当ではなく、複数の事業の中で、当該事業がどのような役割を果たすこととなるのかについての他事業との調整が不十分といえる。

イ 事業書への目標値及び実績値の記載について

(ア) 令和3年度随時監査結果報告書の意見

評価実施要領では、事業完了時に事業書に事業実績等を記載すること、また、マニュアルでは、目標値と実績値を記載することが定められているが、目標値そのものが設定されていない事業書があるとともに、作成時点で実績値が把握できていないものも含め、実績値が未記載の事業書も散見された。

目標値及び実績値は、事業成果を客観的に把握するとともに、施策の方向性や事業内容の改善等に重要であることから、確実な記載及び記載内容の確認の徹底に努められたい。

(イ) 意見を踏まえた県の対応

地域振興室は、チェックリスト（県事業）により「計画書兼実績書において、達成状況及び目標の実績・達成度が記載されているか。」を確認することで、成果指標の目標値及び実績値の記載の徹底を図っている。

(ウ) 点検結果

現状を確認するため、令和6年度に実施された事業の事業書を点検し、成果指標の目標値及び実績値の記載の有無を確認したところ、目標値については全ての事業で記載されていたものの、実績値については全125事業中21事業について、集計中や調査中などとしていた。これらの21事業の成果指標及び令和7年8月時点での実績値の記載状況は表16（別紙）のとおりとなっていた。

集計中等としている21事業については、観光客入込数や売上高等、集計に時間を要するものが成果指標となっていて、事業書の実績取りまとめ時に記載が間に合わない状況となっている。また、このうち10事業については、令和7年度も継続して実施されていることから、これらの事業については継続事業の採択審査時に成果指標の実績値は考慮されていないことになる。

また、これらの実績値については、地域振興室において、成果目標の達成度等を把握し、継続中の事業や関連事業の見直し、翌年度の各事業の進捗状況、翌々年度の施策推進の検討の参考資料として活用されているが、集計中等としている21事業の実績値確定後の対

応について確認したところ、盛岡及び県北広域振興局の8事業は、実績値確定後に地域振興室に対して事業計画書兼事業実績書を再提出しているものの、県南及び沿岸広域振興局の13事業では実績値確定後の再提出を行っていないとの回答があった。

(エ) 現状の評価

地域振興室は、チェックリスト（県事業）の活用により、成果指標の目標値及び実績値の記載の徹底を図っていた。

これらの対応により、成果指標の目標値については記載が徹底されていたものの、実績値については21事業が事業完了後に集計に時間を要する成果指標が設定されていることにより実績の記入ができない状態となっていて、監査時点で事業効果の測定と、それを踏まえた事業の検証を実施できておらず、このうち令和7年度も継続して実施されている10事業は成果指標による事業の成果の検証を行ったうえで継続の判断が行われていたとはいえない。

また、一部の広域振興局では、実績値確定後も地域振興室に対する報告が行われておらず、地域振興室における翌年度以降の事業実施等の検討に活用されていなかった。

ウ 事業評価結果の公表等について

(ア) 令和3年度随時監査結果報告書の意見

評価実施要領では、事業評価結果の圏域懇談会等への報告及びホームページ等での公表を求めており、全ての広域振興局においてホームページで公表していたが、圏域懇談会等への報告は一つの広域振興局で行われていなかった。

県民に対する説明責任を果たし、県政への理解と参画を促進する上でも、適切な事業評価と結果の公表等は重要であることから、今後も分かりやすい説明等に工夫を凝らし、積極的な公表等に努められたい。

(イ) 意見を踏まえた県の対応

地域振興室では、評価実施要領に規定されている、「事業評価結果の圏域懇談会等への報告」及び「事業採択における前年度等の事業評価結果の活用」について、令和4年3月に広域振興局の地域経営推進費取りまとめ担当職員を対象に実施した説明会の場で、改めて徹底を指示している。

(ウ) 点検結果

各広域振興局による事業評価結果の圏域懇談会等への報告及びホームページでの公表の状況を点検したところ、表17のとおりであった。

なお、報告及び公表の方法は、県事業と市町村事業とで共通している。

【表 17】 事業評価結果の圏域懇談会等への報告及びホームページでの公表

広域振興局	圏域懇談会等への報告	ホームページでの公表	圏域懇談会等への報告及びホームページでの公表の方法
盛岡	行われている	行われている	事業評価結果一覧表に地域経営推進費事業の「事業実施主体による評価」を記載し公開している。
県南	行われている	行われている	県南広域振興圏施策評価結果調書に地域振興プラン別に掲載し報告している。
沿岸	行われている	行われている	沿岸広域振興圏施策評価結果調書に地域振興プラン別に掲載し報告している。
県北	行われている	行われている	事業評価結果一覧表に地域経営推進費事業の「事業実施主体による評価」を記載し公開している。

このうち広域振興圏施策評価結果調書により報告している県南及び沿岸広域振興局では、地域経営推進費の事業別ではなく、第2期アクションプラン（そのうち第2期地域振興プラン）全体の事業を施策別に報告及び公表を行って、地域経営推進費に該当する事業の明示はされていなかった。両広域振興局にその理由を確認したところ「個々の事業の地域振興プランにおける位置づけや、他の事業との関連性を示すことに適しているため」「施策評価には施策の方向性、事業の背景や成果等が網羅的に記載されているため理解しやすく、県民に公開する情報として適切であるため」との回答があった。

なお、地域振興室に対し、事業評価結果の報告及び公表の方法について、方針を確認したところ、「圏域ごとに異なる圏域懇談会の委員から、報告及び公表の方法について意見があり得ること」「各広域振興局における住民への説明責任を果たすための創意工夫を尊重すべきと考えられること」により、広域振興局の裁量に委ねているとの回答があった。

(エ) 現状の評価

地域振興室では、広域振興局の担当職員を対象に、改めて「圏域懇談会等への報告」と「ホームページでの公表」の徹底について説明会を実施している。

これらにより、全ての広域振興局において、圏域懇談会等への報告及びホームページでの公表が行われており、意見のとおり対応されている。

一方、一部の広域振興局においては、広域振興局の全体施策の中で地域経営推進費事業についても公表しているが、地域経営推進費に該当する事業の明示がされておらず、公表の方法を工夫することにより、地域経営推進費事業の実施による地域の課題への対応状況等の評価を、県民により分かりやすく伝えることができると考えられる。

エ 事業目標の達成状況について

(ア) 点検の趣旨

事業の進捗確認、成果指標の設定等、地域経営推進費事業の目的を達成するための取組についての点検に加え、事業実施の結果である事業の達成状況及びその推移等につい

て点検し、点検結果を分析することにより地域経営推進費事業の実施による成果の発現状況及び事業の継続実施による効果を点検した。

(イ) 点検結果

事業実施による成果の発現状況を点検するため、全 125 事業の令和 6 年度の成果指標である 184 指標（1 事業で複数の指標を設定しているものがある。）の達成度について確認したところ、表 18（別紙）のとおりとなっていた。

これによると、達成度が 100% 以上のものは 99 指標（53.8%）であった一方で、達成度が 50% 未満のものは 17 指標（9.2%）であり、そのうち当該達成度のまま令和 6 年度で事業が完了したものは 6 指標（3.3%）であった。

また、実績値が調査中であることなどの理由により、達成度の記載がなく、事業実施による成果の発現状況が把握できないものが 28 指標（15.2%）あった。

さらに、継続事業における経年による達成度の推移について確認するため、184 指標のうち、継続中の全年度の達成度の推移が把握できる 61 指標について、達成度の増減等の状況により分類したところ、表 19（別紙）のとおりとなっていた。

これによると、令和 6 年度において達成度が 100% 以上となっているものが 35 指標（57.4%）あり、このうち事業初年度は達成度が 100% 未満だったものが令和 6 年度において 100% 以上となったものが 9 指標（14.8%）あった。

一方、令和 6 年度において達成度が 100% 未満となっているものが 26 指標（42.6%）あり、このうち達成度が上昇したものが 6 指標（9.8%）、達成度が下降したものが 19 指標（31.1%）あった。また、継続して実施したものの令和 6 年度の達成度が 50% 未満であったものが 8 指標（13.1%）あり、このうち令和 6 年度で事業が完了したものは 3 指標（5.5%）、令和 7 年度も事業が継続しているものは 5 指標（8.2%）あった。

(ウ) 現状の評価

全 125 事業の成果指標のうち、全体の半数以上で達成度が 100% 以上となっている一方で、約 1 割の指標で達成度が 50% 未満となっており、これらの指標を設定している事業については、6 年度の事業終了時点で事業実施による成果が十分得られているとはいえない。

また、継続事業に係る 61 指標のうち、達成度が事業開始年度に比して上昇して 100% 以上となった成果指標を設定している事業は、継続して実施したことによる効果が発現している一方、継続して実施したにもかかわらず、達成度が事業開始年度に比して下降した成果指標や、令和 6 年度の達成度が 50% 未満であった成果指標を設定していた事業については、事業を継続して実施したことによる効果が十分発現していない。この中には、令和 7 年度も継続して実施している事業も認められたが、継続して実施したにもかかわらず効果が十分発現しないまま引き続き令和 7 年度の採択判断を行っていることから、継続の判断に当たり事業の効果が考慮されているか疑義がある。

3 市町村事業に係る点検結果について

令和6年度に実施した市町村事業全155事業を対象に、監査の着眼点を踏まえ、令和3年度随時監査結果報告書意見に係る事項について点検した。このうち広域振興局毎に5事業抽出した20事業について、定期監査等において重点的に点検した。20事業の詳細は表20（別紙）のとおりである。

(1) 事業の採択について

ア 一件限度額の定めについて

(ア) 点検の趣旨

一件限度額の定めは事業を採択する際の基本となるものであることから、市町村事業についても、一件限度額の定めに関する検討が適切に行われているか、一件限度額の定めの有無により個別事業への影響があるか点検した。

(イ) 点検結果

市町村事業についても、県事業と同様、広域振興局毎の一件限度額の定めについては、各広域振興局における事業の採択に当たり、予算配分面での制約を設ける必要が生じた際に備えているものである。

各広域振興局に対し、市町村事業で一件限度額の定めの有無を確認したところ、盛岡及び県南広域振興局では定めており、沿岸及び県北広域振興局では定めていなかった。その理由について確認した結果は表21のとおりである。

【表21】 広域振興局における一件限度額の定めの有無と理由（市町村事業）

広域振興局	定めの有無	一件限度額	理由
盛岡	定めている	10,000千円	市町村事業は、管内市町からの要望事業数も多く、諸課題や特色ある取組(事業)に幅広く対応できるよう、令和4年度から補助限度額を定めている。
県南	定めている	5,000千円(財政力指数が県内市町村の平均以下の市町は6,666千円)	市町村事業は、県南管内8市町から出される事業要望の件数や事業費にバラつきが多いため、市町への配分バランスを平準化しやすくするために限度額を定めている。
沿岸	定めていない	—	予算を最大限効果的に活用するため。
県北	定めていない	—	これまでの採択状況などから管内市町村の事業要望が概ね均等になっており、市町村毎の過不足が生じておらず、採択時の事業調整に支障がないため。

盛岡及び県南広域振興局は、諸課題や特色ある事業に幅広く対応することや、市町への配分バランスを平準化しやすくすることを目的として一件限度額を定めている。沿岸及び県北広域振興局は、県事業と同様に、それぞれの事業に応じて必要な事業費を確保す

る必要があることなどから、予算の制約がある中においても、一律に一件限度額を定めることは行っていない。

一件限度額を定める理由の一つとして、上記の「諸課題や特色ある事業に幅広く対応する」ことが挙げられる。その影響の有無を確認するため、一件限度額を定めている広域振興局と定めていない広域振興局とで事業規模の分布について確認したところ、表 2-2 のとおりであった。

【表 2-2】広域振興局別、事業規模別の事業実施件数（市町村事業）（再掲）

広域振興局	100 万円未満	100 万円以上 500 万円未満	500 万円以上 1000 万円未満	1000 万円以上	計	500 万円未満の 事業の割合
盛岡	22	18	0	0	40	100%
県南	4	13	(注9) 5	0	22	77.3% (注10) 100%
沿岸	16	24	2	1	43	93.0%
県北	25	23	2	0	50	96.0%
計	67	78	9	1	155	93.5%

(注9) 財政力指数が県内市町村の平均以下の市町で実施する事業

(注10) 財政力指数が県内市町村の平均以下の市町で実施する事業を除いた割合

まず、広域振興局別の事業数については、一件限度額を定めている広域振興局は、盛岡広域振興局が 40 事業、県南広域振興局が 22 事業であり、一件限度額を定めていない広域振興局は、沿岸広域振興局が 43 事業、県北広域振興局が 50 事業であった。一件限度額を標準 500 万円として定めている県南広域振興局が 22 事業と他広域振興局よりも少なくなっている。

また、広域振興局別の事業規模については、令和 6 年度は 155 事業中 145 事業 (93.5%) が 500 万円未満となっていて、広域振興局別にみると、一件限度額の定めのない 2 広域振興局と、同定めが 1000 万円と大きい盛岡広域振興局においてはいずれも 90%以上となっていた。一件限度額を標準 500 万円とする県南広域振興局では、他の広域振興局と比較して、事業規模が 100 万円以上の頻度が高く、財政力指数が県内市町村の平均以下の市町（上限 6,666 千円）への一件限度額を 666 万円と引き上げていることから、500 万円以上の事業が 5 事業みられるなど、事業規模が一件限度額の設定額付近に偏っている傾向がある。

(エ) 現状の評価

一件限度額の定めについては、県事業と同様に予算配分面での制約を設ける必要が生じた際に備えて定めたものとのことであり、各広域振興局の事業実施状況についてみると、盛岡、沿岸及び県北広域振興局では、一件限度額の定めが如何にかかわらず、殆どの事業の配分額が 500 万円未満となっている中で、予算配分面での制約を設けていなくて

も、特段問題はなかったものと認められる。一方、県南広域振興局は、事業規模が一件限度額付近に偏っている結果、他の広域振興局と比較して1件当たり事業費が多額(表2-2参照)となっていて、事業件数も少ないものとなっていることから、一件限度額の定めにより事業数、事業規模が一定の影響を受けていることが想定された。

イ 事業の継続について

(ア) 点検の趣旨

継続運用の可否は事業を採択する際の基本となる定めであることから、市町村事業についても、継続運用に係る例外措置を適切に運用し、事業採択が適切に行われているかどうか点検した。

(イ) 点検結果

地域振興室及び各広域振興局が行っている市町村に対する地域経営推進費の継続運用に関する周知状況について確認した。

地域振興室では、継続運用についての原則及び例外を定めた取扱要領を示して指導しているほか、「地域経営推進費(市町村事業)の取扱に関するQ&A」を示し、その中で継続運用を例外的に認めることを周知している。また、事業計画書兼事業実績書と併せて提出する「地域経営推進費(市町村事業)チェックリスト(以下「チェックリスト(市町村事業)」という。)」に基づいて、広域振興局各部において、事業採択時に継続事業に係る以下のチェック項目を確認するよう指導している。

項目4 継続事業について、要領において限度とされている3箇年以内になっているか。
 項目7 (継続事業の場合)前年度の評価・振り返りを踏まえた事業内容になっているか。

上記の地域振興室の指導を踏まえて、各広域振興局における事業の継続運用の検討状況は県事業と同様、表7に記載のとおりであり、それぞれ、前年度の事業結果及び前年度からの実施内容の見直しを踏まえて継続事業の採択の可否を検討するとしている。

そして、上記の検討の下で、令和6年度に実施された155事業の継続運用がどのような状況となっているかについて確認したところ、広域振興局別、事業開始年度別の事業数については、表22のとおりであった。

【表22】広域振興局別の事業開始年度別の事業数(注11)(市町村事業)

広域振興局	令和6年度	令和5年度	令和4年度	計
盛岡	28	4	8	40
県南	15	6	1	22
沿岸	31	8	4	43
県北	31	15	4	50
計	105	33	17	155

(注11) 事業書に記載する「開始年度」から判断している。

令和6年度に実施された155事業については、いずれも令和4年度以降に開始されていて3箇年を超えて継続とされている事業はなく、そのうち令和4年度又は5年度に開始された継続事業の数は、50事業(32.3%)と3割以上を占めているものの、県事業の60.0%と比較して継続事業の割合が小さく、新規事業の割合が大きい。

継続事業の審査状況については、審査は事業成果及びそれを踏まえた事業の見直しの実施について確認することが重要であるため、定期監査で点検した20事業のうち継続事業である14事業について、事業成果を考慮して採択の検討が行われているか、前年度から実施内容の見直しが行われているかを調査した。

その結果、14事業のうち12事業においては前年度の事業成果の評価を考慮したうえで継続事業の採択が検討され、実施内容の見直しが行われた上で採択されていたが、「海から紡ぐ洋野町PR事業(実施機関:洋野町)」及び「二戸市産業活性化促進事業(同:二戸市)」の2事業については、前年度からの事業成果の評価を考慮して採択されていたものの、前年度からの事業内容の見直しは行われていなかった。

継続を認めた理由は、表23(別紙)のとおりであった。

県事業と同様、全ての事業で「計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある」「実施の必要性が継続している」ことなど、事業の実施に対してニーズがあることを採択の理由としていた。例として、「計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある」としている盛岡市が実施した「盛岡市自然環境調査事業」は、盛岡市内を3つのエリアに分けて、1年に1つのエリアの調査を実施することとしており、盛岡広域振興局ではこの計画を妥当と判断して継続を認めていた。

また、「事業の必要性が継続している」としている県北広域振興局が採択し二戸市が実施した「二戸市産業活性化促進事業」では、産業まつりを開催し、二戸市の産業を市民に広く周知するとともに、市内の経済活性へつなげることを目的として、物販、飲食ブースやステージイベントを開催する事業を継続することとしていた。この事業では、イベントの売上額や客数等の成果をヒアリングした結果を理由として継続を認めていた。なお、同様に、数値化された成果を考慮して継続事業の採択を検討している事業は5事業であった。

(ウ) 現状の評価

事業計画の策定に当たっては、広域振興局経営企画部により、継続運用についての原則及び例外等について、Q&Aを示したりチェックリスト(市町村事業)を活用したりして継続運用に関する項目の確認を促すことにより周知していた。この仕組みにより、各広域振興局では、事業成果及び前年度からの見直しを考慮して採択の検討を行っているとしており、採択された継続事業の数は、県事業に比して割合は小さいものの、3割以上を占めていて、取扱要領において原則として継続運用は行わないという規定と実際の運用の間には相違がみられる状態となっていた。

また、客観的な指標に基づいて継続事業の採択を検討している事業は点検した15事業中5事業のみであり、一部の事業で前年度からの事業内容の見直しを行わず継続事業の

採択が行われており、継続の手続きが不適當であったりして、継続とした判断が分かりにくい状態となっていたりする状況が見受けられた。

ウ 本庁事業等との調整について

(ア) 点検の趣旨

地域経営推進費事業の採択に当たっては、本庁、広域振興局が実施する事業と、市町村が実施する事業との役割分担を明確にし、実施内容の重複や不整合を避けることや、事業間の連携による効率化を図ることが重要である。このため、市町村事業についても、本庁事業等との調整が適切に実施されているかについて点検した。

(イ) 点検結果

地域振興室が発出する地域経営推進費の市町村事業に係る事務取扱通知（以下「事務取扱通知（市町村事業）」という。）には、事務取扱通知（県事業）と異なり、本庁各室課との調整に係る記述がないことから、市町村による本庁関係部局との調整について地域振興室に確認したところ、次のとおり回答があった。

市町村への負担軽減の観点から、市町村事業では、市町村による本庁各室課との調整は要しない。「事務取扱通知（市町村事業）」では、市町村及び広域振興局の担当課があらかじめ十分連携調整することを求めており、この中で、本庁各室課との調整が行われることとなる。

なお、県事業と異なり、市町村が本庁各室課との調整を直接行っていないことから、事業書への本庁事業等との調整の状況の記載を要しないこととされている。このため、各事業における調整状況の内容を確認することができなかったことから、取りまとめ機関である広域振興局経営企画部に対し、事業採択時に行う市町村事業と本庁実施事業との調整状況の確認方法を点検した結果、表 24 のとおりであった。

【表 24】事業採択時の本庁事業等との調整状況等の確認方法（市町村事業）

広域振興局	確認方法
盛岡	事業採択に当たり、市町村に対して、広域振興局の事業担当課を通じて本庁担当課に確認した旨をヒアリング時に確認している。 さらに、直接広域振興局内各部に対し本庁室課との事業重複がないか等について文書により照会することにより再確認している。
県南	事業採択に当たり、市町村に対して、広域振興局の事業担当課を通じて本庁担当課に確認した旨をヒアリング時に確認している。 さらに、既存の補助事業の有無や他制度の対象となっていないかどうかなどについて広域振興局の関係部等に再確認している。 必要に応じて、本庁関係室課にも確認を行っている。
沿岸	事業採択に当たり、市町村に対して、広域振興局の事業担当課を通じて本庁担当課に確認した旨をヒアリング時に確認している。 本庁事業の重複が懸念される場合は、本庁各室課に直接確認を行っている。
県北	事業採択に当たり、市町村に対して、広域振興局の事業担当課を通じて本庁事業等との調整の有無をヒアリング時に確認している。

全ての広域振興局で、市町村と広域振興局の事業担当課との調整の中で、事業担当課を

通じて、主として本庁事業等と重複しないことの確認が行われていることについて、市町村に対する事業採択のヒアリング時に確認していた。なお、この確認では本庁事業等との調整状況を事業書により確認することができないことから、その具体的内容については事前に市町村と広域振興局の担当部との間で十分連携調整を行っていることが前提の上での確認となっている。盛岡及び県南広域振興局においては、それに加えて、取りまとめ機関である経営企画部から広域振興局の担当部に対して、本庁事業との調整の有無について書面により確認を行っている。

(ウ) 現状の評価

各広域振興局経営企画部による事業採択時における市町村事業と本庁実施事業との調整状況の確認については、市町村に対し事業採択のヒアリング時に本庁事業との調整の有無について確認しているが、この確認は事前に市町村と広域振興局の担当部との間で十分連絡調整を行っていることが前提の上での確認となっており、事業の採択に当たっては、市町村に対する確認のみでは十分とはいえず、盛岡広域振興局や県南広域振興局のように、その調整の内容については具体的に確認することが必要と考えられる。また、その際には、県事業と同様に、地域経営推進費事業と本庁事業等との調整状況を事業書等に記載することにより、効率的に採択の審査を行うことができると考えられる。

エ 事業数と不用額の状況について

(ア) 点検の趣旨

事業数の多さが不用額が生じる一因となっているのか確認するため、市町村事業についても、広域振興局毎の事業数と不用額との関係について点検した。

(イ) 点検結果

令和6年度に実施した事業について、広域振興局別の事業数と不用額は、表25のとおりであった。

【表25】広域振興局別の事業数と不用額（市町村事業）

広域振興局	事業数	事業費（円）	不用額（円）	不用額の割合（％）
盛岡	40	56,493,000	1,791,000	3.17
県南	22	78,653,000	2,678,000	3.40
沿岸	43	84,134,000	9,631,000	11.45
県北	50	75,619,000	2,554,000	3.38
計	155	29,489,900	16,654,000	5.65

この結果によれば、事業数が最も多い県北広域振興局と事業数が最も少ない県南広域振興局の不用額や不用額の割合は大差のないものとなっているなど、事業数と不用額の発生との間に特に関係性は見受けられない。

なお、各広域振興局においては、進捗状況確認の結果を活用し、地域経営推進費の追加募集を行うことにより、不用額の削減及び地域経営推進費予算の有効活用を図っている。広域振興局別の追加募集の実施時期及び追加募集により採択した事業の件数は表 26 のとおりである。

【表 26】 広域振興局別の追加募集の実施時期及び追加募集により採択した事業の件数

広域振興局	追加募集の時期	追加採択、追加交付を行った件数
盛岡	9月	6
県南	9月	1
沿岸	7月	6
県北	7月、10月	7

(ウ) 現状の評価

令和6年度においては、事業数と不用額の発生について因果関係は認められなかった。各広域振興局においては、進捗状況確認と併せて、市町村に対して地域経営推進費の追加募集を行うなどの不用額の削減に向けた取組が行われており、一定の成果を上げている。

(2) 事業の執行管理状況について

ア 事業の進捗管理について

(ア) 点検の趣旨

事業の進捗状況管理が適切に行われていない場合、状況の変化等を把握できず、事業の中止や成果目標の未達成につながる可能性があることから、市町村事業についても、事業者に対して適切に進捗状況確認について指導しているか、進捗状況確認が適切に行われているか点検した。

(イ) 点検結果

事業の進捗管理について、実施機関である市町村に対してどのように指導が行われているか点検した。

地域振興室では、交付要綱において「補助事業者は、対象事業の遂行状況について、所管局長の指示があったときは、速やかに、遂行状況報告書により、所管局長に報告しなければならない。」としている。そして、事務取扱通知（市町村事業）でチェックリスト（市町村事業）を示し、事業執行時にチェックリストの項目「事業の進捗管理について、定期的実施したか。」を確認して市町村事業の事業設計、事業完了後の事務手続を進めることとしている。

上記の地域振興室の指導を踏まえて地域経営推進費の進捗管理が行われているか確認するため、各広域振興局における地域経営推進費の進捗確認方法について点検したところ、表 27 のとおりであった。

【表 27】各広域振興局の進捗確認方法（市町村事業）

広域振興局	進捗確認方法	確認内容
盛岡	毎年度、独自の様式により市町に対し6月末、10月末時点の事業進捗状況を確認している。	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況 ・事業始期、事業完了予定時期 ・事業実施状況 ・今後の事業実施予定 ・収支状況 ・変更がある場合、その理由
県南	例年、全ての事業を対象として7月・11月に遂行状況報告を求めており、報告の内容を踏まえて適切な事業執行となるよう市町の指導を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の遂行状況（実施済、今後予定） ・事業に係る収支の状況 ・事業の完了（予定）年月日 ・計画通りでない場合、その理由
沿岸	年3回（6月・8月・10月）に各事業の執行状況調査を実施し、各市町村の取りまとめ担当課に対して進捗確認を依頼している。必要に応じて、交付決定の変更や追加募集を行い、地域経営推進費の積極的な活用を促すこととしている。	<ul style="list-style-type: none"> ・実施内容ごとの事業実施スケジュール ・費目ごとの支出計画及び実績 ・変更交付申請の見込 ・変更交付申請の理由
県北	各事業の進捗と予算の適正な執行状況を確認するため、毎月、市町村担当者に対して事業遂行状況報告書の項目をメールにより確認している。	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の遂行状況（実施済、今後予定） ・事業に係る収支の状況 ・事業の完了（予定）年月日 ・計画通りでない場合、その理由

県南広域振興局を除き、進捗状況確認時に遂行状況報告書の提出は求めておらず、広域振興局独自の方法により進捗状況確認を行っている。

独自の方法による進捗状況確認を行っている広域振興局についても、遂行状況報告書により報告すべき項目は概ね含まれていて、全ての広域振興局で、年2回以上定期的な進捗状況確認が行われている。

これを踏まえ、定期監査等で点検した20事業のうち事業実施期間が短く進捗状況確認の時期にかからなかった2事業を除く18事業について、進捗状況確認の実施状況を遂行状況報告書や事業進捗状況確認調書などの記録により確認したところ、表27に記載のとおり実施されていることを確認した。

なお、20事業の中には、当初計画していた取組を中止、縮小しているなどの事業は見受けられなかった。

（ウ） 現状の評価

地域振興室は、交付要綱及び事務取扱通知(市町村事業)を通じ、各事業の進捗状況確認が行われるよう促している。

事業の進捗状況報告については、いずれの広域振興局においても、年2回以上の定期的な進捗状況確認を、交付要綱に基づく遂行状況報告書又は同報告書に準じた項目を確認することにより行っており、適切な進捗状況確認を確実に実施するための仕組みが構築されていると認められる。

イ 事業による財産取得の手続について

(ア) 点検の趣旨

地域経営推進費には財産の取得及び財産の効用を増加させることを目的とした事業があることから、地域経営推進費における財産取得の手続が適切に実施されているか点検した。

(イ) 点検結果

事務取扱通知（市町村事業）において「市町村長は、事業により取得し又は効用が増加した財産（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）がある場合は、様式6（取得財産等管理台帳）を整備、保管することとし、事業完了時及び財産の異動があった際は、当該財産管理台帳の写しを局長に提出すること。」とされている。

そこで、全155事業のうち、財産の取得が想定される事業として「地方財政状況調査」において「普通建設事業」又は「災害復旧事業」に区分される事業（ハード事業）として市町村から報告があった11事業について、取得財産等管理台帳が提出されているか否かについて点検した。

その結果、取得財産等管理台帳が提出されていた事業は5事業であり、6事業については提出されていなかった。5事業の取得財産及び取得額は表28（別紙）のとおりである。

提出されていなかった事業についてその理由を確認したところ、5事業は1件当たりの取得価格が50万円未満であり、1事業は市町村による財産取得を伴わない事業であったことから、提出されていないことについて問題は確認されなかった。

(ウ) 現状の評価

監査した限りにおいて、取得財産等管理台帳の提出手続という点においては、地域経営推進費事業における財産取得の手続きは適切に実施されていた。

(3) 事業目標の達成状況、事業評価の結果について

ア 成果指標の設定について

(ア) 点検の趣旨

評価実施要領及びマニュアルでは、事業目的や事業規模に応じて事業の成果を適切に把握できる指標の設定の徹底を求めていることから、市町村事業についても、適切な成果指標を設定するよう指導しているか、事業の成果を適切に把握できる指標が設定されているか点検した。

(イ) 点検結果

地域振興室では、県事業と同様、マニュアルにより、成果指標は「事業実施により事業の対象にもたらされる変化・影響を端的に表す指標」とするよう指導しているほか、活動指標と成果指標の違いや具体例に触れながら、適切な成果指標の設定について指導するとともに、事業計画書を作成する際には、チェックリスト（市町村事業）の成果指標に係る項目で「アウトカム指標か」「客観的か」「直接性があるか」「妥当な水準か」について確認することとしている。

実際に適切な成果指標が設定されているか確認するため、定期監査等で点検した20事業の成果指標を点検したところ、事業の成果を適切に把握することが可能か疑義のある事業が5事業確認された。5事業の事業名、主な事業の内容、アウトプット区分、成果指標、疑義の内容については表29（別紙）のとおりである。

5事業の事業内容についてみると、県事業において多数を占めていた、アウトプット区分を「イベント開催」、「情報発信」とするものは、それぞれ、地元産品や人材確保のためのPRイベントを開催する事業、震災学習モデルコースのモニターツアーを実施する事業の各1事業となっている。それ以外の3事業は、地元飲食店等の魅力度向上のために特産品提供技術の指導を行うもの、各種計画の基礎資料とする自然環境調査等を実施するもの、生徒の学力向上を図るなどのため公営塾を運営するもので、それぞれのアウトプット区分は「専門家派遣」、「調査・実証試験」「会議・セミナー等開催」となっている。

そして、5事業の疑義の内容については、事業の実施内容そのものを指標としていて活動内容指標となっているものが4事業（アウトプット区分が「調査・実証試験」、「専門家派遣」、「情報発信」、「イベント開催」）、事業内容と指標との整合性を欠くと思料される事業が1事業（同区分が「会議・セミナー等開催」）あった。

これらの事業について、市町村で当該指標を設定した理由及び各広域振興局において当該指標を認めた理由を確認したところ、活動内容指標となっているものについては事業実施そのものが成果につながると考えられるなどの回答があった。

上記5事業について、県事業と同様に、成果指標の設定の参考となるようなアウトプット区分（施策の実施態様）が同一で、事業の成果を適切に把握できる例がないかを確認した。アウトプット区分が「イベント開催等」、「情報発信」とするものについては、県事業等においても多数見受けられるところではあるが、そのほか、アウトプット区分が「専門家派遣」である事業において、成果指標を、専門家を派遣した事業所数（活動内容指標）ではなく、利用者が増加した施設数や新商品の開発件数など、事業実施と「直接の関連性」がある「客観的な指標」に設定している例があった。

(ウ) 現状の評価

地域振興室は、マニュアル等により成果指標の設定について、広域振興局及び市町村に対して周知している。また、チェックリスト（市町村事業）により、成果指標の設定について申請時に広域振興局がチェックできる体制がとられている。

しかしながら、一部の事業では、活動内容指標又は事業内容との整合性を欠くと思料さ

れる指標を設定していて、これらの指標は、事業実施により事業対象にもたらされる変化・影響を端的に表しておらず、事業の成果が適切に把握されているとはいえないものとなっていた。

このうち成果指標が活動内容指標となっている事業の中には、他にアウトプット区分が同様の事業で成果指標の設定の参考となるであろう事業が実施されているものもあった。

イ 事業の評価について

(ア) 点検の趣旨

地域経営推進費事業に限らず、事業実施による成果を把握して評価を行い、その評価結果を記録しておくことは、事業成果を客観的に把握するとともに、施策の方向性の検討や事業内容の改善等に重要であることから、市町村への助言等の実施状況及び事業書への評価結果の記載について点検した。

(イ) 点検結果

地域振興室は、マニュアルにより、活動項目等の目標に実績が達しなかった理由や、事業実施段階で判明した留意すべき点など、今後、事業を継続する場合や類似事業を企画する場合に参考となる事項を事業書の「事業の評価・振り返り」欄に記載し、記載に当たっては客観的な記載に努めるよう指導しているほか、事務取扱通知（市町村事業）や評価実施要領において、事業採択に当たって事業評価の結果を活用することや、地域経営推進費評価実施要領に基づく評価を行うべきことについて定めていた。

また、各広域振興局においては、事業完了時に事業書の確認を行う際に、内容に疑義がある場合は個別に助言し、必要に応じて記載の修正を求めている。

このほか、県北広域振興局では、市町村内において、企画担当課と事業担当課との間での調整が十分に行われず、必要な事業評価の記載に至らない場合が散見されていることを踏まえ、令和7年度から事業計画策定段階において、市町村の企画担当者及び事業担当者双方を対象とした説明会を新たに実施し、成果指標に基づく評価記載の重要性と具体的な記載方法について周知を図っていた。

これらの指導に基づき、適切に事業の評価・振り返りが行われているかどうか確認するため、定期監査等で点検した20事業を対象に事業書の「事業の評価・振り返り」欄を点検した。具体的には、成果指標の達成度が100%未満であった場合に、目標に達しなかった理由が事業書に記載されているか、また「事業の評価・振り返り」欄に、事業実施段階で判明した留意すべき点等について記載されているかについて点検を行い、その結果は表20（別紙）のとおりであった。

達成度が100%未満の11事業のうち、5事業では目標に達しなかった理由が事業書に記載されていたが、6事業では記載されていなかった。

また、「事業の評価・振り返り」欄に、事業実施段階で判明した留意すべき点等について記載している事業は20事業中6事業であり、14事業は事業の成果に係る記載のみで、

事業の実施内容の分析が行われていなかった。

(ウ) 現状の評価

地域振興室及び広域振興局は、市町村に対し、事業の評価及び振り返りについてマニュアルや事務取扱通知(市町村事業)等を示したり、事業の評価及び振り返りの手法等について、説明会の開催や個別に助言を行ったりするなどして周知を図っていた。

しかしながら、事業書を点検したところ、成果指標の実績が目標に達しなかった理由及び事業実施段階で判明した留意すべき点等の記載がない事業が少なからず見受けられ、これらの事業は十分な事業の評価が行われているとは認められないことから、市町村の事業評価に対する理解は十分とはいえない。

ウ 事業書への目標値及び実績値の記載について

(ア) 点検の趣旨

目標値及び実績値は、事業成果を客観的に把握するとともに、施策の方向性や事業内容の改善等に重要であることから、事業書に成果指標の目標値及び実績値が記載されているか点検した。

(イ) 点検結果

地域振興室の対応を確認したところ、チェックリスト(市町村事業)により「計画書兼実績書において、達成状況及び目標の実績・達成度が記載されているか。」を確認することで、成果指標の目標値及び実績値の記載の徹底を図っていた。

また、現状を確認するため、令和6年度に実施された全155事業の事業書を点検し、成果指標の目標値及び実績値の記載の有無を確認したところ、目標値については全ての事業で記載されていたものの、実績値については3事業について、事業書に記載がなかった。3事業の成果指標及び令和7年8月時点での実績値の記載状況は表30(別紙)のとおりとなっていた。

また、このうち1事業については、令和7年度も継続して実施されていることから、これらの事業については継続事業の採択審査時に成果指標の実績値は考慮されていないことになる。

(ウ) 現状の評価

地域振興室は、チェックリスト(市町村事業)の活用により、成果指標の目標値及び実績値の記載の徹底を図っていた。

これらの対応により、成果指標の目標値については記載が徹底されていたものの、実績値については3事業で事業書に記載がなかったことから、監査時点で事業効果の測定と、それを踏まえた事業の検証を実施できておらず、このうち令和7年度も継続して実施されている1事業は成果指標による事業の成果の検証を行ったうえで継続の判断が行われていたとはいえない。

エ 事業目標の達成状況について

(ア) 点検の趣旨

事業の進捗確認、成果指標の設定等、地域経営推進費事業の目的を達成するための取組についての点検に加え、事業実施の結果である事業の達成状況及びその推移等について点検し、点検結果を分析することにより地域経営推進費事業の実施による成果の発現状況及び事業の継続実施による効果を点検した。

(イ) 点検結果

事業実施による成果の発現状況を点検するため、全 155 事業の令和 6 年度の成果指標である 235 指標（1 事業で複数の指標を設定しているものがある。）の達成度について確認したところ、表 31（別紙）のとおりとなっていた。

これによると、達成度が 100%以上のものは 138 指標（58.7%）であった一方で、達成度が 50%未満のものは 24 指標（10.2%）であり、そのうち当該達成度のまま令和 6 年度で事業が完了するものは 14 指標（5.9%）であった。

また、実績値が調査中であることなどの理由により、達成度の記載がなく、事業実施による成果の発現状況が把握できないものが 6 指標（2.6%）あった。

さらに、継続事業における経年による達成度の推移について確認するため、235 指標のうち、継続中の全年度の達成度の推移が把握できる 48 指標について、達成度の増減等の状況により分類したところ、表 32（別紙）のとおりとなっていた。

これによると、令和 6 年度において達成度が 100%以上となっているものが 29 指標（60.4%）あり、このうち事業初年度は達成度が 100%未満だったものが 7 指標（14.6%）あった。

一方、令和 6 年度において達成度が 100%未満となっているものが 19 指標（39.6%）あり、このうち達成度が上昇したものが 4 指標（8.3%）、達成度が変わらなかったものが 1 指標（2.1%）、達成度が下降したものが 14 指標（29.2%）あった。また、継続して実施したものの令和 6 年度の達成度が 50%未満であったものが 3 指標（6.3%）あり、この指標に該当する事業のうち令和 6 年度で事業が完了するものは 2 指標（4.2%）、令和 7 年度も事業が継続しているものは 1 指標（2.1%）あった。

(ウ) 現状の評価

全 155 事業の成果指標のうち、全体の半数以上で達成度が 100%以上となっている一方で、約 1 割の指標で達成度が 50%未満となっており、これらの指標を設定している事業については、令和 6 年度の事業終了時点で事業実施による成果が十分得られているとはいえない。

また、継続事業に係る 48 指標のうち、達成度が事業開始年度に比して上昇して 100%以上となった成果指標を設定している事業は、継続して実施したことによる効果が発現している一方、継続して実施したにもかかわらず、達成度が事業開始年度に比して下降し

た指標や、令和6年度の達成度が50%未満であった事業については、事業を継続して実施したことによる効果が十分発現していない。この中には、令和7年度も継続して実施している事業も認められたが、継続して実施したにもかかわらず効果が十分発現しないまま引き続き令和7年度の採択判断を行っていることから、継続の判断に当たり事業の効果が考慮されているか疑義がある。

第3 監査意見

1 全体の評価

今回の監査の対象とした地域経営推進費を活用した事業については、概ね適正に実施されているものと認められたが、一部に留意改善（検討）を要する事項が見られた。

については、取りまとめ機関である広域振興局経営企画部及び実施機関である広域振興局各部等においては、以下の意見に留意し、引き続き市町村やNPO、民間団体等との良好な協働関係のもと、広域振興圏における現場主義に立脚した完結性の高い広域行政を推進し、分権型社会の構築と産業の振興による自立した地域を目指し取り組まれない。また、事業所管室課であるふるさと振興部地域振興室においては、広域振興局の取組が適切に行われ、地域経営推進費を活用した事業の効果が最大限に発揮されるよう、指導、助言に努められたい。

2 意見

(1) 県事業における令和3年度随時監査結果報告書意見への対応について

ア 一件限度額の設定について

一件限度額を定めなくとも一定の金額内で事業が実施されている現状を鑑みると、各広域振興局における事業運営に特段の支障は生じていないといえる。

採択に当たり、各広域振興局への配分予算額や事業要望の動向その他の事情を考慮し、予算配分面での制約を設ける必要が生じた場合には、各広域振興局において、事業費実績の分布を考慮して標準的な地域経営推進費の需要規模に応じた一件限度額を設定することにより、予算配分の円滑化が図られると考えられるので、状況に応じて設定を検討されたい。

イ 事業の継続運用について

取扱要領において原則として継続運用は行わないという規定と実際の運用との間には依然として相違がみられる状態となっているものの、各広域振興局において抱えている課題には単年度では解決が困難なものが多いことから、地域経営推進費事業の実施に当たっては、事業全体を単年度で完結するというよりは、各年度の事業成果を適切に評価し、然るべき対応を執った、そういう点では前年度とは異なる新たな事業として実施する意識が重要であると思われる。

今回の監査において、事業成果の評価に当たって、客観的な指標によらずに継続の可否の判断基準が分かりにくい状態となっているものが見受けられたことから、広域振興局は、継続事業の立案、計画及びその採択に当たっては、客観的な指標に基づいた判断基準の下に評価や事業の効果を高める見直しが行われるよう努められたい。地域振興室は、客観的な指標に基づいた判断基準により評価や見直しが行われるよう、広域振興局に対する指導、助言に努められたい。

ウ 本庁事業等との調整について

本庁事業等との調整は主として本庁事業との重複がないことを確認するものであったが、広域振興局間で実施内容等の調整を行うことにより、事業の効率的、効果的な運用に繋がった

事業も認められたことから、事業計画の立案、計画に当たっては、本庁事業や他広域振興局等が実施する事業との調整・連携により、事業の効果的な実施に繋がるものがないか検討するよう努められたい。

エ 事業数と事業規模について

広域振興局による事業の追加募集等の取組が不用額の削減に一定の成果を上げているものの、不用額の発生を早期に把握して他事業との調整を実施するなどの工夫の余地も認められるので、引き続きより一層の事業費の有効活用に努められたい。

オ 事業の進捗管理について

事業の実施段階において適切な進捗管理を行うためには、定期的に事業の取組状況や課題、今後の取組状況の報告を行うことが、確実な事業執行管理上必要と考えられることから、広域振興局として、各部等が実施する事業の進捗状況確認が確実に実施されるような仕組みを構築するよう努められたい。

カ 関係機関等で構成する団体との随意契約について

県事務局団体と特命随意契約により業務を委託する場合は、特に事業執行の透明性や相互牽制の確保に配慮する必要があるが、相互牽制を確保する観点から執行体制が適切でない事業があったことから、広域振興局と団体事務局の委託契約担当者を別の職員とするなど、事業実施に当たり相互牽制が確保されるよう執行体制を構築されたい。

キ 成果指標の設定について

今回の監査において、事業実施により事業対象にもたらされる変化・影響を端的に表しておらず、事業の成果が適切に把握されているとはいえない成果指標が見受けられた。

広域振興局は、活動内容以外に成果指標にするものがないと思われる場合にはアウトプット区分が同様の事業で設定している成果指標とするほか、複数の関連する事業がある場合にはそれぞれの事業目標の関連性を整理のうえ、目標に適合した成果指標を設定するなどして、事業目的や事業規模に応じて事業の成果を適切に把握できる指標の設定に努められたい。

ク 事業書への目標値及び実績値の記載について

今回の監査において、事業終了から期間を経過して実施した監査時点においても事業効果の測定と、それを踏まえた事業の検証や継続の判断が行われていなかった事業が認められたことから、広域振興局は、事業完了後、早期に実績が確定する成果指標を設定する、又は、迅速に実績値の確定がなされる体制を確保する等、実績値を確実に把握し、的確な事業の評価の基に、継続の可否や改善点の検討等ができることとなるよう努めるとともに、やむを得ず実績の確定が間に合わない場合には、成果指標に代わる事業の評価や改善点の検討を事業書に明確に記載するよう努められたい。

地域振興室は、事業の成果を適切に把握でき、早期に実績が確定する成果指標の設定につい

て事業担当者の理解促進に努めるとともに、実績の確定が間に合わない場合の事業書への記載内容について、広域振興局に対する指導、助言に努められたい。

また、上記の事業の中には実績値確定後も報告が行われず、地域振興室における翌年度以降の事業実施等の検討に活用されていなかったものが見受けられたことから、地域振興室において最終的な事業の成果が把握できるよう、実績値確定後の再報告を確実に行われたい。

ケ 事業評価結果の公表等について

全ての広域振興局において、圏域懇談会等への報告及びホームページでの公表が行われていたが、一部の広域振興局では広域振興局の全体施策と共に公表される中で地域経営推進費に該当する事業の明示がされていなかったことから、地域経営推進費事業の実施による地域の課題への対応状況等の評価を、県民に、より判りやすく伝えることができるよう、報告方法及び公表方法を検討されたい。

コ 事業目標の達成状況について

達成度が低い事業については、事業実施による成果が十分得られているとはいえないことから、事業内容の見直しが必要なものであるか、あるいは成果指標が適切でないことに起因するものであるかなど、その理由を分析し、事業の評価を行われたい。

また、継続して実施したにもかかわらず、達成度が事業開始年度に比して下降した成果指標や、達成度が低いままであった成果指標が設定されている事業については、継続して実施したことによる効果が十分発現していないことから、継続事業の採択に当たっては、成果指標の達成度を十分考慮するとともに、達成度により正しく事業の成果を評価・検証し、事業効果の発現が図られるよう、事業成果の早期把握及び適切な成果指標の設定に努められたい。

(2) 市町村事業の適正かつ効果的な執行について

ア 一件限度額の定めについて

一件限度額の定めが如何にかかわらず、一定の金額内で事業が実施されている現状をみると、各広域振興局における事業運営に特段の支障は生じていないが、一件限度額の定めにより事業数、事業規模が一定の影響を受ける場合もあると想定されることから、採択に当たって、各広域振興局への配分予算額や事業要望の動向その他の事情により、予算配分面での制約を新規、又は見直す必要が生じた場合には、事業費実績の分布や既存の一件限度額の定めによる事業費等への影響の状況を考慮して定めることにより、予算配分の円滑化が図られると考えられるので、状況に応じて一件限度額を定めることを検討されたい。

イ 事業の継続について

取扱要領において原則として継続運用は行わないという規定と実際の運用との間に相違がみられる状態となっている点については、県事業と同様に、市町村の課題にも単年度では解決が困難なものもあることから、地域経営推進費事業の継続事業の採択に当たっては、各事業の事業成果を適切に評価し、然るべき対応を執った、そういう点では前年度とは異なる新たな事

業として実施する意識が重要であると思われる。

今回の監査において、継続の手續が不適当であったものや、継続とした判断基準が分かりにくい状態となっているものが見受けられたことから、広域振興局は、事業継続の採択に当たっては、客観的な指標に基づいた判断基準の基に評価や事業の効果を高める見直しが行われているかを十分に考慮して決定するよう努められたい。地域振興室は、客観的な指標に基づいた判断基準により評価や見直しが行われるよう、広域振興局に対する指導、助言に努められたい。

ウ 本庁事業等との調整について

事業の採択に当たっての本庁事業等との調整状況の確認を、市町村に対するヒアリング時の確認のみとしている広域振興局が認められたが、採択の判断に当たっては、その調整の内容について具体的に確認することが必要と考えられるので、県事業と同様に、広域振興局の担当部が本庁事業等と調整した結果等を事業書に記載するなど、適切かつ効率的な確認に努められたい。

エ 成果指標の設定について

市町村事業においても、事業実施により事業対象にもたらされる変化・影響を端的に表しておらず、事業の成果が適切に把握されているとはいえない成果指標が見受けられたことから、広域振興局は、アウトプット区分が同様の事業で設定している成果指標を参考にするなどして、事業目的や事業規模に応じて事業の成果を適切に把握できる指標の設定がなされるよう、成果指標の設定について市町村事業担当者の理解促進に努められたい。

オ 事業の評価について

事業書において、十分な事業の評価が行われていない事業が認められたことから、市町村における事業の評価及び振り返りについての考え方や手法についての理解が十分であるとはいえないので、マニュアルや説明会等による周知に加え、事業完了時の広域振興局による助言等を適切に実施することなどにより、市町村への事業評価手法の一層の理解促進を図るよう努められたい。

カ 事業書への目標値及び実績値の記載について

今回の監査において、事業終了から期間を経過して実施した監査時点においても事業効果の測定と、それを踏まえた事業の検証や継続の判断が行われていなかった事業が認められたことから、広域振興局は、事業の採択において、早期に実績が確定する成果指標が設定されているかどうかを審査するとともに、事業の完了時に、やむを得ず実績の確定が間に合わない場合には、成果指標に代わる事業の評価や改善点の検討が事業書に明確に記載されているか審査することにより、的確な事業の評価の基に、継続の可否や改善点の検討等が行われるよう努められたい。

地域振興室は、事業の成果を適切に把握でき、早期に実績が確定する成果指標の設定や実績

の確定が間に合わない場合の事業書への適切な記載について、市町村事業担当者の理解促進が図られるよう、指導・助言に努められたい。

キ 事業目標の達成状況について

県事業と同様、達成度が低い事業については、事業実施による成果が十分得られているとはいえないことから、事業内容の見直しが必要なものであるか、あるいは成果指標が適切でないことに起因するものであるかなど、その理由の分析や事業の評価が適切に行われるよう、市町村事業担当者の理解促進に努められたい。

また、継続して実施したにもかかわらず、達成度が事業開始年度に比して下降した成果指標や、達成度が低いままであった成果指標が設定されている事業については、継続して実施したことによる効果が十分発現していないことから、継続事業の採択に当たっては、成果指標の達成度を十分考慮して審査するとともに、達成度により正しく事業の成果を評価・検証し、事業効果の発現が図られるよう、事業成果の早期把握及び適切な成果指標の設定について、市町村担当者の理解促進に努められたい。

【表 3-1】事業小区別事業実施件数（県事業）

広域振興局	1 ものづくり 産業	2 食産業	3 観光産業	4 地場産業	5 雇用環境の 整備	6 農林水産業	7 地域医療・ 健康づくり	8 子育て・ 福祉	9 防災・ 危機管理	10 環境	11 市町村優先 の行政シス テムの構築	12 NPO等との 協働・地域 コミュニテ ィ対策	13 県際・ 圏域間連携	14 文化・ スポーツ	15 その他	計
盛岡	1	2	2	0	3	9	0	0	0	2	0	1	0	1	1	22
県南	1	2	5	1	0	9	0	0	0	1	0	2	0	2	1	24
沿岸	3	3	8	0	1	14	0	2	1	2	0	0	0	2	5	41
県北	2	2	3	0	1	17	1	2	1	2	0	4	0	2	1	38
計	7	9	18	1	5	49	1	4	2	7	0	7	0	7	8	125

【表 3-2】事業小区別事業実施件数（市町村事業）

広域振興局	1 ものづくり 産業	2 食産業	3 観光産業	4 地場産業	5 雇用環境の 整備	6 農林水産業	7 地域医療・ 健康づくり	8 子育て・ 福祉	9 防災・ 危機管理	10 環境	11 行政 システムの 構築	12 NPO等との 協働・地域 コミュニテ ィ対策	13 県際・ 圏域間連携	14 その他	計
盛岡	0	1	10	1	1	5	1	2	1	3	0	8	1	6	40
県南	1	0	5	1	0	3	0	0	2	2	0	5	0	3	22
沿岸	2	0	10	4	1	7	1	2	1	1	0	9	0	5	43
県北	0	5	15	0	4	4	0	3	2	0	0	5	0	12	50
計	3	6	40	6	6	19	2	7	6	6	0	27	1	26	155

表 4-1 事業のアウトプット（施策の実施態様）区分別の事業実施件数（県事業）

広域振興局	イベント 開催等	情報発信	会議・ セミナー等開催	地域活動等 支援	専門家派遣	調査・ 実証実験	備品・ 施設管理	その他	計
盛岡	10	2	4	0	2	4	0	0	22
県南	5	5	7	1	4	2	0	0	24
沿岸	17	4	12	1	3	4	0	0	41
県北	17	5	9	1	1	4	0	0	38
計	49	16	32	3	10	14	1	0	125

アウトプット（施策の実施態様）の区分

イベント開催等・・・県がイベントを主催する事業、他組織が開催するイベントに県が参加する事業など

情報発信・・・・・・・・パンフレット作成、動画作成、SNSによる情報発信など

会議・セミナー等開催・公営塾開設、プログラミング講座開催など

地域活動等支援・・・・・・・・地域活動団体への業務委託、物品の支援など

専門家派遣・・・・・・・・管内企業等への商品開発や企業支援の専門家派遣など

調査・実証試験・・・・・・・・環境調査、新農法・新漁法等の試験など

備品・施設整備・・・・・・・・通信機器の設置、屋外遊具の設置など

表 4-2 事業のアウトプット（施策の実施態様）区分別の事業実施件数（市町村事業）

広域振興局	イベント 開催等	情報発信	会議・ セミナー等開催	地域活動等 支援	専門家派遣	調査・ 実証実験	備品・ 施設管理	その他	計
盛岡	13	3	2	7	3	6	2	4	40
県南	6	3	3	2	0	4	2	2	22
沿岸	22	5	3	1	1	4	5	2	43
県北	24	8	0	4	0	5	5	4	50
計	65	19	8	14	4	19	14	12	155

アウトプット（施策の実施態様）の区分

イベント開催等・・・県がイベントを主催する事業、他組織が開催するイベントに県が参加する事業など

情報発信・・・・・・・・パンフレット作成、動画作成、SNSによる情報発信など

会議・セミナー等開催・公営塾開設、プログラミング講座開催など

地域活動等支援・・・・・・・・地域活動団体への業務委託、物品の支援など

専門家派遣・・・・・・・・管内企業等への商品開発や企業支援の専門家派遣など

調査・実証試験・・・・・・・・環境調査、新農法・新漁法等の試験など

備品・施設整備・・・・・・・・通信機器の設置、屋外遊具の設置など

表5 定期監査等で点検した県事業 (21 事業)

	広域 振興 局	実施機関	事業名	開始年度	事業目的	アウトプット 区分	主な事業内容	成果指標	成果指 標に係 る疑義 の有無	令和6年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和5年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和4年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和7 年度 継続の 有無
1	盛岡	経営企画部	盛岡広域くらしの魅力発信-フォローアップ事業	令和6年度	圏域のくらしの魅力発信や市町への移住相談の機会を創出し、関係人口や移住希望者の拡大を図る	イベント開催等	・移住相談会開催 ・潜在的なUターン希望者への継続的アプローチ 移住関連情報等の発信	市町の移住相談数(件)	無	(A) 414 (B) 集計中 (C) -	-	-	
2	盛岡	経営企画部	盛岡広域周遊・滞在型観光促進事業	令和5年度	管内観光の認知度向上及びファンの拡大とともに圏域への観光客入込増加及び地域経済の活性化	情報発信	・管内イベント対応 ・観光情報発信	観光客入込数(延べ人数)(千人)	有	(A) 9,774 (B) 集計中 (C) -	(A) 7,178 (B) 7,306 (C) 101.8%	-	有
3	盛岡	経営企画部	盛岡広域サイクルーツリズム推進事業	令和4年度	圏域におけるサイクリングやサイクルーツリズムをはじめ自転車の利活用に係る機運醸成	情報発信	・サイクルルート試走会開催 ・サイクルルート情報収集・発信	スポーツ大会・合宿・イベントの参加者数	有	(A) 75,143 (B) 集計中 (C) -	(A) 50,783 (B) 117,232 (C) 230.8%	記載なし	
4	盛岡	農政部	もりおか地方農業人材確保事業	令和6年度	次代の農業を担う新規就農者の継続的な確保及び育成	会議・セミナー等開催	・農業情報の発信 ・就農相談スキル向上研修会の開催 ・全国規模の就農相談会でのPR活動	指標1 新農業人フェア in いわてでの就農相談件数(件) 指標2 就農相談カルテ作成数(件)	無	指標1 (A) 10 (B) 11 (C) 110% 指標2 (A) 50 (B) 53 (C) 106%	-	-	有
5	盛岡	林務部	林業担い手確保対策事業	令和4年度	若手新規就業者の確保・定着を図る	イベント開催等	・安全伐倒競技・交流会の開催 ・アシストスーツの成果周知及び貸出 ・林福連携情報誌の発行	指標1 新規就業者雇用数(人) 〔累計〕 指標2 林福連携によるトライアル雇用者数(人)〔累計〕	無	指標1 (A) 30 (B) 調査中 (C) - 指標2 (A) 5 (B) - (C) -	記載なし	記載なし	
6	県南	経営企画部	南いわてインバウンド誘客態勢再構築事業	令和5年度	岩手県への来訪者の南の玄関口ともいえる県南圏域において、外国人観光客の受入れ環境を整備することにより、持続可能な地域づくりを推進する	情報発信	・モデルコース作成 ・インフルエンサー招聘 ・インバウンド受入状況点検	指標1 タイ語版Facebook フォロワー数(アカウント) 指標2 モデルコース作成数(コース)	有	指標1 (A) 24,560 (B) 25,642 (C) 104% 指標2 (A) 9 (B) 8 (C) 89%	記載なし	-	有
7	県南	経営企画部	県南広域圏産業DX人材育成支援事業	令和5年度	ものづくりをはじめとした将来の地域産業を支える人材の育成確保及び地元定着の促進	イベント開催等	・高校生地域企業展示イベント見学支援 ・小中学生対象出前授業	高校生地域企業展示イベント見学支援件数(件)	有	(A) 5 (B) 5 (C) 100%	記載なし	-	有

	広域 振興 局	実施機関	事業名	開始年度	事業目的	アウトプット 区分	主な事業内容	成果指標	成果指 標に係 る疑義 の有無	令和6年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和5年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和4年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和7 年度 継続の 有無
8	県南	経営企画部	食産業ネットワーク 活性化事業	令和4年度	企業間連携等を活発化するため、企業間の情報共有からビジネスマッチングまでを促進する	専門家派遣	・展示会出展 ・専門家派遣	指標1 仙台圏での商談成立件数 (件) 指標2 専門家による支援実施件 数(企業)	有	指標1 (A) 8 (B) 38 (C) 475% 指標2 (A) 15 (B) 14 (C) 93%	記載なし	記載なし	無
9	県南	農政部一関 農林振興セ ンター	農業人材確保支援モ デル構築事業	令和6年度	新規就農者の安定的な獲得に向けて、一関市と連携し情報発信体制の強化を図る	情報発信	・WEBマーケティングによる就農希望者への情報発信 ・関係機関による戦略検討会議の開催	指標1 新規就農者数 指標2 相談件数	無	指標1 (A) 27 (B) 16 (C) 59.3% 指標2 (A) 45 (B) 28 (C) 62.2%	—	—	有
10	県南	農政部遠野 農林振興セ ンター	畑わさび産地づくり 支援事業	令和5年度	畑わさびの安定した需給体制の整備 畑わさびの産地形成	会議・セミナー 等開催	・新規参入者に対する圃場見学会等新規生産者の確保 ・多収性品種の試験栽培 ・出荷先と生産者の意見交換会の開催 ・畑わさびを使用した加工品の開発支援	畑わさびの生産量(トン)	無	(A) 21 (B) 9 (C) 40%	(A) 16 (B) 12 (C) 75%	—	有
11	沿岸	経営企画部	沿岸地域就職促進事 業	令和5年度	キャリア教育における地元で働くことや仕事に対する意識の醸成を図り、地元定着の促進や将来のUターン就職につなげる	会議・セミナー 等開催	・企業ガイドブック等による地元企業情報の発信 ・管内学校の企業見学会等の実施に向けた企業との調整支援、バスの手配及び費用負担 ・高校生及び高校教員を対象とした企業見学会等の開催	指標1 キャリア教育支援者数 (人) ※累計 指標2 新規高卒者管内就職率 (%)	無	指標1 (A) 2,500 (B) 3,073 (C) 123% 指標2 ①釜石地区 (A) 65.0 (B) 68.3 (C) 105% ②宮古地区 (A) 50.0 (B) 34.7 (C) 69% ③大船渡地区 (A) 53.0 (B) 44.5 (C) 84%	指標1 (A) 3,634 (B) 3,809 (C) 105% 指標2 ①釜石地区 (A) 55.0 (B) 65.1 (C) 118% ②宮古地区 (A) 50.0 (B) 32.8 (C) 66% ③大船渡地区 (A) 55.0 (B) 50.0 (C) 91%	—	有

	広域 振興 局	実施機関	事業名	開始年度	事業目的	アウトプット 区分	主な事業内容	成果指標	成果指 標に係 る疑義 の有無	令和6年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和5年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和4年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和7 年度 継続の 有無
12	沿岸	経営企画部	みらいの三陸ぐらし 創造事業	令和5年度	三陸地域への郷土愛を持った人材(児童・生徒等)の育成を図るとともに、将来的な地元での就職・進学意欲の向上による転出抑制やUターン意識の醸成につなげる	イベント開催等	・東大海洋研等との連携による三陸鉄道車内での講義、沿線の関連施設見学や漁業体験等の体験型イベントの実施 ・イベント等における「ライフスタイルブック」の配布(作成は令和5年度)	指標1 (R5, R6) イベント参加者数(人) 指標2 (R5) ライフスタイルブックの 作成地域数(地域)	無	指標1 (A) 40 (B) 38 (C) 95%	指標1 (A) 20 (B) 16 (C) 80% 指標2 (A) 1 (B) 1 (C) 100%	—	無
13	沿岸	経営企画部 宮古地域振 興センター	宮古地域食産業振興 事業	令和4年度	小口混載や地域の集荷システムの整備による低コストな物流体制の構築や販路拡大開拓 豊かな地域の食資源を活用した商品の認知度向上及び販路開拓	調査・実証実験	・新たな交通ネットワークを活用した物流体制構築・販路開拓事業(実証試験)	指標1 集出荷拠点数(道の駅 等)(拠点) 指標2 新商品開発件数(件)	有	指標1 (A) 6 (B) 6 (C) 100% 指標2 (A) 1 (B) 0 (C) 0%	指標1 (A) 6 (B) 6 (C) 100%	指標1 (A) 6 (B) 6 (C) 100%	無
14	沿岸	保健福祉環 境部	沿岸広域圏環境学習 推進事業	令和4年度	地域の環境活動団体の活動の活性化	地域活動等支援	・環境学習の委託	環境保全活動委託事業実 施団体数(団体)	有	(A) 8 (B) 8 (C) 100%	(A) 6 (B) 6 (C) 100%	(A) 6 (B) 6 (C) 100%	無
15	沿岸	保健福祉環 境部	沿岸地域人と動物の ふれあい事業	令和6年度	動物愛護思想・適正飼養の普及啓発と動物の命を大切に取る取組の推進 犬猫の返還・譲渡率の100%の維持及び引取り数の減少	イベント開催等	・犬猫譲渡会の開催 ・適正飼養の普及啓発イベントの開催 ・子猫の一時預かりボランティア育成	指標1 犬猫の返還・譲渡率(%) 指標2 収容後死亡または譲渡不適により殺処分される猫の頭数(頭) ※指標2は100%未満で 目標が達成される指標	無	指標1 (A) 100 (B) 100 (C) 100% 指標2 (A) 87 (B) 21 (C) 24%	—	—	有
16	沿岸	水産部宮古 水産振興セ ンター	宮古の水産物ブラン ド化推進事業	令和5年度	宮古の水産物の販路開拓・多角化を推進し、ブランドとして認知度を高めることによる、盛岡地域における周年提供・消費される体制の構築	イベント開催等	・宮古の水産物グルメフェアの開催 ・宮古の水産物のプロモーション活動	指標1 グルメフェアの広域開催 (回) 指標2 フェア参加店舗の取扱品 目(魚種)数(魚種)	有	指標1 (A) 1 (B) 1 (C) 100% 指標2 (A) 2 (B) 5 (C) 250%	指標1 (A) 1 (B) 1 (C) 100% 指標2 (A) 1 (B) 1 (C) 100%	—	有

	広域 振興 局	実施機関	事業名	開始年度	事業目的	アウトプット 区分	主な事業内容	成果指標	成果指 標に係 る疑義 の有無	令和6年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和5年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和4年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和7 年度 継続の 有無
17	県北	経営企画部	北いわてU・Iターン 促進事業	令和6年度	生活圏域としての県北地域の情報 発信 県北地域の認知度の向上と情報発 信の強化	イベント開催 等	・移住定住イベントへの参加 ・イベントPR資材の作成	指標1 移住定住イベントへの参 加(回) 指標2 イベントによる県北プー スへの来訪者数(人)	有	指標1 (A) 1 (B) 1 (C) 100% 指標2 (A) 10 (B) 15 (C) 150%	—	—	無
18	県北	経営企画部	北いわての「食・技」 販路拡大促進事業	令和4年度	地域外での販路拡大の促進 販売力向上の支援	イベント開催 等	・県内陸部及び青森県三八地域における物産PR イベントの開催	新規出店者数(累計)(店)	無	(A) 20 (B) 19 (C) 95%	(A) 15 (B) 12 (C) 80%	(A) 10 (B) 7 (C) 70%	無
19	県北	経営企画部 二戸地域振 興センター	北いわて仕事情報発 信事業	令和5年度	県北地域の企業情報等の発信を通 じた若者の地元定着やU・Iター ンの促進	会議・セミナー 等開催	・県庁主催の移住フェアの運営支援等 ・キャリア講座の開催 ・県北地域企業ガイドの作成	指標1 県庁主催の移住フェアに おける就職相談者数(人) 指標2 管内企業と県内学生との 交流会参加者数(人)	無	指標1 (A) 10 (B) 6 (C) 60% 指標2 (A) 20 (B) 100 (C) 500%	指標1 (A) 10 (B) 14 (C) 140% 指標2 (A) 20 (B) 600 (C) 3000%	—	無
20	県北	保健福祉環 境部	北いわて出会い・結婚 応援事業	令和6年度	県北地域を中心とした出会いイベ ントを市町村等関係機関と連携し て開催し、イベントを契機とした i-サポの会員登録者確保を図る	イベント開催 等	・出会いイベントの実施 ・スキルアップセミナーの開催 ・i-サポ新規会員登録者数確保の取組	指標1 久慈地域における「i-サ ポ」入会登録者数(人) 指標2 二戸地域における「i-サ ポ」入会登録者数(人)	無	指標1 (A) 129 (B) 126 (C) 98% 指標2 (A) 133 (B) 143 (C) 108%	—	—	無
21	県北	水産部	県北型新漁法チャレ ンジ事業	令和5年度	県北地域の漁船漁業者によるサワ ラ等の暖水系魚種の漁獲を可能と するため、先進地で行われている 漁法の導入について検討する	調査・実証実験	・新漁法による漁獲試験 ・漁船漁業者を対象とした漁獲試験報告会開催 ・漁船漁業者と流通業者とのマッチング実施	新漁法で操業する漁業者 数	無	(A) 3 (B) 3 (C) 100%	(A) 3 (B) 3 (C) 100%	—	無

表9 定期監査で点検した事業のうち継続運用を行っている事業について、継続運用を認めた理由（県事業）

	広域振興局	実施公所	事業名	継続運用を認めた理由	理由の区分
1	盛岡	経営企画部	盛岡広域くらしの魅力発信-フォローアップ事業	県外からの移住という管内市町共通課題に継続して取り組む必要があるため。	事業の必要性が継続している
2	盛岡	経営企画部	盛岡広域周遊・滞在型観光促進事業	令和5年度開始事業であるが、3年間継続して段階を踏んで実施する必要があるため。	計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある
3	盛岡	経営企画部	盛岡広域サイクルツーリズム推進事業	3年間継続して段階を踏んで実施する必要があるため。	計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある
4	盛岡	農政部	もりおか地方農業人材確保事業	3年間で段階を踏んで管内8市町の就農に関する情報発信を行っていくため。	計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある
5	盛岡	林務部	林業担い手確保対策事業	新規就業者が定着せず、林業の担い手不足が課題であるため。	事業の必要性が継続している
6	県南	経営企画部	南いわてインバウンド誘客態勢再構築事業	新型コロナ5類移行後、インバウンドが著しく増加しており、R5から取り組んできた内容を検証しながら、更なる誘客促進に向けた取組みが必要であるため。	事業の必要性が継続している
7	県南	経営企画部	県南広域圏産業DX人材育成支援事業	地域のものづくり産業の振興、DX推進は単年度で効果が出るものではないため。	計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある
8	県南	経営企画部	食産業ネットワーク活性化事業	食クラネットの事務局が県南局に置かれていることに加え、県南地域の食産業振興を推進する上で、複数年にわたる企業間連携の取組に対して継続的な支援が必要であるため。	事業の必要性が継続している
9	県南	農政部一関農林振興センター	農業人材確保支援モデル構築事業	新規就農者の更なる確保に向けては、独立自営就農だけでなく雇用就農希望者向けのPRも必要であること、管内の農業法人等の雇用確保・定着に関するノウハウ習得が必要であるため。	事業の必要性が継続している
10	県南	農政部遠野農林振興センター	畑わさび産地づくり支援事業	わさびは収穫までに3年近くを要する作物であり、新規参入者の確保や、多収性を期待できる苗の現地適応化試験、商品化に向けた取組等を継続して実施する必要があるため。	計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある
11	沿岸	経営企画部	沿岸地域就職促進事業	地域の産業の基礎が高等学校卒業者となっているので、管内新規高等学校卒業者の管内就職につながることから、継続して実施する必要があるため。	事業の必要性が継続している
12	沿岸	経営企画部	みらいの三陸ぐらし創造事業	沿岸地区は人口減少率が高く、継続して取り組む必要があるため。 その他に、当該年度の実績等から、事業継続の必要性を総合的に判断したもの。 (客観的な指標に基づく検討)	事業の必要性が継続している
13	沿岸	経営企画部宮古地域振興センター	宮古地域食産業振興事業	毎年度、段階を踏んで実証試験を実施する必要があったため。	計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある
14	沿岸	保健福祉環境部	沿岸広域圏環境学習推進事業	目標値(上限値)に対してそれを上回る申し込みがあったので、複数年事業を実施しなければ需要を満たすことができなかつたため。	事業の必要性が継続している
15	沿岸	保健福祉環境部	沿岸地域人と動物のふれあい事業	3か年計画で実施する事業であるため。	計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある
16	沿岸	水産部宮古水産振興センター	宮古の水産物ブランド化推進事業	実需者を対象とした取組を強化し、宮古の水産物が年間を通して提供・消費される体制の構築を促進するため、継続して事業を実施する必要があるため。	事業の必要性が継続している
17	県北	経営企画部	北いわての「食・技」販路拡大促進事業	“事業者からのニーズが多く、売り上げが上がっていたので継続した(事業者からのニーズ:久慈・二戸管内は小規模、零細事業者が多く、本庁で実施する大規模なイベントに参加しづらいこと) これまでの売上額や客数が確認できる資料を提出してもらい成果等をヒアリングした。 また、物産展開催に関する誘客等については、別事業(観光事業)の成果・検証情報等も参考に、事業実施により見込まれる効果を確認した。 (客観的な指標に基づく検討)	事業の必要性が継続している

	広域振興局	実施公所	事業名	継続運用を認めた理由	理由の区分
18	県北	経営企画部	北いわて仕事情報発信事業	<p>継続して県北地域の企業情報等の発信を通じて、若者の地元定着やU・Iターンの促進を図るため。</p> <p>ヒアリングでは、各細事業の実績値等を確認するとともに、市町村や関係機関等との役割分担についても伺い、事業の必要性を確認した。</p> <p>なお、県北地域は県内平均を上回るペースで人口減少が進んでおり、2035年までに老年人口が生産年齢人口を上回る推計が出ている。このため、引き続き若者の地元定着やU・Iターンの促進に向けた取組が必要であると判断した。</p> <p>(客観的な指標に基づく検討)</p>	事業の必要性が継続している
19	県北	水産部	県北型新漁法チャレンジ事業	<p>R5に判明した課題の解決、R6にできなかった実証試験を行うため</p> <p>ヒアリングでは、水揚量や金額等を確認できる資料を提出してもらい、県北地域の漁業の現状や事業実施の背景を確認した。</p> <p>また、対象魚種の水揚量が増加していることを確認し、新漁法導入によって見込まれる効果についても整理した。</p> <p>(客観的な指標に基づく検討)</p>	事業の必要性が継続している

表 10 本庁関係室課との調整状況及び内容の確認方法

	広域振興局	実施機関	事業名	本庁関係室課との調整状況	内容の確認方法
1	盛岡	経営企画部	盛岡広域くらしの魅力発信-フォローアップ事業	管内市町を対象とした事業内容であり、本庁事業とは重複しないもの。	実施機関に対してヒアリング時に確認している。
2	盛岡	経営企画部	盛岡広域周遊・滞在型観光促進事業	本庁関係課実施事業と棲み分けを行っており、取扱項目に重複はない。	
3	盛岡	経営企画部	盛岡広域サイクルツーリズム推進事業	道路環境課で整備予定の長距離ルートと、当局が設定予定の地域ルートの双方を整備することで相乗効果が得られるもの。	
4	盛岡	農政部	もりおか地方農業人材確保事業	全国規模の就農相談会への出展料を支援する県事業があることから、東京開催の相談会への出展料については、県事業を活用予定。 その他の取組については、重複なし。	
5	盛岡	林務部	林業担い手確保対策事業	林福連携については振興局の独自取組であるため。	
6	県南	経営企画部	南いわてインバウンド誘客態勢再構築事業	目的は地域の受入れ環境の整備であり、より域内の市町、観光事業者との連携に取り組んでいる県南広域振興局で取り組むことが適当であるため。	本庁担当課に電話により確認している。
7	県南	経営企画部	県南広域圏産業DX人材育成支援事業	本庁では製造業に限定した出前授業の実施支援を行っている。県南広域振興局では製造業以外を含めた出前授業を行う。	本庁担当課が主催する担当者会議などで、それぞれの役割や支援する対象者などに重複がないかなどについて確認している。
8	県南	経営企画部	食産業ネットワーク活性化事業	本庁担当課も専門家派遣を行っているが、本事業は管内企業の課題解決のため、本庁事業にはない衛生管理、ふるさと納税等のテーマでの派遣を回数の制限なく実施している。	本庁担当課に電話または対面で聞き取りを行い、確認している。
9	県南	農政部一関農林振興センター	農業人材確保支援モデル構築事業	本庁では地域に着目した同様の事業は実施していない。	本庁関係課に電話により確認している。
10	県南	農政部遠野農林振興センター	畑わさび産地づくり支援事業	本庁の特用林産関係事業（国庫補助等）は、しいたけ関係が対象であり、畑わさびは対象外であるため重複なし。	本庁関係課に電話により確認している。
11	沿岸	経営企画部	沿岸地域就職促進事業	沿岸地域のキャリア教育・就業支援に重点を置いており、本庁事業は全県的な事業であることから重複しない。	実施機関に対してヒアリング時に確認している。
12	沿岸	経営企画部	みらいの三陸ぐらし創造事業	本庁と広域振興局とで調整のうえ、それぞれ異なる内容のイベントを開催している。	
13	沿岸	経営企画部宮古地域振興センター	宮古地域食産業振興事業	本庁では全県的なイベント開催や商品開発・販路開拓に取り組んでおり、本事業では物流コストの低減化等を通じて関係機関と連携しながら地域の事業者と密接な支援を図ることとしていることから重複しない。	
14	沿岸	保健福祉環境部	沿岸広域圏環境学習推進事業	沿岸局管内の子供を対象とした環境学習活動を募集する事業及び沿岸広域圏を地理的にも資源的（自然公園、ジオパークなど）にも幅広く扱うことのできる事業は他になく、重複しない。	
15	沿岸	保健福祉環境部	沿岸地域人と動物のふれあい事業	本庁では事業内容に対応した事業は実施しておらず、地域の実情に合わせて振興局独自で事業を実施するよう指示があったもの。	
16	沿岸	水産部宮古水産振興センター	宮古の水産物ブランド化推進事業	本庁事業では特定産地の水産物に係る取組はないため重複しない。	
17	県北	経営企画部	北いわてU・Iターン促進事業	本庁では県全域のPRを実施し、県北広域振興局は県北に特化したPRを実施するため重複しない。	本庁関係室課との調整を行ったうえで申請することがルールであることから、調整の有無についてのみ、実施機関に対してヒアリング時に確認している。
18	県北	経営企画部	北いわての「食・技」販路拡大促進事業	本庁は県外や国外への販路拡大、県北広域振興局では県内の販路拡大を支援するため重複しない。	
19	県北	経営企画部二戸地域振興センター	北いわて仕事情報発信事業	本庁担当課（定住推進・雇用労働室、ものづくり自動車産業振興室）と連携して実施している。	
20	県北	保健福祉環境部	北いわて出会い・結婚応援事業	本庁事業は、参加対象者に地域制限を設けておらず、県北地域に特化した地域経営推進費とは異なることから重複しない。	
21	県北	水産部	県北型新漁法チャレンジ事業	本庁及び沿岸広域振興局では同様の事業がないことから重複しない。	

表 14 広域振興局が事務局を担っている団体との特命随意契約事例

	広域振興局	公所名	事業名	団体名	事業内容	県が直接事業を実施せず、協議会を通して実施している理由	随意契約理由	担当者
1	沿岸	農林部 宮古農林振興センター	宮古・下閉伊「食材キングダム」ブランディング事業	宮古地方農林水産業振興協議会	宮古管内のホテル・飲食店等が、高校生が考案したメニューを提供するフェアを開催し、宮古地域の「一押し食材」のPRを図る。 ・メニューを考案する高校生の募集及び宮古管内のホテル・飲食店等とのマッチング ・産地見学会、メニュー開発 ・「一押し食材」フェア ・消費者へのPR	本事業の実施に当たっては、農業、林業、水産業の各分野の関係団体や農林漁家等に対し、産地見学や食材の手配等の多岐にわたる連絡・調整等が必要であり、県の各担当機関の間での経費配分・調整等を行いながら効率的に実施することが困難であるため。	宮古地方の農林水産業の発展に向けた事業の実施等を目的に、管内の農林水産業関係の機関・団体を構成員として設立された唯一の組織	地域経営推進費事業担当者と 団体担当者が同一の職員
2	沿岸	農林部 大船渡農林振興センター	緑をつなぐ森林レクリエーション事業	気仙地域林業振興協議会	森林・林業教育事業の実施 ・県民に森林・林業に親しむ機会を提供することで、森林・林業に対する関心を高めることを目的に、大窪山森林公園を活用した森林環境教育・自然体験イベントを開催する。	事業の目的である「森林環境教育・自然体験イベント開催による全国植樹祭（令和5年度、陸前高田市）のレガシーの継続や地域の豊かな森林資源を次世代に伝える」ためには、県だけでなく関係する市町や林業関係企業・団体、国、教育関係者等からの助言や協力が不可欠であるため。	大船渡市、陸前高田市及び住田町を一円とする地域の林業振興の効率的な推進を図るために、地域の林業、木材産業及び行政等の関係団体で構成された協議会であり、林業振興施策の推進等に取り組んでいる地域で唯一の団体	地域経営推進費事業担当者と 団体担当者は別の職員

表 15 成果指標の設定について疑義がある事業

	広域振興局	実施機関	事業名	事業目的	主な事業内容	アウトプット区分	成果指標及び 令和6年度の目標値・実績値	疑義の内容
1	盛岡	経営企画部	盛岡広域周遊・滞在型観光促進事業	管内観光の認知度向上及びファンの拡大とともに圏域への観光客入込増加及び地域経済の活性化	<ul style="list-style-type: none"> 管内イベント対応 観光情報発信 	情報発信	成果指標 観光客入込数（延べ人数）（千人） 目標値 9,774 実績値 集計中	事業内容（管内イベント対応等）による成果指標（管内全体の入込数）への影響度が小さいと史料され、事業による成果発現の測定が難しいのではないか。
2	盛岡	経営企画部	盛岡広域サイクルーツリズム推進事業	圏域におけるサイクリングやサイクルーツリズムをはじめ自転車の利活用に係る機運醸成	<ul style="list-style-type: none"> サイクルルート試走会開催 サイクルルート情報収集・発信 	情報発信	成果指標 スポーツ大会・合宿・イベントの参加者数（人） 目標値 75,143 実績値 集計中	事業内容（サイクルルート試走会）による成果指標（管内全体のスポーツ大会等の参加者数）への影響度が小さいと史料され、事業による成果発現の測定が難しいのではないか。
3	県南	経営企画部	南いわてインバウンド誘客態勢再構築事業	岩手県への来訪者の南の玄関口ともいえる県南圏域において、外国人観光客の受入れ環境を整備することにより、持続可能な地域づくりを推進する	<ul style="list-style-type: none"> モデルコース作成 インフルエンサー招聘 インバウンド受入状況点検 	情報発信	成果指標 1 タイ語版 Facebook フォロワー数（アカウント） 目標値 24,560 実績値 25,642 成果指標 2 モデルコース作成数（コース） 目標値 9 実績値 8	②の「モデルコース作成」は事業内容に含まれており、それによる効果を指標とすべきではないか（活動内容指標ではないか）。
4	県南	経営企画部	県南広域圏産業DX人材育成支援事業	ものづくりをはじめとした将来の地域産業を支える人材の育成確保及び地元定着の促進	<ul style="list-style-type: none"> 高校生地域企業展示イベント見学支援 小中学生対象出前授業 	イベント開催等	成果指標 高校生地域企業展示イベント見学支援件数（件） 目標値 5 実績値 5	「イベント見学支援」は事業内容に含まれており、それによる効果を指標とすべきではないか（活動内容指標ではないか）。
5	県南	経営企画部	食産業ネットワーク活性化事業	企業間連携等を活発化するため、企業間の情報共有からビジネスマッチングまでを促進する	<ul style="list-style-type: none"> 展示会出展 専門家派遣 	専門家派遣	成果指標 1 仙台圏での商談成立件数（件） 目標値 8 実績値 38 成果指標 2 専門家による支援実施件数（企業） 目標値 15 実績値 14	②の「専門家による支援」は事業内容に含まれており、それによる効果を指標とすべきではないか（活動内容指標ではないか）。

	広域振興局	実施機関	事業名	事業目的	主な事業内容	アウトプット区分	成果指標及び 令和6年度の目標値・実績値	疑義の内容
6	沿岸	経営企画部 宮古地域振興センター	宮古地域食産業振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小口混載や地域の集荷システムの整備による低コストな物流体制の構築や販路拡大開拓 ・豊かな地域の食資源を活用した商品の認知度向上及び販路開拓 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな交通ネットワークを活用した物流体制構築・販路開拓事業（実証試験） 	調査・実証実験	成果指標1 集出荷拠点数（道の駅等）（箇所） 目標値 6 実績値 6 成果指標2 新商品開発件数（件） 目標値 1 実績値 0	①の「集出荷拠点数（道の駅等）」について、集荷方法を集出荷拠点に持ち込む方式から運送業者が直接事業者を訪問して集荷を行うこととしたのにも関わらず、成果指標を前年度と同様の「集出荷拠点数」としている。 事業内容の変更と併せて成果指標が変更されておらず、事業内容と成果指標との整合が取れていない。
7	沿岸	保健福祉環境部	沿岸広域圏環境学習推進事業	地域の環境活動団体の活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習の委託 	地域活動等支援	成果指標 環境保全活動委託事業実施団体数（団体） 令和6年度目標 8 令和6年度実績 8	「環境保全活動の委託」は事業内容に含まれており、それによる成果を指標とすべきではないか（活動内容指標ではないか）。
8	沿岸	水産部 宮古水産振興センター	宮古の水産物ブランド化推進事業	宮古の水産物の販路開拓・多角化を推進し、ブランドとして認知度を高めることによる、盛岡地域における周年提供・消費される体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・宮古の水産物グルメフェアの開催 ・宮古の水産物のプロモーション活動 	イベント開催等	成果指標1 グルメフェアの広域開催（回） 令和6年度目標 1 令和6年度実績 1 成果指標2 フェア参加店舗の取扱品目（魚種）数（魚種） 令和6年度目標 2 令和6年度実績 5	「グルメフェアの開催」は事業内容に含まれており、それによる成果を指標とすべきではないか（活動内容指標ではないか）。
9	県北	経営企画部	北いわてU・Iターン促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生活圏域としての県北地域の情報発信 ・県北地域の認知度の向上と情報発信の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・移住定住イベントへの参加 ・イベントPR資材の作成 	イベント開催等	成果指標1 移住定住イベントへの参加（回） 令和6年度目標 1 令和6年度実績 1 成果指標2 イベントによる県北ブースへの来訪者数（人） 令和6年度目標 10 令和6年度実績 15	①の「移住定住イベントへの参加」は事業内容に含まれており、それによる成果を指標とすべきではないか（活動内容指標ではないか）。

表 16 成果指標の実績値が記載されていない事業（県事業）

	広域振興局	公所名	事業名	成果指標	実績値の状況 (令和7年8月時点)	令和7年度の継続
1	盛岡	経営企画部	盛岡広域くらしの魅力発信・フォローアップ事業	市町の移住相談件数	集計中	なし
2	盛岡	経営企画部	盛岡広域周遊・滞在型観光促進事業	観光客入込数（延べ人数）(千人)	集計中	あり
3	盛岡	経営企画部	盛岡広域元気まるごと発信事業	観光入込客数	R7.10月以降確定	あり
4	盛岡	経営企画部	盛岡局管内小規模自治体支援事業（食・観光）	①観光客入込数（延べ人数）(千人) ②物産フェアの売上	①は集計中 ②は確定	なし
5	盛岡	林務部	林業担い手確保対策事業	新規就業者雇用数（人）[累計]	調査中	なし
6	盛岡	林務部	県産木材利用拡大支援事業	県産材製材量（一次加工量）	集計中	なし
7	盛岡	林務部	もりおか原木しいたけ産地再生対策事業	生しいたけ単位収量（ほだ木1m3当り生産量）	集計中	あり
8	県南	経営企画部	世界遺産平泉を核とした観光推進事業	①平泉町、一関市及び奥州市の観光入込客数（延べ人数 単位：万人回） ②ケロ平のX（旧：Twitter）フォロワー数	①は集計中 ②は確定	あり
9	県南	経営企画部	地域の魅力発信事業	県南圏域の観光入込客数（延べ人数：万人回）	集計中	あり
10	県南	経営企画部	地域資源を生かしたスポーツによる連携推進事業	①スポーツ実施率(%) ②スポーツ施設入場者数	①、②とも集計中	あり
11	県南	経営企画部	地域資源を活用した誘客促進事業	県南圏域の観光入込客数（延べ人数：万人回）	集計中	あり
12	県南	農政部	企業的農業経営等発展支援事業	①企業的経営体の育成数 ②認定新規就農者数	①、②とも集計中	なし
13	県南	農政部一関農林振興センター	県南地域園芸産地力強化支援事業	①環境制御技術導入経営体数（経営体：累計） ②重点園芸品目の系統園芸販売額（百万円/年）	①、②とも集計中	なし
14	沿岸	経営企画部	広域観光推進事業	県内観光入込客数に占める沿岸の割合（%）	調査中（7月頃）	なし
15	沿岸	経営企画部	クルーズ船広域周遊促進事業	①クルーズ船寄港時ツアー立寄先（単位：箇所） ②三陸地域観光消費額（単位：億円）	①は確定 ②は集計中	なし
16	沿岸	経営企画部宮古地域振興センター	みちのく潮風トレイル・三陸ジオパーク活用インバウンド推進事業	①外国人観光客数（宮古管内市町村）(千人) ②FAM ツアー外国人招聘者数（人）	①は調査中 ②は確定	なし
17	沿岸	経営企画部大船渡地域振興センター	気仙地区交流人口拡大事業	沿岸市町村別観光入込客数に占める気仙3市町の割合（%）	集計中	なし
18	沿岸	農政部宮古農林振興センター林務室	いわて三陸原木しいたけ元気な産地づくり事業	原木しいたけの産地直売施設販売数量（kg）	調査中	あり
19	沿岸	農林部大船渡農林振興センター	緑をつなぐ森林レクリエーション事業	①事業参加者数 ②公園施設利用者数	①は確定 ②は集計中	なし
20	沿岸	沿岸広域振興局水産部	いわて三陸水産販路多角化事業	診断実施先のECサイトが売上向上した企業数割合	R7に調査予定	なし
21	県北	県北広域振興局二戸農林振興センター林務室	浄法寺漆資源確保支援事業	漆苗木出荷本数（千本）	R7.7月頃確定	あり

表 18 令和 6 年度の成果指標別達成度（指標の数）

広域振興局	100%以上 (A)	50%以上 100%未満 (B)	50%未満 (C)	(C)のうち 令和 6 年度 完了事業 (D)	記載なし (E)	計 (A)+(B)+(C)+(E)
盛岡	17 (53.1%)	6 (18.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (28.1%)	32
県南	17 (43.6%)	8 (20.5%)	4 (10.3%)	1 (2.6%)	10 (25.6%)	39
沿岸	36 (58.1%)	11 (17.7%)	7 (11.3%)	4 (6.5%)	8 (12.9%)	62
県北	29 (56.9%)	15 (29.4%)	6 (11.8%)	1 (2.0%)	1 (2.0%)	51
計	99 (53.8%)	40 (21.7%)	17 (9.2%)	6 (3.3%)	28 (15.2%)	184

表 19 成果指標達成度の推移（県事業）

広域振興局	令和6年度において達成度が100%以上の事業			令和6年度において達成度が100%未満の事業						計 (C)+(G)
	開始年度に達成度が100%以上であった指標(A)	継続により令和6年度に達成度が100%以上となった指標(B)	小計 (C)	達成度が上昇している指標(D)	達成度が変動していない指標(E)	達成度が下落した指標(F)	小計 (G)	(G)のうち令和6年度の達成度が50%未満の指標(H)	(H)のうち令和6年度で完了する事業の指標(I)	
盛岡	6 (54.5%)	1 (9.1%)	7 (63.6%)	1 (9.1%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	4 (36.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 1
県南	1 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	3
沿岸	1 1 (45.8%)	5 (20.8%)	1 6 (66.7%)	2 (8.3%)	0 (0.0%)	6 (25.0%)	8 (33.3%)	3 (12.5%)	2 (8.3%)	2 4
県北	8 (34.8%)	3 (13.0%)	1 1 (47.8%)	3 (16.7%)	0 (0.0%)	9 (50.0%)	1 2 (66.7%)	4 (17.4%)	1 (4.3%)	2 3
計	2 6 (42.6%)	9 (14.8%)	3 5 (57.4%)	6 (9.8%)	1 (1.6%)	1 9 (31.1%)	2 6 (42.6%)	8 (13.1%)	3 (4.9%)	6 1

※ 184 指標のうち、継続中の前年度の達成度の推移が把握できる 61 指標について確認したもの

表 20 定期監査等で点検した市町村事業（20 事業）

	広域 振興局	実施機関	事業名	開始年度	事業目的	アウトプット 区分	主な事業内容	成果指標	成果指 標に係 る疑義 の有無	令和6年度の 目標値 (A) 実績値 (B) 達成度 (C)	令和7 年度 継続の 有無	目標に達し なかつた理 由の記載の 有無	「実施段階で 判明した留意 すべき点」の 記載の有無
1	盛岡	盛岡市	盛岡市自然環境調査事業	令和5年度	・自然環境の現状及び、生物全般を網羅的に把握し生息生物相のリストを作成すること ・市民が身近な動植物について関心を高める環境学習の機会とし、環境保全意識を啓発すること	調査・実証実験	・生物相現地調査、文献調査、市民参加調査による盛岡市域の自然環境調査	指標 1 調査エリア進捗率 (%) 指標 2 環境学習参加者数 (人)	有	指標 1 (A) 66% (B) 66% (C) 100% 指標 2 (A) 500 (B) 700 (C) 140%	有	目標達成している	無
2	盛岡	岩手町	公営塾「ゆはず未来塾」事業	令和4年度	町公営塾「ゆはず未来塾」を開設し、県立沼宮内高等学校の生徒の学力向上を図り、町の未来を担う人材を育成することで同校と町の魅力向上に繋げていくこと	会議・セミナー等開催	・公営塾の業務委託	指標 1 4年制大学・短期大学進学者数 (人) 指標 2 公営塾受講者数 (人)	有	指標 1 (A) 8 (B) 6 (C) 75% 指標 2 (A) 14 (B) 14 (C) 100%	無	無	無
3	盛岡	葛巻町	飲食店等魅力向上支援事業	令和6年度	町内飲食店の魅力向上及び収益力向上を図るとともに、まちなかエリアの賑わい創出及び活性化を図ること	専門家派遣	・料理の魅力向上に向けた調理技術指導 ・メニューの魅力向上に向けたレシピ開発 ・店舗の魅力向上に向けたコーディネート ・「くずまき鍋」提供6店舗技術指導及びイベントアドバイス	指導店舗数 (店)	有	(A) 3 (B) 8 (C) 267%	有	目標達成している	無
4	盛岡	八幡平市	特産品開発・販売促進事業	令和6年度	若年層の観光需要を喚起し、八幡平市への誘客の促進を図る	情報発信	・市の特産品と Vtuber とのコラボ商品の開発 ・開発商品及び市の PR を目的とした Vtuber とのコラボ漫画の配信	指標 1 事業期間（特産品販売期間2月）における道の駅にしねの利用者数 (人) 指標 2 イベント開催期間（1か月あたり）のイベントサイトを通じたふるさと納税件数 (件)	無	指標 1 (A) 15,000 (B) 14,839 (C) 99% 指標 2 (A) 130 (B) 28 (C) 22%	無	無	無
5	盛岡	滝沢市	クアオルト推進事業	令和6年度	・健康寿命の延伸 ・生きがいづくりと地域のにぎわいづくり	イベント開催等	・(仮称) 鞍掛・相の沢コースの認定式典及び体験会並びにクアオルト健康ウォーキングの定期的な実施 ・健康づくりの基本である「運動」「栄養」「休養」を組み合わせたプログラムの実施	クアオルト健康ウォーキング参加者延べ人数 (人)	無	(A) 300 (B) 236 (C) 79%	有	有	有

	広域 振興局	実施機関	事業名	開始年度	事業目的	アウトプット 区分	主な事業内容	成果指標	成果指 標に係 る疑義 の有無	令和6年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和7 年度 継続の 有無	目標に達し なかった理 由の記載の 有無	「実施段階で 判明した留意 すべき点」の 記載の有無
6	県南	西和賀町	地域公共交通活性化 推進事業(AIオンデ マンド交通構築事業)	令和6年度	・移動困難者の外出促進及び心身の 健康増進 ・持続可能な運行体制の確保 ・JR北上線の利用促進 ・社会減対策	調査・実証実験	・AIオンデマンド交通の構築	AIオンデマンド交通の 利用者数(おでかけ2便 目・1~3月)(人)	無	(A) 226 (B) 140 (C) 62%	無	有	有
7	県南	平泉町	デジタル人材育成に よる地域活性化事業	令和5年度	「町に定着して活躍するデジタル 人材」の育成に取り組み、平泉町内 や岩手県南圏域で活躍する人材を創 出していくことで地域活性化と持続 可能なまちづくりにつなげること	会議・セミナー 等開催	・一般向けプログラミング講座の開催 ・子ども向けプログラミング教室の開催 ・志業シェアハウス運営	指標1 講座修了生の地域企業へ の就職及び町内での起業 者数(累計)(人) 指標2 講座修了生の町内への移 住者数(累計)(人)	無	指標1 (A) 2 (B) 4 (C) 200% 指標2 (A) 5 (B) 4 (C) 80%	有	無	有
8	県南	花巻市	観光客受入環境整備 事業	令和6年度	観光スポットへのフリーWi-Fiの 設置により、観光客による観光情報 の発信を促し、誘客を促進すること	備品・施設整備	・観光案内所、観光スポットへの屋外Wi-Fi設置	Wi-Fi利用者(人)	無	(A) 160,000 (B) 1,267 (C) 1%	無	有	有
9	県南	一関市	TGC teen ICHINOSEKI 2024 推進委員会負担 金	令和6年度	女性や若者に感動体験を味わえる 機会を提供し、シビックプライド醸 成を図るとともに、一関市のファン 獲得につなげること	イベント開催 等	・「TGC teen ICHINOSEKI FES 2024」の開催	屋外イベントの来場者数 (人)	無	(A) 11,000 (B) 12,000 (C) 109%	有	目標達成し ている	無
10	県南	遠野市	野生鳥獣被害対策事 業	令和6年度	捕獲個体の処理負担軽減を図る対 策・支援を新たに実施し、国や県等 と連携しながら各種目標の達成と、 農村地域の活性化を目指すこと	地域活動等支 援	・有害捕獲鳥獣埋設管の設置 ・ジビエ事業支援補助金の交付	指標1 減容処理頭数 [頭] 指標2 ジビエ利活用個体数 [頭]	無	指標1 (A) 500 (B) 94 (C) 18% 指標2 (A) 292 (B) 391 (C) 115%	有	有	無
11	沿岸	田野畑村	子育て世代応援遊具 整備事業	令和6年度	「道の駅たのはた思惟の風」を子 育て世代の交流拠点として機能強化 すること	備品・施設整備	・「道の駅たのはた思惟の風」へのインクルーシブ遊具 の整備	遊具使用者数(年)	無	(A) 900 (B) 記載なし (C) -	無	実績値記載 なし	無

	広域 振興局	実施機関	事業名	開始年度	事業目的	アウトプット 区分	主な事業内容	成果指標	成果指 標に係 る疑義 の有無	令和6年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和7 年度 継続の 有無	目標に達し なかった理 由の記載の 有無	「実施段階で 判明した留意 すべき点」の 記載の有無
12	沿岸	宮古市	海産物地域ブランド 化販売促進事業	令和6年度	「宮古真鱈まつり」及び「宮古トラウトサーモンまつり」の開催により宮古市の真鱈及びトラウトサーモンの知名度向上を図ること	イベント開催 等	・宮古真鱈まつり実行委員会が主催する「宮古真鱈まつり」、宮古トラウトサーモンまつり実行委員会が主催する「宮古トラウトサーモンまつり」に対し、事業費の補助を行う	指標1 宮古真鱈まつり来場者数 (人) 指標2 宮古トラウトサーモンまつり来場者数(人)	無	指標1 (A) 5,000 (B) 4,000 (C) 80% 指標2 (A) 3,000 (B) 4,500 (C) 150%	有	有	無
13	沿岸	釜石市	グローバル人材育成 事業	令和 4年度	中学生海外体験学習事業や日常英会話講座等への参加を通じて、当市の国際化に貢献できる人材の育成及びグローバル人材の育成を図る	イベント開催 等	・中学生海外体験学習事業の実施 ・中学生海外体験学習事業OB/OG会の開催 ・日常英会話講座の開催	中学生海外体験学習事業 OB/OG会参加者数(人)	無	(A) 65 (B) 69 (C) 106%	無	目標達成し ている	無
14	沿岸	大船渡市	三陸ジオパーク拠点 施設機能強化事業	令和6年度	大船渡市立博物館のジオパークの観点での展示拡充及びジオパークの拠点としての機能強化	備品・施設整備	・大船渡市立博物館の常設展示改修	教育普及事業への参加者 数(人)	無	(A) 1,050 (B) 1,029 (C) 98%	有	無	無
15	沿岸	大槌町	アニメイベント運営 業務事業	令和6年度	大槌町内でのアニメイベント開催及び台湾のアニメイベントへの出展により手県内や大槌町内への台湾旅行者の誘客を図ること	イベント開催 等	・大槌町内でのアニメイベント開催 ・台湾でのアニメイベントへブースを出展	イベント参加者(人)	無	(A) 6,000 (B) 5,478 (C) 91.3%	無	無	無
16	県北	普代村	「誇れる地域資源を 生かした産業・文化・ 防災」総合情報発信事 業	令和4年度	・村の「誇れる地域資源」を情報発信すること ・災害時の情報収集手段として最も効果の高い「ラジオ」活用の推進と防災意識の高揚を図ること	情報発信	・「水産業、伝統文化、普代水門と津波伝承絵本」等を活用した震災学習への県内小中学及び団体受入 ・「村の情報発信番組」の制作・放送 ・ラジオ番組と連携したFacebookページの作成・管理	指標1 震災学習受入団体数(団 体) 指標2 ラジオリスナーメッセー ジ数(件)	無	指標1 (A) 6 (B) 12 (C) 200% 指標2 (A) 350 (B) 298 (C) 85%	無	無	無
17	県北	野田村	震災学習モデルコー ス造成事業	令和5年度	震災学習・復興教育のモデルコースを造成し、教育旅行の誘致を図る	情報発信	・震災学習モデルコースの案内ガイド育成 ・FAM及びイベント等の実施による販路開拓 ・プロモーション素材制作と情報発信	モニターツアー実施件数 (件)	有	(A) 5 (B) 5 (C) 100%	無	目標達成し ている	無

	広域 振興局	実施機関	事業名	開始年度	事業目的	アウトプット 区分	主な事業内容	成果指標	成果指 標に係 る疑義 の有無	令和6年度の 目標値(A) 実績値(B) 達成度(C)	令和7 年度 継続の 有無	目標に達し なかった理 由の記載の 有無	「実施段階で 判明した留意 すべき点」の 記載の有無
18	県北	洋野町	海から紡ぐ洋野町 PR 事業	令和6年度	洋野町産の水産物の PR や担い手 対策等、水産業振興や地域の活性化 に資する取組を行う	イベント開催 等	・水産物販売イベントの開催 ・南部もぐりの里 PR イベントの開催	イベント実施・参加回数 (回)	有	(A) 2 (B) 2 (C) 100%	有	目標達成し ている	無
19	県北	軽米町	レンタサイクル導入 事業	令和5年度	観光客、町民の移動手段を増やす ことにより、貴重な滞在時間を有効 に使い、町の魅力を堪能出来るよう、 町内及び中心部の移動手段の充実を 図る	備品・施設整備	・バイクシェアシステム付き電動アシスト自転車の導 入(リース契約)	指標1 電動アシスト自転車利用 者数(町外)(人) 指標2 電動アシスト自転車利用 者数(町内)(人)	無	指標1 (A) 60 (B) 355 (C) 592% 指標2 (A) 10 (B) 36 (C) 360%	有	目標達成し ている	有
20	県北	二戸市	二戸市産業活性化促 進事業	令和5年度	産業まつりを開催し、二戸市の産 業を市民に広く周知するとともに、 市内の経済活性化へとつなげること	イベント開催 等	・物販ブースの設置 ・飲食ブースの設置 ・オープンファクトリーin への ・ステージイベントの開催	指標1 来場者数(人) 指標2 出店者売上金額(千円)	無	指標1 (A) 5,500 (B) 8,000 (C) 145% 指標2 (A) 4,000 (B) 4,047 (C) 101%	有	目標達成し ている	有

表 23 定期監査で点検した事業のうち継続運用を行っている事業について、継続運用を認めた理由（市町村事業）

	広域 振興局	実施公所	事業名	継続運用を認めた理由	理由の区分
1	盛岡	盛岡市	盛岡市自然環境調査事業	3か年でエリアを分けて調査を行う事業であるため。	計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある
2	盛岡	岩手町	公営塾「ゆはず未来塾」事業	学習指導という性質上、継続して指導を行う必要がある事業であるため。	計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある
3	盛岡	葛巻町	飲食店等魅力向上支援事業	段階を踏んで事業を実施する必要があるため。(R6 メニュー向上等の取組 R7 誘客拡大に向けた事業)	計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある
4	盛岡	滝沢市	クアオルト推進事業	段階を踏んで実施する必要があるため。(R6 ウォーキングコースの整備及び認定、ガイドマップ作成等 R7 参加者増の取組)	計画的に段階を踏んで継続実施する必要がある
5	県南	平泉町	デジタル人材育成による地域活性化事業	採択協議において、事業の重要性と目的を事業計画書で確認し、事業継続が必要であると局長が認めたため。	事業の必要性が継続している
6	県南	一関市	TGC teen ICHINOSEKI 2024 推進委員会負担金	採択協議において、事業の重要性と目的を事業計画書で確認し、事業継続が必要であると局長が認めたため。	事業の必要性が継続している
7	県南	遠野市	野生鳥獣被害対策事業	採択協議において、事業の重要性と目的を事業計画書で確認し、事業継続が必要であると局長が認めたため。	事業の必要性が継続している
8	沿岸	宮古市	海産物地域ブランド化販売促進事業	宮古の特産品の真鱈と宮古トラウトサーモンの更なる知名度向上と販路開拓・消費拡大に大きく貢献する事業として期待できるため。 局の重要課題「水産業の振興」に対応する事業であり、特産品の PR 及び消費に大きく貢献する事業であると判断したため。	事業の必要性が継続している
9	沿岸	大船渡市	三陸ジオパーク拠点施設機能強化事業	再認定を契機に高まるジオパークの機運に乗じた事業であり、三陸ジオパークに関する展示を補強することで、さらなる効果が期待できる上、展示内容は津波災害の発生メカニズムの解説等であり、防災意識の向上に資するため。 既存の展示と合わせて三陸ジオパークの紹介ができ、拠点施設としての機能を十分に発揮できると判断したため。	事業の必要性が継続している
10	県北	普代村	「誇れる地域資源を生かした産業・文化・防災」総合情報発信事業	普代村から継続して実施する必要がある旨の要望があり、事業計画書等を審査のうえ継続が必要であると局長が認めたため。 本事業は震災伝承や防災意識の高揚につながる取組であり、震災学習団体受入数やラジオのリスナーメッセージ数などのヒアリング結果を踏まえ、事業の継続が必要であると判断した。 (客観的な指標に基づく検討)	事業の必要性が継続している
11	県北	野田村	震災学習モデルコース造成事業	野田村から震災の伝承を継続して取り組んでいく必要がある旨の要望があり、事業計画書等を審査のうえ継続が必要であると局長が認めたもの 震災学習の受入人数等についてヒアリングを行うとともに、今後の事業の見通し等について確認を行った。 本事業は震災伝承だけでなく、観光や交流にもつながる取組であることから、事業の継続が必要と判断した。 (客観的な指標に基づく検討)	事業の必要性が継続している
12	県北	洋野町	海から紡ぐ洋野町 PR 事業	洋野町から継続して実施する必要がある旨の要望があり、事業計画書等を審査のうえ継続が必要であると局長が認めたもの。 本事業は水産業振興や担い手確保、地域活性化につながる取組であることから、ヒアリング結果も踏まえ、事業の継続が必要と判断した。	事業の必要性が継続している

	広域 振興局	実施公所	事業名	継続運用を認めた理由	理由の区分
13	県北	軽米町	レンタサイクル導入事業	<p>二戸中心部から軽米町までの観光地への交通手段が脆弱でタクシーでの移動ぐらいしかないことから、令和5年度に行ったレンタサイクル事業では継続運用の声があり、観光地への移動手段を充実させるため。</p> <p>R5年度の実績や次年度の改善点についてヒアリングを行うとともに、利用者アンケートの結果を確認し、レンタサイクルのニーズも把握した。これらの情報を踏まえ、事業の継続性について整理した。(客観的な指標に基づく確認)</p>	事業の必要性が継続している
14	県北	二戸市	二戸市産業活性化促進事業	<p>二戸市から3年間継続して実施する必要がある旨の要望があり、事業計画書等を審査のうえ継続が必要であると局長が認めたため。</p> <p>売上額、客数や出展者数等についてヒアリングを行うとともに、次年度に向けた改善点も確認した。</p> <p>本事業は、地域の食産業や製造業を二戸市内外に広くPRし、経済の活性化や雇用創出につなげる取組であることから、事業の継続が必要であると判断した。(客観的な指標に基づく確認)</p>	事業の必要性が継続している

表 28 取得財産等管理台帳が提出された事業一覧（市町村事業）

	広域振興局	実施機関	事業名	事業目的	取得財産	取得額
1	県南	一関市	テレビ共同受信施設改修等事業 (川崎東部テレビ共同受信施設組合)	テレビ難視聴対策に係る共同受信施設の維持管理費、施設改修等の負担を軽減し、情報格差の是正を図る。	光送信機	542,620 円
2	沿岸	田野畑村	子育て世代応援遊具整備事業	幼児用の遊具整備により、子供が遊ぶ環境を整え、子育て環境整備の一助とする。	遊具	2,645,500 円
3	沿岸	岩泉町	小本津波防災センター屋上改修工事	「岩泉町津波防災地域づくり推進計画」に基づく津波避難ビルの避難環境整備	屋外非常階段手すり設置	640,000 円
					非常灯設置	1,300,000 円
					配線カバー設置	755,000 円
4	沿岸	山田町	バス停環境整備事業	バスシェルターを設置することによりバス利用者の利便性向上と、バス未利用者の利用促進を図る	バスシェルター	3,278,000 円
5	県北	野田村	十府ヶ浦公園遊具整備事業	これまでになく種類の遊具を増設することで既存の遊具の設置効果を促進するとともに、親子、兄弟でふれあう環境を提供する	ボールトランポリン	24,109,948 円
					砂場	898,713 円

表 29 成果指標の設定について疑義がある事業（市町村事業）

	広域振興局	実施機関	事業名	事業目的	主な事業内容	アウトプット区分	成果指標及び 令和6年度の目標値・実績値	疑義の内容
1	盛岡	盛岡市	盛岡市自然環境調査事業	各種計画の策定に向けた基礎資料として、自然環境の現状及び、生物全般を網羅的に把握し生息生物相のリストを作成すること	・盛岡市域の自然環境調査 ・市民参加調査の実施	調査・実証実験	成果指標1 調査エリア進捗率（%） 目標値 66 実績値 66 成果指標2 環境学習参加者数（人） 目標値 500 実績値 700	①の「調査エリア進捗率」は「自然環境調査」が事業内容であることから、それによる効果を指標とすべきではないか（活動内容指標ではないか）。
2	盛岡	岩手町	公営塾「ゆはず未来塾」事業	県立沼宮内高等学校の生徒の学力向上を図り、町の未来を担う人材を育成することで同校と町の魅力向上に繋げること。	・岩手県立沼宮内高等学校における岩手町公営塾の運営	会議・セミナー等開催	成果指標1 4年制大学・短期大学進学者数（学校全体）（人） 目標値 8 実績値 6 成果指標2 公営塾受講者数（人） 目標値 14 実績値 14	①の「4年制大学・短期大学進学者数」は、公営塾の塾生の内数ではなく沼宮内高等学校全体の進学者数であることから、事業内容と指標の整合性を欠くのではないか。
3	盛岡	葛巻町	飲食店等魅力向上支援事業	「フードツーリズム」受け入れ態勢の構築を目指し、町内の飲食店等における誘客拡大に向けた取組みを支援すること。	・葛巻町特産品「くずまき鍋」提供店舗に対する調理技術及び店舗魅力向上のための指導	専門家派遣	成果指標 指導店舗数（店舗） 目標値 3 実績値 8	「店舗に対する指導」は事業内容に含まれており、それによる成果を指標とすべきではないか（活動内容指標ではないか）。
4	県北	野田村	震災学習モデルコース造成事業	震災学習・復興教育のモデルコースを造成し、小・中・高等学校を主なターゲットに教育旅行の誘致を目指すこと。	・震災学習モデルコースの案内ガイド育成 ・震災学習モニターツアーの実施	情報発信	成果指標 モニターツアー実施件数（件） 目標値 5 実績値 5	「モニターツアーの実施」は事業内容に含まれており、それによる成果を指標とすべきではないか（活動内容指標ではないか）。
5	県北	洋野町	海から紡ぐ洋野町PR事業	ウニやホヤをはじめとする町の水産物のさらなるPRや種市高校海洋開発科との連携による担い手対策など、本町の水産業振興や地域の活性化を図ること。	・県外での水産物販売イベント、南部もぐりの里PRイベントの実施	イベント開催等	成果指標 イベント実施・参加回数（回） 令和6年度目標 2 令和6年度実績 2	「イベントの実施・参加」は事業内容に含まれており、それによる成果を指標とすべきではないか（活動内容指標ではないか）。

表 30 成果指標の実績値が記載されていない事業（市町村事業）

	広域振興局	公所名	事業名	成果指標	実績値の状況 (令和7年8月時点)	令和7年度の継続
1	沿岸	山田町	バス停環境整備事業	町内循環バス利用者数(人) やまだコミュニティバス利用者数(人)	記載なし	なし
2	沿岸	岩泉町	日本短角種放牧頭数維持支援事業	日本短角種繁殖雌牛飼養頭数	記載なし	あり
3	沿岸	田野畑村	子育て世代応援遊具整備事業	遊具使用者数(年)	記載なし	なし

表 31 令和 6 年度の成果指標別達成度（指標の数）

広域振興局	100%以上 (A)	50%以上 100%未満 (B)	50%未満 (C)	(C)のうち 令和 6 年度 完了事業 (D)	記載なし (E)	計 (A)+(B)+(C)+(E)
盛岡	3 6 (60.0%)	1 7 (28.3%)	6 (10.0%)	4 (6.7%)	2 (3.3%)	6 1
県南	2 3 (63.8%)	7 (19.4%)	6 (16.7%)	5 (13.8%)	0 (0.0%)	3 6
沿岸	3 5 (55.5%)	1 6 (25.3%)	8 (12.7%)	3 (4.8%)	4 (6.3%)	6 3
県北	4 4 (58.6%)	2 7 (36.0%)	4 (5.3%)	2 (2.7%)	0 (0.0%)	7 5
計	1 3 8 (58.7%)	6 7 (28.6%)	2 4 (10.2%)	1 4 (5.9%)	6 (2.6%)	2 3 5

表 32 成果指標達成度の推移（市町村事業）

広域振興局	令和6年度において達成度が100%以上の事業			令和6年度において達成度が100%未満の事業						計 (C)+(G)
	開始年度に達成度が100%以上であった指標(A)	継続により令和6年度に達成度が100%以上となった指標(B)	小計(C)	達成度が上昇している指標(D)	達成度が変動していない指標(E)	達成度が下落した指標(F)	小計(G)	(G)のうち令和6年度の達成度が50%未満の指標(H)	(H)のうち令和6年度で完了する事業の指標(I)	
盛岡	1 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1
県南	6 (60.0%)	2 (20.0%)	8 (80.0%)	2 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	10
沿岸	5 (50.0%)	3 (30.0%)	8 (80.0%)	1 (10.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)	2 (20.0%)	1 (10.0%)	1 (10.0%)	10
県北	10 (37.0%)	2 (7.4%)	12 (44.4%)	1 (3.7%)	0 (0.0%)	14 (60.9%)	15 (65.2%)	2 (7.4%)	1 (3.7%)	27
計	22 (45.8%)	7 (14.6%)	29 (60.4%)	4 (8.3%)	1 (2.1%)	14 (29.2%)	19 (39.6%)	3 (6.3%)	2 (4.2%)	48

※ 235 指標のうち、継続中の前年度の達成度の推移が把握できる48指標について確認したもの

【参考資料】

1 地域経営推進費交付要綱（一部改正 令和6年3月22日 ふるさと振興部長決裁）（抜粋）

（事業遂行状況の報告）

第6 公共的団体等の代表者又は市町村長（以下「補助事業者」という。は、対象事業の遂行状況について、所管局長の指示があったときは、速やかに、地域経営推進費事業遂行状況報告書（様式第6号）により、所管局長に報告しなければならない。

2 地域経営推進費取扱要領（一部改正 令和6年3月22日 ふるさと振興部長決裁）（抜粋）

2 対象事業等

推進費の対象事業は、県が単独施策として行う事業（国庫補助制度等既定の助成制度では採択される見通しのないもの並びに団体及び施設に係る運営費に対する補助以外のものに限る。以下「県事業」という。）並びに市町村及び市町村長が必要と認める団体が「いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランー地域振興プランー」等の推進に取り組む事業（以下「市町村事業」という。）とし、その範囲及び一事業当たりの推進費の限度額（以下「一件限度額」という。）は、別表1に定めるところによるものとする。

3 運用基準

(1) 県事業は、市町村との適切な役割分担の下、本庁政策との整合性を十分に図り、次の基本的な考え方にに基づき、事業の選択と集中を図るよう運用するものとする。

ア 広域性及び専門性の観点から、広域振興局が実施することが適当であると認められること。

イ その他事業の継続性や地域の状況を勘案して、広域振興局が実施する必要性、緊急性が特に高いと認められること。

別表1（2関係）対象事業等（抜粋）

一件限度額等

1 一件限度額は、局長が必要と認めるときは、予算の範囲内で局長が定める。

ただし、市町村事業における2以上の市町村が共同して行う広域連携の推進に資する事業については、一件限度額を1,500万円とする。

2 継続運用は行わない。

ただし、局長が特に必要と認める事業については、3箇年を限度に継続運用を認める。

3 地域経営推進費事業評価実施要領（抜粋）

2 評価の方法

- (1) 事業の評価は、地域経営推進費交付要綱に定める「地域経営推進費事業計画書兼事業実績書」（交付要綱様式第2号。以下「事業書」という。）により、事業実施主体が実施するものとする。
- (2) 評価は、事業単位で実施するものとする。

3 事業実施主体における事業評価及び調書の提出

- (2) 事業完了時
事業実施主体は、事業完了時に事業書に事業実績等を記載し、局長に提出するものとする。
- (3) 事業書の作成は、別に定めるマニュアルによるものとする。

5 事業評価結果の検証及び評価結果の報告等

- (1) 局長は、事業評価結果を、各広域振興局の圏域懇談会等に報告するものとする。
- (2) 局長は、事業の採択等において、事業を採択する年度の前々年度及び前年度の事業評価結果を活用するものとする。

6 事業評価結果の公表

局長は、事業評価結果を取りまとめ、ホームページ等で公表するものとする。

4 地域経営推進費事業書作成マニュアル（抜粋）

2 事業の構成

事業の構成は、投入－活動－成果－目的の要素から成り立ち、その内容は次のとおり。

- (1) 投入 事業の目的を達成するため、「活動」に使われる資源（予算、要員、機材など）
＝インプット
- (2) 活動 目的達成のために、資源をどのように活用するか明示したもの（＝事業実施内容）
（活動の結果（実績）＝アウトプット）
- (3) 成果 活動の結果によって、対象者・対象物に起こしたいプラスの変化
＝中間アウトカム
- (4) 目的 事業の最終受益者にもたらしたい変化・影響＝最終アウトカム

3 様式の記載方法

(1) 事業計画書部分

ウ 本庁関係室課との調整状況

実施しようとする事業内容が、本庁関係室課や他の広域振興局で実施する事業との棲み分けが必要な場合又は連携により事業効果の向上が見込まれる場合は、本庁関係室課との調整内容を記載

エ 他広域振興局との調整状況

実施しようとする事業内容が、他の広域振興局で実施する事業との棲み分けが必要な場合又は連携により事業効果の向上が見込まれる場合は、他広域振興局との調整内容を記載

4 地域経営推進費事業書作成マニュアル（抜粋）（前ページから続く）

オ 関係市町村との調整状況

実施しようとする事業内容が、関係市町村等で実施する事業との棲み分けが必要な場合又は連携により事業効果の向上が見込まれる場合は、市町村等との調整内容を記載

ケ 事業の成果

【成果指標】事業実施により事業の対象にもたらされる変化・影響を端的に表す指標名を記載

〔指標の目標値〕目標Aに上記指標の現況に対する目標値を記載

(2) 事業実績書部分

事業計画書に記載した以外について、実績等を記載

イ 事業の成果（達成状況）

活動の結果による成果を具体的に記載

〔指標の目標値〕実績Bに指標の実績値を記載

ウ 事業の評価・振り返り

事業実施主体として当該事業の実績に対する評価を記載。特に、活動項目等の目標に実績が達しなかった理由や、事業実施段階で判明した留意すべき点など、今後、事業を継続する場合や類似事業を企画する場合に参考となる事項を盛り込み、客観的な記載に努めるよう留意すること。

5 地域経営推進費の運用について（令和4年3月9日ふるさと振興部地域振興室長通知）（抜粋）

3 事業計画書兼事業実績書における記載の徹底

事業計画書兼事業実績書（要綱様式第2号）における以下2つの項目について、記載漏れ等が散見されますので、別添資料を参考に適切に記載くださるようお願いいたします。

(2) 「成果指標」について

成果指標については、地域経営推進費事業者作成マニュアルに記載のとおり、「事業実施により事業の対象にもたらされる変化・影響を端的に表す指標」としていただきたいところ、記載漏れのほか、研修会の実施回数などの活動指標のみを設定している事業が散見されることから、適切な指標の設定を徹底くださるようお願いいたします。

活動指標と成果指標の違い等については、別添4を参照ください。

6 令和6年度における地域経営推進費（県事業）の事務取扱について（令和6年3月22日ふるさと振興部長通知）（抜粋）

2 県事業の企画及び採択における留意事項

- (2) 本庁で実施すべき事業ではないか、本庁実施事業との重複がないか、又は本庁関係部局・他の広域振興局等と連携を図ることにより更なる成果が期待できないか等を検討し、本庁関係部局等と十分調整を図ること。
- なお、事業採択に当たっては、「地域経営推進費事業計画書兼事業実績書」（要綱様式第2号）において、「本庁関係課等との調整状況」欄に、本庁事業との重複がないと判断した理由を確実に記載すること。
- (8) 効果的な事業執行に向けて、チェックリスト（様式8）を活用することとし、チェック手順は、別表を参考にされたいこと。

地域経営推進費（県事業）チェックリスト（抜粋）

チェック項目

- II. 事業設計に関すること（所管課においては査定時に、事業担当部室においては所管課提出時に確認ください）
- 4 継続事業について、要領において限度とされている3箇年以内になっているか。
- 6 事業目的を達成するための手段として適当か（他の手法はないか。費用対効果の観点から適切かなど。）
- 7 （継続事業の場合）前年度の評価・振り返りを踏まえた事業内容になっているか。
- III. 事業完了後に関すること（所管課においては実績取りまとめ時に、事業担当部室においては実績提出時に確認ください）
- 20 事業の進捗管理について、定期的を実施したか。
- 21 計画書兼実績書において、達成状況及び目標の実績・達成度が記載されているか。

7 令和6年度における地域経営推進費（市町村事業）の事務取扱について（令和6年3月22日ふるさと振興部長通知）（抜粋）

4 一般的留意事項

- (7) 市町村及び広域振興局の担当課においては、互いに、又はそれぞれの関係部課と、あらかじめ十分に連携調整の上、事業計画の検討や事業採択等の一連の事務手続を進められたいこと。
- (8) 事業の実施後においては、市町村及び広域振興局それぞれが事業評価を行うものとし、評価は、別に定める「地域経営推進費事業評価実施要領」に基づき行うものであること。
- (9) 効果的な事業執行に向けて、市町村及び広域振興局それぞれがチェックリスト（様式7）を活用することとし、チェック手順は、別表を参考にされたいこと。

7 令和6年度における地域経営推進費（市町村事業）の事務取扱について（令和6年3月22日ふるさと振興部長通知）（抜粋）（前ページから続く）

5 各種報告等

- (6) 市町村長は、事業により取得し又は効用が増加した財産（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）がある場合は、様式6（取得財産等管理台帳）を整備、保管することとし、事業完了時及び財産の異動があった際は、当該財産管理台帳の写しを局長に提出すること。

地域経営推進費（市町村事業）チェックリスト（抜粋）

チェック項目

- II. 事業設計に関すること（広域振興局においては査定時に、市町村においては広域振興局提出時に確認ください）

4 継続事業について、要領において限度とされている3箇年以内になっているか。

7 （継続事業の場合）前年度の評価・振り返りを踏まえた事業内容になっているか。

18 成果指標について、適切に設定されているか。

（以下4つの項目を参考に適切性を御確認ください。）

成果指標の達成＝事業目的の達成となっているか（アウトカム指標か）。

主観的ではない、定量化された指標か（客観的か）。

当該事業の実施によって現れた成果と説明できる指標か（直接性があるか）。

現状と比較して、明らかに過小な目標値になっていないか（妥当な水準か）。

- III. 事業完了後に関すること（広域振興局においては実績取りまとめ時に、市町村においては実績提出時に確認ください）

20 事業の進捗管理について、定期的実施したか。

21 計画書兼実績書において、達成状況及び目標の実績・達成度が記載されているか。

8 地域経営推進費（市町村事業）の取扱に関するQ&A（抜粋）

Q8；継続運用は可能か。また、これまで一般財源で実施されてきた事業は補助対象となるのか。

原則として、継続運用は行わないこととしております。しかし、広域振興局長が必要と認める事業については、通算3箇年を限度として交付できます。なお、平成23年度に地域経営推進費（復興緊急支援枠）で実施した事業は継続運用に含みません。

また、既に市町村の一般財源で実施していた事業に対する交付については、これまでの事業と内容に変更がなく、義務的・経常的な要素が強いと認められる場合は、交付することができません。なお、事業内容にいわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランー地域振興プランーの推進に向け、事業効果を高めるための改善が認められると広域振興局長が判断する場合は、交付対象とすることができます。

9 令和6年度地域経営推進費（県事業）の予算編成について（令和5年12月1日県南広域振興局経営企画部長通知）（抜粋）

令和6年度地域経営推進費（県事業）の予算編成については、下記のとおり取り扱うこととしますので、当該推進費により事業を実施しようとする場合は、「地域経営推進費取扱要領」、「令和5年度における地域経営推進費（県事業）の事務取扱について」及び別紙1の「県南広域振興局における令和6年度地域経営推進費（県事業）予算協議実施要領」に基づき、所定の期日までに関係書類を提出してください。

別紙1 県南広域振興局における令和6年度地域経営推進費（県事業）予算協議実施要領（抜粋）

県南広域振興局における令和6年度地域経営推進費（県事業）については、「岩手県補助金交付規則」並びに「地域経営推進費交付要綱」、「地域経営推進費取扱要領」及び「地域経営推進費（県事業）の事務取扱について」に定めるところによるほか、次により取り扱うものとする。

1 事業採択の基本方針

- (2) 地域課題に的確に対応した施策を可能な限り反映させるよう、市町との役割分担・連携を密にし、協議・調整を十分に図った上で、内容が重複することのないよう事業を検討すること。

3 事業の立案に当たっての留意事項

- (2) 地域経営推進費は地域の課題解決のために局として取り組む必要がある事業であることから、本庁と局の役割を明確に区分し、本庁の事業と重複がないよう留意するとともに、他広域振興局との連携についても検討すること。

10 令和6年度地域経営推進費事業の提出について（照会）（令和6年1月15日県北広域振興局長通知）（抜粋）

このことについて、令和6年度当初採択に係る事業を受け付けますので、下記に留意のうえ、関係書類を提出してください。なお、事業の詳細な採択要件等はふるさと振興部において協議中であり、新たな方針等が示された場合には速やかに御連絡いたします。

4 提出に当たっての留意事項

- (3) 事業の内容や規模が地域事情に適合するよう、また、市町村との連携・協働を進めるため、市町村や関係団体と十分な調整を行うこと。

5 財政的援助団体等監査の結果

(1) 指摘の内容

留意改善を要する事項（指摘）は次のとおり。

別表区分	別表項目番号	監査項目	指摘項目	内容	指摘事項	監査対象機関	区分
1 財務	4 5 1	契約事務	その他予算経理の不適當	県民会館の舞台運行業務委託について、変更契約を行っていないものがあったもの。	委託業務の執行に当たり、変更事由発生後変更契約をしていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	公益財団法人岩手県文化振興事業団	指摘
1 財務	7 4 1 1	財産管理	基金の管理の不適當	財産の確実な管理と安全かつ効率的な運用を定めた法人の財産管理運用規程や県の通知、指導に沿うことなく、令和6年度に外国債券での運用を大幅に拡大していること。	基本財産の資産運用に当たり、外国債券で大部分の運用が行われているので、公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター財産管理運用規程及び県の通知に沿って、適正な事務の執行に努められたい。	公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター	指摘

(2) 監査台帳（抜粋）

監査対象機関	財政的援助団体又は債務保証団体			出資（出捐）	指定管理者	本監査年月日	担当監査委員		監査対象年度	摘要
	補助	貸付	損失補償等							
岩手県交通株式会社	◎					令和8年2月2日	佐々木 朋 和	五味 克 仁	令和6年度	ふるさと振興部
公益財団法人岩手県文化振興事業団				◎	○	令和8年2月2日	佐々木 朋 和	五味 克 仁	令和6年度	文化スポーツ部 教育委員会
一般財団法人クリーンいわて事業団	○	○	○	◎		令和7年11月25日	名須川 晋	五味 克 仁	令和6年度	環境生活部
地方独立行政法人岩手県工業技術センター	○			◎		令和8年2月2日	名須川 晋	中野 玲 子	令和6年度	商工労働観光部
岩手県土地開発公社				◎		令和8年2月2日	佐々木 朋 和	五味 克 仁	令和6年度	商工労働観光部
公益財団法人ふるさといわて定住財団				◎		令和7年11月25日	佐々木 朋 和	中野 玲 子	令和6年度	商工労働観光部
公益財団法人岩手県観光協会	○			◎		令和7年11月25日	名須川 晋	五味 克 仁	令和6年度	商工労働観光部
いわて観光キャンペーン推進協議会	◎					令和8年2月2日	名須川 晋	中野 玲 子	令和6年度	商工労働観光部
公益財団法人岩手県生物工学研究センター				◎		令和7年12月11日	名須川 晋	五味 克 仁	令和6年度	農林水産部
公益社団法人岩手県農業公社	○		○	◎		令和7年11月25日	佐々木 朋 和	中野 玲 子	令和6年度	農林水産部
公益社団法人岩手県農産物改良種苗センター				◎		令和7年11月25日	名須川 晋	五味 克 仁	令和6年度	農林水産部
一般社団法人岩手県畜産協会				◎		令和8年2月2日	佐々木 朋 和	五味 克 仁	令和6年度	農林水産部
公益財団法人岩手県林業労働対策基金				◎		令和8年2月2日	佐々木 朋 和	五味 克 仁	令和6年度	農林水産部
株式会社仙北造園					◎	令和7年11月25日	佐々木 朋 和	中野 玲 子	令和6年度	農林水産部
公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金				◎		令和7年11月25日	佐々木 朋 和	中野 玲 子	令和6年度	農林水産部
公益財団法人岩手育英奨学会	○			◎		令和8年2月2日	名須川 晋	中野 玲 子	令和6年度	教育委員会
公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター				◎		令和8年2月2日	名須川 晋	中野 玲 子	令和6年度	警察本部
学校法人H. A. International School	◎					令和8年1月9日	佐々木 朋 和	中野 玲 子	令和6年度	ふるさと振興部
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会	◎					令和7年11月25日	名須川 晋	五味 克 仁	令和6年度	農林水産部

6 内部統制評価報告書審査意見書の概要

(1) 審査の対象

令和7年8月8日に知事から提出された内部統制評価報告書について審査した。

(2) 審査の方法

監査委員監査基準に準拠して、内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から、内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料と照合精査するとともに、評価対象年度について実施した監査等によって得られた知見に基づき検証を行い、厳正に実施した。

(3) 審査の結果

令和6年度岩手県内部統制評価報告書について、前記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は適切であると認められた。

なお、定期監査において、内部統制の対象事務について、再発防止の取組が不十分な機関のほか、留意改善を要する事項が認められた機関が確認されたことから、各機関における内部統制に対するより一層の意識の向上を図るとともに、制度の更なる充実強化に努められたい。

※意見書提出年月日 令和7年9月4日

7 決算審査

(1) 令和6年度岩手県歳入歳出決算審査意見書の概要

ア 歳入歳出決算の概況

区 分	一般会計				特別会計				
	令和6年度	令和5年度	対前年度増減		令和6年度	令和5年度	対前年度増減		
			金額	率			金額	率	
歳入決算額 (a)	円 825,254,386,885	円 827,748,682,395	△ 2,494,295,510	0.3%	円 295,854,497,858	円 291,078,075,770	4,776,422,088	1.6%	
歳出決算額 (b)	円 779,693,107,364	円 776,375,741,556	3,317,365,808	0.4%	円 293,608,870,540	円 289,041,924,959	4,566,945,581	1.6%	
歳入歳出差引額 (a)-(b) (c)	円 45,561,279,521	円 51,372,940,839	△ 5,811,661,318	△ 11.3%	円 2,245,627,318	円 2,036,150,811	209,476,507	10.3%	
翌年度へ繰り越すべき財源	継続費繰越額								
	繰越明許費繰越額	円 31,127,037,400	円 28,817,532,916	2,309,504,484	8.0%	円 28,531,580	円 32,728,197	△ 4,196,617	△ 12.8%
	事故繰越し繰越額	円 2,284,717,900	円 3,090,707,000	△ 805,989,100	△ 26.1%				
	合 計 (d)	円 33,411,755,300	円 31,908,239,916	1,503,515,384	4.7%	円 28,531,580	円 32,728,197	△ 4,196,617	△ 12.8%
実質収支額 (c)-(d)	円 12,149,524,221	円 19,464,700,923	△ 7,315,176,702	△ 37.6%	円 2,217,095,738	円 2,003,422,614	213,673,124	10.7%	

(参考) 主な財政指標の推移

	6年度	5年度	前年度増減
経常収支比率	93.2%	92.6%	ポイント 0.6
実質公債費比率	12.3%	12.7%	△ 0.4%
年度末県債現在高(普通会計)	百万円 1,235,760	百万円 1,269,350	金額 百万円 △ 33,590 率 % △ 2.6

イ 意見書の内容

審査の方法	令和6年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、計数は正確か、各会計の予算の執行はそれぞれ予算議決の趣旨に沿い、かつ、関係法令等に基づき適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかなどを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、既の実施した監査及び現金出納検査の結果も踏まえて厳正に実施した。
審査の結果	令和6年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算は、審査した限りにおいて、一部に留意改善を要する事項が認められたものを除き、審査に付された関係諸帳簿、証書類及び指定金融機関の歳入歳出計算書と合致しており、法令に適合し、かつ、その計数は正確であり、予算の執行、財産の管理など財務に関する事務については、適正に処理されていて、おおむね適正なものと認められた。
審査意見	<p>1 歳入歳出決算の状況</p> <p>令和6年度一般会計歳入歳出決算は、歳入が8,252億5,438万6,885円で前年度に比べて24億円余(0.3%)の減少、歳出が7,796億9,310万7,364円で前年度に比べて33億円余(0.4%)の増加となった。歳入歳出差引額は455億6,127万9,521円であり、事業の繰越しに伴って翌年度に繰り越すべき財源334億1,175万5,300円を差し引いた実質収支額は121億4,952万4,221円の黒字となった。</p> <p>令和6年度の実質収支額と前年度実質収支額との差額である単年度収支額は、73億1,517万6,702円の赤字となりこれに財政調整基金の積立額などを加味して算定した実質単年度収支額は53億5,848万6,737円の赤字となった。</p> <p>また、母子父子寡婦福祉資金特別会計ほか9特別会計の歳入歳出決算は、歳入が2,958億5,449万7,858円で前年度に比べて47億円余(1.6%)の増加、歳出も2,936億887万540円で前年度に比べて45億円余(1.6%)の増加となった。歳入歳出差引額は22億4,562万7,318円であり、翌年度に繰り越すべき財源2,853万1,580円を差し引いた実質収支額は22億1,709万5,738円の黒字となった。</p> <p>2 財政運営の状況</p> <p>令和6年度の一般会計における財政運営は、歳入においては、貸付金元利収入等の諸収入が前年度に比べて118億円余の減少となるなどしたことにより歳入総額は24億円余下回った。</p> <p>歳出においては、教職員人件費等に係る教育費が前年度に比べて92億円余の増加となるなどしたことにより歳出総額は33億円余上回った。</p> <p>また、翌年度への繰越額は農林水産業費が42億円余の減少となるなどしたことにより計51億円余減少し、不用額は衛生費が129億円余の減少となるなどしたことにより計138億円余減少した。</p> <p>次に、令和6年度の普通会計決算を主な指標で見ると、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は93.2%と対前年度比で0.6ポイントの増加となった。</p> <p>また、一般財源の規模に占める公債費の割合を示す実質公債費比率は、12.3%と対前年度比で0.4ポイントの減少となった。</p> <p>なお、令和6年度末の普通会計における県債残高は1兆2,357億円余と前年度末に比べ335億円余の減少となった。</p> <p>3 総括的意見</p> <p>県では、令和6年度予算を「『希望郷いわて』その先へ予算」と位置付け、「いわて県民計画(2019～2028)」の下、引き続き東日本大震災津波からの復興に取り組みとともに、「自然減・社会減対策」、「GXの推進」、「DXの推進」、「安心安全な地域づくり」の4つの重点事項を推進するため、様々な施策を展開している。</p> <p>このうち、東日本大震災津波からの復興については、復興道路等が完成し、災害に強い新たな道路ネットワークが構築される中で、被災者のこころのケアの推進をはじめとする暮らしの再建、なりわいの再生等において、復旧・復興で学び培った経験を生かす取組を進めてきた。国は、令和8年度からの5年間を「第3期復興・創生期間」として、復興に向けた様々な課題や、残された復興事業に全力を挙げて取り組むこととしており、引き続き国等と連携して「誰一人として取り残さない」という理念の下、県民一人ひとりがお互いに支え合いながら幸福を守り育てるための取組を進めていく必要がある。</p> <p>また、その他4つの重点事項については、人口減少や急激な気候変動等の課題が深刻化する中で、持続可能な新しい成長を目指しながら、安心・安全で誰もが住みたいと思えるふるさとを次世代に引き継いでいくことにより、いわて県民計画の目指す「お互いの幸福を守り育てる希望郷いわて」を達成するために、今後ともその着実な推進が望まれるものである。</p> <p>特に、本県の人口は、平成9年以降減少を続け、総務省の人口推計によると、令和6年10月1日時点で前年から1万8,000人減少し、その減少率1.57%は全国で3番目に高い率であるほか、国関係機関の推計では、令和6年時点で約114万人の人口が、令和17年には100万人を割りこむことが予測されている。このことから、本県においては、人口減少対策を喫緊の課題として最優先に取り組みすることとしており、自然減・社会減対策に関し、ジェンダーギャップの解消や、全国トップレベルの子育て支援を進めるとともに、岩手への関心を高める情報発信等により、交流人口・関係人口の拡大などを一層図っていく必要がある。</p> <p>さらに、昨今の国際情勢等を背景とする資源・エネルギー価格や食料価格などの物価高騰は、県民生活や地域経済を厳しいものとしており、生活困窮世帯をはじめとした生活支援、中小企業や運輸・交通事業者、農林漁業者、介護・福祉・医療施設等への事業者支援については、今後の動向を踏まえつつ確実に進めていく必要がある。</p> <p>一方、上記の施策を展開するための基盤となる県財政についてみると、人口減少を背景として、歳入面においては普通交付税の減少に伴い、実質的な一般財源総額が毎年度減少していくことが見込まれている。また、歳出面においては、給与改定や定年引上げによる人件費の増加、高齢化等に伴う社会保障関係費の増加のほか、金利上昇に伴う公債費の増加により、今後、多額の財源不足が生じ、財政調整基金の残高が減少するなど、一層厳しい財政状況が続くことが見込まれている。県は、持続可能な行政基盤の構築や財政健全化を着実に推進するため、令和10年度までに収支均衡予算を実現するとともに、4つの財政目標を設定して取り組んでいるところである。</p> <p>今後は、更に行政改革の実効性を高め、あらゆる手法により歳入確保に努めるとともに徹底した歳出水準の適正化を行い、メリハリのある予算編成を通じて、限られた財源の重点的かつ効果的な活用に努められたい。</p> <p>そして、中長期的には、環境の変化も踏まえた公債費負担の適正化に取り組み、県債残高縮減を図るなど、健全かつ計画的な財政運営の下に「希望郷いわて」実現のための施策が積極的に展開されるよう強く望むものである。</p> <p>4 個別的意见</p> <p>(1) 財務事務の執行について</p> <p>ア 留意改善を要する事項について</p> <p>令和6年度決算の監査結果では、指摘事項は20件となり、前年度から3件増加した。</p> <p>指摘事項の内容を見ると、支出命令の不備など支出事務の不備なもの7件、納期限に不備があるものなど収入事務の不備なもの5件、契約書の作成の不備など契約事務の不備なもの5件と依然として組織的なチェックにより適正執行が可能となる定型的、定型的な会計事務の指摘事項が多いほか、担当職員の財務事務への理解不足などに起因するものも認められることから、引き続き指摘事項の発生原因や再発防止策を共有するなど全庁的な取組を進めるとともに、必要な執行体制の確保にも留意しながら、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>また、指摘事項には至らなかったものの、令和6年度中の財務事務において、本庁主管課が県庁内のイントラネットのインフォメーション(全庁通知機能)を通じて財務事務執行上の誤った内容の情報を通知し、さらにその訂正周知が不適切であったことにより、複数の出先機関において適正ではない事務処理が生じたものがあった。インフォメーションは県庁内の行事や事務事業の活動情報等、多様な情報の伝達に利用されているが、その情報は多量、多岐にわたるものであることから、特に事務事業の実施上重要な情報の周知が必要な場合には、その内容の正確性はもとより、伝達の方法が最適なものかについても組織内の確認を徹底し、関係機関へ遺漏なく周知するよう努められたい。</p> <p>イ 内部統制について</p> <p>県においては、財務事務の適正な執行に向けた全庁的なリスクマネジメントの取組として、内部統制を令和元年度から実施しており、各担当部署における会計事務等の自己点検の中で不適切な事務処理を把握し、再発防止の徹底に努めてきた。</p> <p>令和6年度の会計事務自己点検では、支出事務などにおける不適切な事務の発生報告件数が、前年度に比べ減少したものの、依然として多数報告されている。</p> <p>その原因については、不適切な事務を繰り返すなど再発防止策が機能していないものや、新たな内容の不適切な事務の発生によるものが大きなものとなっていることから、年2回の自己点検のみではなく、日常業務の決裁過程においても、自己点検表に掲げる項目を意識しながら不適切な事務処理の未然防止を図るとともに、所管する業務のインシデント・アクシデントの把握による早期の再発防止に取り組まれたい。</p> <p>また、令和6年度の内部統制評価報告書では重大な不備が4件把握されていることを踏まえ、各担当部署においては、所管する業務のリスク分析結果に応じた自主的な管理体制の構築や、業務プロセスの可視化を図り、重大な不備等が生ずるリスクへの対応策を徹底するなど、所属長の主導の下、PDCAサイクルによる組織的なリスクマネジメントの構築と職員の意識改革に努められたい。</p> <p>なお、内部統制制度所管部署においては、引き続き内部統制が有効に運用され、適切な事務執行が図られるよう、関係部局と連携のうえ、システムの見直しや組織によるチェック体制の強化などを継続的に取り組まれたい。</p> <p>ウ 職員の資質向上等について</p> <p>監査指摘事項や会計事務自己点検で把握した不適切な事項が生じる背景としては、活用需要が複雑化・多様化して全体の事務量が増加する中、財務事務への理解が不足したままに前例を踏襲し事務を進めてしまうことが挙げられる。</p> <p>このことから、引き続き職員の確保に努めるとともに、限られた経営資源を最大限に活用し、継続的により質の高い県民サービスを提供していくために、働き方改革や行政のDXを進め、業務の効率的な遂行や事務処理の適正性・透明性の確保に取り組む必要がある。</p> <p>また、職員の資質向上につなげるため、これまで、相談機能等を強化したほか、経理事務や補助金委託事務に関するマニュアル等の整備による事務の標準化、行政経営プランに基づく実践的な課題解決能力の向上に向けた研修体系の構築が行われているところであり、引き続きこれらの取組を継続していくとともに、オンラインの活用による研修機会の確保にも努めながら、業務の効率化等に寄与する優れた取組や不適切事例に係る効率的な再発防止策等について全庁での共有を一層強化していくことが重要と考える。</p> <p>さらに、事務事業の円滑な執行を図り、県民の負託に的確に応える事務品質を確保するため、専門的知識と経験を有する職員を活用し、経験の少ない若手職員等に対して実務を通じた指導や助言、知識や経験の継承ができる職場環境を整備するとともに、会計事務に係る研修の充実や指導・助言体制を強化することなどにより、職員自らが創意工夫を凝らしてより良い行政とすることへの目的意識や意欲を高め、職員全体の資質向上に努められたい。</p> <p>特に、職員が能力を十分に発揮するためには、職員一人ひとりがお互いの人格を尊重し、能動的コミュニケーションを図る良好な職場環境が不可欠であり、ハラスメントなどのハラスメント行為は当事者のみならず、職場全体の士気を下げ職員に深刻な影響を与えるものであることから、人材育成・確保の観点からも発生の抑止を十分に図られたい。</p> <p>(2) 経済性、効率性、有効性を意識した事業の推進について</p> <p>事務事業の遂行に当たっては、住民福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。</p> <p>そのためにも、経済性、効率性、有効性の観点から、事務事業の達成状況を的確に検証し、事業の質を高めるとともに、県民に対してわかりやすい情報を積極的に提供することが出来るよう、成果指標等の設定を含め様々な工夫を行いながら事務事業を実施するよう努められたい。</p> <p>(3) 歳入確保について</p> <p>令和6年度一般会計における収入未済額は267億9,201万円余で前年度に比べて3,965万円余(0.1%)増加した。県境不法投棄現場環境再生求償金248億5,693万円余を占めており、それ以外の額は19億3,508万円余となり、前年度に比べて4,133万円余(2.2%)増加している。</p> <p>一方、特別会計における収入未済額は15億2,409万円余で、前年度に比べて4,357万円余(2.8%)減少している。</p> <p>収入未済額の縮減については、滞納処分の強化や市町村への支援等により、一部に取組の成果が認められるものの、県民負担の公平性を確保する観点から、滞納整理の強化に取り組みながら、引き続き市町村との連携を強化し、収入未済額の縮減とともに、滞納債権の発生抑制と債権回収に努められたい。</p> <p>また、人口減少等により一般財源規模の縮小が見込まれることから、県税収入の確保、使用料及び手数料の適正化、資金調達が多様化や各種基金の有効活用はもとより、国費や有利な地方債などの地方財政措置を最大限活用するなどあらゆる手段により歳入確保策を講じていく必要がある。</p> <p>特に、基金や歳計現金等の運用にあたっては、今後の金利動向も踏まえて、確実性を担保しながら、より効率的な運用に努められたい。</p> <p>(4) 財産管理について</p> <p>県有財産のうち未利用資産となっている土地・建物は、活用・処分に取り組んでいるものの、いまだ多く保有していることから、実態を正確に把握し、今後の活用・処分について適切に取り組むことが重要である。</p> <p>また、県が目標としている4つの財政目標の一つは、公共施設に係る県民負担額12,000円以下の水準を維持することであり、この水準を維持していくためには、老朽化が進むことにより必要となる公共施設の改築や長寿命化、維持管理等に要する費用をいかに計画的に抑制していくかが重要となっている。県では新たに策定予定の「岩手県公共施設等総合計画」で個別施設計画を見直すこととしており、今後予想される人口減少による利用需要の変化や財政等の状況も踏まえて、より実効性の高い計画の策定、推進に努めていく必要がある。</p>

※意見書提出年月日 令和7年9月4日

(2) 令和6年度岩手県立病院等事業会計決算審査意見書の概要

ア 財政状態及び経営成績

比較損益計算書

科 目	令和4年度		令和5年度		令和6年度		対前年度増減	
	金 額	円	金 額	円	金 額	円	金 額	率 %
1 医業収益	94,842,911,219		94,397,342,355		96,317,680,568		1,920,338,213	2.0
(1) 入院収益	59,176,489,937		58,713,649,861		60,704,990,376		1,991,340,515	3.4
(2) 外来収益	29,720,568,928		29,844,298,241		29,654,780,775		△ 189,517,466	△ 0.6
(3) その他医業収益	5,945,852,354		5,839,394,253		5,957,909,417		118,515,164	2.0
2 医業費用	110,941,724,713		113,497,320,831		115,880,447,105		2,383,126,274	2.1
(1) 給与費	60,655,763,901		62,060,471,756		63,967,205,923		1,906,734,167	3.1
(2) 材料費	25,954,556,820		26,625,235,010		26,838,160,928		212,925,918	0.8
(3) 経費	15,934,192,731		16,390,227,878		16,641,048,203		250,820,325	1.5
(4) 交際費	41,650		113,098		137,774		24,676	21.8
(5) 減価償却費	7,834,973,127		7,767,800,042		7,684,274,170		△ 83,525,872	△ 1.1
(6) 資産減耗費	153,332,016		202,279,214		317,871,980		115,592,766	57.1
(7) 研究研修費	408,864,468		451,193,833		431,748,127		△ 19,445,706	△ 4.3
(医業損益)	△ 16,098,813,494		△ 19,099,978,476		△ 19,562,766,537		△ 462,788,061	△ 2.4
3 医業外収益	25,079,269,226		22,203,882,092		18,694,935,093		△ 3,508,946,999	△ 15.8
(1) 受取利息及び配当金	59,637		21,535,135		8,337,234		△ 13,197,901	△ 61.3
(2) 補助金	6,630,706,505		2,181,989,205		624,959,608		△ 1,557,029,597	△ 71.4
(3) 負担金交付金	13,957,175,000		15,299,656,950		13,433,001,980		△ 1,866,654,970	△ 12.2
(4) 患者外給食収益	3,084,255		3,333,228		2,743,608		△ 589,620	△ 17.7
(5) 長期前受金戻入	3,948,913,719		3,906,740,599		3,827,885,517		△ 78,855,082	△ 2.0
(6) その他医業外収益	539,330,110		790,626,975		798,007,146		7,380,171	0.9
4 医業外費用	6,372,548,632		6,364,920,833		6,243,328,121		△ 121,592,712	△ 1.9
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	1,133,543,378		1,004,157,052		886,487,663		△ 117,669,389	△ 11.7
(2) 患者外給食材料費	1,072,128		1,296,064		950,005		△ 346,059	△ 26.7
(3) 雑損失	5,237,933,126		5,359,467,717		5,355,890,453		△ 3,577,264	△ 0.1
(医業外損益)	18,706,720,594		15,838,961,259		12,451,606,972		△ 3,387,354,287	△ 21.4
経常損益	2,607,907,100		△ 3,261,017,217		△ 7,111,159,565		△ 3,850,142,348	118.1
5 特別利益	0		138,764,620		0		△ 138,764,620	皆減
(1) 固定資産売却益	0		138,764,620		0		△ 138,764,620	皆減
(2) その他特別利益	0		0		0		0	0.0
6 特別損失	269,970,920		414,861,490		188,919,723		△ 225,941,767	△ 54.5
(1) 固定資産売却損	0		0		109,993,858		109,993,858	皆増
(2) その他特別損失	269,970,920		414,861,490		78,925,865		△ 335,935,625	△ 81.0
(事業収益合計)	119,922,180,445		116,739,989,067		115,012,615,661		△ 1,727,373,406	△ 1.5
(事業費用合計)	117,584,244,265		120,277,103,154		122,312,694,949		2,035,591,795	1.7
(純損益)	2,337,936,180		△ 3,537,114,087		△ 7,300,079,288		△ 3,762,965,201	106.4
前年度繰越欠損金	41,622,724,387		39,284,788,207		42,821,902,294		3,537,114,087	9.0
当年度未処理欠損金	39,284,788,207		42,821,902,294		50,121,981,582		7,300,079,288	17.0

(参考) 利用患者数及び病床利用率

区 分	令和4年度		令和5年度		令和6年度		対前年度増減	
	人	%	人	%	人	%	人	%
入院患者数 (a)	1,071,448		1,063,124		1,092,813		29,689	2.8
外来患者数 (b)	1,718,747		1,689,646		1,658,902		△ 30,744	△ 1.8
年間延患者数 (a)+(b)	2,790,195		2,752,770		2,751,715		△ 1,055	△ 0.0
病床利用率	65.8		65.9		70.9		-	5.0

※ 病床利用率 = (年間延入院患者数 ÷ 年間延病床数) × 100

比較貸借対照表

科 目	令和4年度		令和5年度		令和6年度		対前年度増減	
	金 額	円	金 額	円	金 額	円	金 額	率 %
1 固定資産	186,438,985,466		183,246,810,153		179,056,377,933		△ 4,190,432,220	△ 2.3
(1) 土地	17,407,861,173		17,389,978,597		17,272,220,838		△ 117,757,759	△ 0.7
(2) 建物	126,707,386,644		124,667,889,946		122,755,250,293		△ 1,912,639,653	△ 1.5
(3) 医療器械	28,392,075,488		26,855,144,174		24,755,776,423		△ 2,099,367,751	△ 7.8
(4) 備品	2,961,454,095		3,116,722,865		3,334,486,195		217,763,330	7.0
(5) 車両	97,705,029		98,357,961		118,520,718		20,162,757	20.5
(6) その他有形固定資産	1,741,661,967		1,662,179,732		1,584,661,642		△ 77,518,090	△ 4.7
(7) 建設仮勘定	38,049,463		154,393,196		64,851,255		△ 89,541,941	△ 58.0
(8) 電話加入権	42,253,843		42,253,843		42,253,843		0	0.0
(9) ソフトウェア	2,112,142,976		2,391,620,421		2,322,611,509		△ 69,008,912	△ 2.9
(10) 長期貸付金	4,015,300,000		4,208,400,000		4,398,400,000		190,000,000	4.5
返還免除引当金	△ 607,638,000		△ 680,638,000		△ 752,838,000		△ 72,200,000	△ 10.6
(11) 長期前払消費税	2,720,079,788		2,651,634,018		2,551,645,217		△ 99,988,801	△ 3.8
(12) 医師養成負担金	810,653,000		688,873,400		608,538,000		△ 80,335,400	△ 11.7
2 流動資産	24,185,943,361		24,037,701,930		21,146,529,206		△ 2,891,172,724	△ 12.0
(1) 現金及び預金	2,477,914,635		3,419,730,528		3,267,981,818		△ 151,748,710	△ 4.4
(2) 過年度医業未収金	616,440,555		576,884,548		716,647,960		139,763,412	24.2
(3) 年度内医業未収金	17,262,904,109		15,814,206,962		15,911,912,455		97,705,493	0.6
(4) 医業外未収金	2,638,176,545		3,160,882,262		199,103,842		△ 2,961,778,420	△ 93.7
(5) その他未収金	586,013,370		390,650,502		410,804,165		20,153,663	5.2
貸倒引当金	△ 29,278,297		△ 35,903,926		△ 39,066,027		△ 3,162,101	△ 8.8
(6) 薬品	525,002,519		597,130,694		583,776,503		△ 13,354,191	△ 2.2
(7) 燃料	66,657,305		65,468,937		75,468,298		9,999,361	15.3
(8) 前払金	42,112,620		48,651,423		19,900,192		△ 28,751,231	△ 59.1
資 産 合 計	210,624,928,827		207,284,512,083		200,202,907,139		△ 7,081,604,944	△ 3.4
3 固定負債	99,381,370,726		98,196,617,586		95,867,715,481		△ 2,328,902,105	△ 2.4
(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債	63,323,338,226		58,676,912,145		55,764,293,881		△ 2,912,618,264	△ 5.0
(2) その他の企業債	2,222,779,992		2,091,573,326		1,753,366,660		△ 338,206,666	△ 16.2
(3) その他の長期借入金	5,000,000,000		8,000,000,000		8,000,000,000		0	0.0
(4) 退職給付引当金	28,835,252,508		29,428,132,115		30,350,054,940		921,922,825	3.1
4 流動負債	23,714,906,396		23,332,578,579		25,123,982,059		1,791,403,480	7.7
(1) 建設改良費等の財源に充てるための企業債	11,991,682,953		10,686,459,411		10,880,018,264		193,558,853	1.8
(2) その他の企業債	317,506,666		338,206,666		338,206,666		0	0.0
(3) その他の長期借入金	0		0		0		0	0.0
(4) 医業未払金	4,596,378,604		4,481,323,891		6,491,310,466		2,009,986,575	44.9
(5) 医業外未払金	16,851,300		22,694,219		30,942,500		8,248,281	36.3
(6) その他未払金	2,929,508,102		3,340,248,042		2,838,447,635		△ 501,800,407	△ 15.0
(7) 賞与引当金	2,822,702,794		3,191,125,558		3,234,484,647		43,359,089	1.4
(8) 法定福利費引当金	504,330,747		684,338,017		608,144,393		△ 76,193,624	△ 11.1
(9) 預り金	535,945,230		588,182,775		702,427,488		114,244,713	19.4
5 繰延収益	10,536,100,937		9,867,285,453		8,960,022,269		△ 907,263,184	△ 9.2
(1) 長期前受金	10,536,100,937		9,867,285,453		8,960,022,269		△ 907,263,184	△ 9.2
負 債 合 計	133,632,378,059		131,396,481,618		129,951,719,809		△ 1,444,761,809	△ 1.1
6 資本金	27,336,628,902		27,336,628,902		27,336,628,902		0	0.0
(1) 資本金	27,336,628,902		27,336,628,902		27,336,628,902		0	0.0
7 剰余金	49,655,921,866		48,551,401,563		42,914,558,428		△ 5,636,843,135	△ 11.6
(1) 資本剰余金	88,940,710,073		91,373,303,857		93,036,540,010		1,663,236,153	1.8
(2) 当年度未処理欠損金	△ 39,284,788,207		△ 42,821,902,294		△ 50,121,981,582		△ 7,300,079,288	△ 17.0
資 本 合 計	76,992,550,768		75,888,030,465		70,251,187,330		△ 5,636,843,135	△ 7.4
負 債 資 本 合 計	210,624,928,827		207,284,512,083		200,202,907,139		△ 7,081,604,944	△ 3.4

イ 意見書の内容

<p>審査の方法</p>	<p>令和6年度の岩手県立病院等事業会計決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、計数は正確か、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、事業の運営が地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果も踏まえて厳正に実施した。</p>
<p>審査の結果</p>	<p>令和6年度の岩手県立病院等事業会計決算は、審査した限りにおいて、一部に留意改善を要する事項が認められたものを除き、審査に付された決算その他関係書類について、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営について、経営の基本原則に沿って行われていて、おおむね適正なものと認められた。</p>
<p>審査意見</p>	<p>○経営等の状況 令和6年度の総収支の状況は、事業収益1,150億1,261万5,661円に対し事業費用1,223億1,269万4,949円で、純損失73億7万9,288円と2期連続純損失を計上し、当年度末の累積欠損金は501億2,198万1,582円となった。 内訳について見ると、医業収益は、外来患者数は減少したものの、地域の医療機関と連携した新規入院患者の積極的な受入れや、地域包括ケア病棟の効果的な活用等により入院患者数が増加したことから、19億2,033万円余増加した。医業外収益は、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床の確保に係る補助金等の減少により35億894万円余減少した。 医業費用は、給与改定等による給与費の増加、薬剤や診療材料の使用量の増加等による材料費の増加、人件費の増加や物価高騰による委託料等の経費の増加により23億8,312万円余増加した。医業外費用は、企業債利息等の減少により1億2,159万円余減少した。 この結果、本業における損益を示す経常損益では過去最大の71億1,115万円余の損失を計上し、2期連続の経常赤字となった。 また、令和6年度の企業債の状況は、借入額は84億3,600万円で、年度末の企業債残高は687億3,588万5,471円となり、前年度末に比べて30億5,726万6,077円減少した。 同じく年度末の他会計借入残高は80億円となり、前年度末に比べて増減はなかった。 各県立病院においては、「岩手県立病院等の経営計画〔2019-2024〕」に基づき、適切な施設基準の早期算定による収益確保、SPD（院内物流管理システム）データを活用した診療材料等在庫の適正管理、後発医薬品の使用拡大による経費節減、滞納債権回収業務委託による個人医療費未収金の縮減など、経営改善に取り組んだ。 なお、県立病院では、公的医療機関としての使命を果たすため、医師の確保はもとより、二次保健医療圏を基本とした他の医療機関との機能分担・連携強化や基幹病院を中心とした紹介・逆紹介の推進等による地域医療の構築に取り組んでいる。</p> <p>○審査意見 令和6年度の岩手県立病院等事業会計決算は、2期連続の経常赤字となり、経常収支は引き続き厳しい状況にある。さらに、人口減少等による医療需要の変化、全国との格差が大きい医師不足、賃金改定による給与費の増加や薬剤等の高騰等による医業費用の増加など、医療を取り巻く環境が一層厳しさを増している。 このような状況から、今後の事業運営に当たっては、岩手県立病院等経営計画〔2025-2030〕のもと、医療需要の変化等の環境変化に的確に対応し、地域医療を確保しながら持続可能な医療提供体制を構築するとともに、計画最終年度である令和12年度での収支均衡を実現するため、限られた医療資源を最大限効率的に活用する病院間ネットワークの再構築を進め、地域の医療ニーズを考慮した病床機能、病床数・病棟数の見直しや後発医薬品の使用促進、調達代行による廉価購入等による材料費の削減等、より一層の経営効率化に積極的に取り組まれない。 また、「医師の働き方改革」とともに医師確保にも努め、職員の負担軽減による働きやすい職場づくりや診療体制の充実・強化を図り、良質で安心な医療を提供できる環境を整備するとともに、地域医療を支える持続可能で希望ある医療提供体制の構築、充実・強化していくことを期待する。</p>

※意見書提出年月日 令和7年9月4日

(3) 令和6年度岩手県電気事業会計決算審査意見書の概要

ア 財政状態及び経営成績

比較損益計算書

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度増減	
	円	円	円	金額	率
1 営業収益	5,898,774,008	5,906,581,674	7,262,532,901	1,355,951,227	23.0
(1) 電力料	5,848,512,137	5,862,582,515	7,161,447,496	1,298,864,981	22.2
(2) 営業雑収益	50,261,871	43,999,159	101,085,405	57,086,246	129.7
2 附帯事業収益	1,309,375,747	1,316,297,942	1,291,391,855	△ 24,906,087	△1.9
(1) 電力料	1,309,375,567	1,316,297,762	1,291,391,675	△ 24,906,087	△1.9
(2) 附帯事業雑収益	180	180	180	0	0.0
3 営業費用	4,349,868,956	4,616,514,934	5,873,769,701	1,257,254,767	27.2
(1) 水力発電費	3,278,843,608	3,632,886,416	4,754,415,386	1,121,528,970	30.9
(2) 管理費	1,071,025,348	983,628,518	1,119,354,315	135,725,797	13.8
4 附帯事業費用	1,173,296,339	1,183,286,898	1,070,459,269	△ 112,827,629	△9.5
(1) 風力発電費	1,129,121,384	1,139,197,347	1,009,297,658	△ 129,899,689	△11.4
(2) 太陽光発電費	44,174,955	44,089,551	61,161,611	17,072,060	38.7
(営業利益)	1,684,984,460	1,423,077,784	1,609,695,786	186,618,002	13.1
5 財務収益	89,007,964	65,968,723	119,560,476	53,591,753	81.2
(1) 受取配当金	86,945,225	63,570,065	107,492,570	43,922,505	69.1
(2) 受取利息	2,005,439	2,307,308	11,785,267	9,477,959	410.8
(3) 有価証券取得差益	57,300	91,350	282,639	191,289	209.4
6 手数料	179,874,355	153,714,205	81,017,727	△ 72,696,478	△47.3
(1) 長期前受金戻入	98,461,244	101,787,564	53,736,081	△ 48,051,483	△47.2
(2) 雑収益	81,413,111	51,926,641	27,281,646	△ 24,644,995	△47.5
7 費用	22,027,541	16,879,666	11,872,658	△ 5,007,008	△29.7
(1) 支払利息	21,927,141	16,779,266	11,722,058	△ 5,057,208	△30.1
(2) 有価証券償却費	100,400	100,400	150,600	50,200	50.0
8 手数料	3,598,148	7,750,686	14,893,206	7,142,520	92.2
(1) 雑損失	3,598,148	7,750,686	14,893,206	7,142,520	92.2
経常	243,256,630	195,052,576	173,812,339	△ 21,240,237	△10.9
9 利益	1,928,241,090	1,618,130,360	1,783,508,125	165,377,765	10.2
10 損失	0	0	0	0	0.0
当年度未処分利益剰余金	2,886,463,317	2,751,481,543	2,855,236,947	103,755,404	3.8

(参考) 供給電力量の状況

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度増減	
	kWh	kWh	kWh	kWh	%
水力発電(17発電所)	519,608,662	534,968,108	428,886,901	△ 106,081,207	△ 19.8
風力発電(2発電所)	58,576,894	58,305,619	57,274,537	△ 1,031,082	△ 1.8
太陽光発電(1発電所)	1,585,737	1,626,489	1,682,861	56,372	3.5

比較貸借対照表

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度増減	
	金額	金額	金額	金額	率
1 固定資産	32,439,556,905	36,938,514,895	37,654,961,998	716,447,103	1.9
(1) 水力発電設備	17,088,597,092	17,464,108,411	18,033,553,611	569,445,200	3.3
(2) 業務設備	171,362,793	164,320,904	161,219,841	△ 3,101,063	△1.9
(3) 附帯事業固定資産	9,275,764,644	8,542,319,779	7,899,338,895	△ 642,980,884	△7.5
(4) 建設仮勘定	2,302,786,572	3,166,062,263	2,922,835,260	△ 243,227,003	△7.7
(5) 建設準備勘定	35,988,111	35,988,111	35,988,111	0	0.0
(6) 電話加入権	6,471,283	6,471,283	96,000	△ 6,375,283	△98.5
(7) 電気通信施設利用権	9,680,888	18,466,488	20,423,812	1,957,324	10.6
(8) ダム使用権	700,318,241	676,242,133	652,166,025	△ 24,076,108	△3.6
(9) 電気供給施設利用権	40,606,806	37,677,615	34,748,424	△ 2,929,191	△7.8
(10) 水利権	2,882,500	2,522,500	2,162,500	△ 360,000	△14.3
(11) 水道施設利用権	65,800	52,600	39,400	△ 13,200	△25.1
(12) 地役権	5,418,497	5,217,599	5,016,701	△ 200,898	△3.9
(13) 借地権	225,740	225,740	225,740	0	0.0
(14) 地上権	4,352,696	1,757,388	1,154,856	△ 602,532	△34.3
(15) 投資有価証券	2,795,035,242	3,817,082,081	4,885,240,081	1,068,158,000	28.0
(16) 長期貸付金	0	3,000,000,000	3,000,000,000	0	0.0
(17) その他投資	0	0	752,741	752,741	皆増
2 流動資産	21,461,217,744	19,509,271,550	18,930,982,685	△ 578,288,865	△3.0
(1) 現金預金	5,512,674,201	4,605,714,175	17,452,539,521	12,846,825,346	278.9
(2) 未収金	748,527,981	703,547,922	1,122,023,164	418,475,242	59.5
(3) 有価証券	15,200,000,000	14,200,000,000	0	△ 14,200,000,000	皆減
(4) 貯蔵品	15,562	9,453	0	△ 9,453	皆減
(5) 前払金	0	0	356,420,000	356,420,000	皆増
資産合計	53,900,774,649	56,447,786,445	56,585,944,683	138,158,238	0.2
3 固定負債	4,785,997,144	4,406,385,767	4,090,073,690	△ 316,312,077	△7.2
(1) 企業債	1,353,772,992	906,979,570	481,377,951	△ 425,601,619	△46.9
(2) 引当金	3,432,224,152	3,499,406,197	3,608,695,739	109,289,542	3.1
ア退職給付引当金	959,588,152	995,267,197	975,412,739	△ 19,854,458	△2.0
イ修繕引当金	23,372,000	0	0	0	0.0
ウ特別修繕引当金	2,449,264,000	2,504,139,000	2,633,283,000	129,144,000	5.2
4 流動負債	2,154,292,580	3,388,408,698	2,726,000,259	△ 662,408,439	△19.5
(1) 企業債	465,352,092	446,793,422	425,601,619	△ 21,191,803	△4.7
(2) 未払金	1,577,405,429	2,671,241,546	1,926,966,686	△ 744,274,860	△27.9
(3) 引当金	90,157,309	183,605,531	300,230,943	116,625,412	63.5
ア賞与引当金	66,121,503	67,526,019	77,369,077	9,843,058	14.6
イ法定福利費引当金	12,726,806	12,919,512	14,961,866	2,042,354	15.8
ウ修繕引当金	11,309,000	13,560,000	0	△ 13,560,000	皆減
エ特別修繕引当金	0	89,600,000	207,900,000	118,300,000	132.0
(5) その他流動負債	21,377,750	86,768,199	73,201,011	△ 13,567,188	△15.6
5 繰延収益	1,097,805,429	996,017,865	942,281,784	△ 53,736,081	△5.4
(1) 長期前受金	1,097,805,429	996,017,865	942,281,784	△ 53,736,081	△5.4
負債合計	8,038,095,153	8,790,812,330	7,758,355,733	△ 1,032,456,597	△11.7
6 資本剰余金	35,758,880,308	36,717,102,535	37,850,453,718	1,133,351,183	3.1
7 剰余金	8,629,007,472	8,242,342,975	8,210,290,076	△ 32,052,899	△0.4
(1) 資本剰余金	8,682,532	8,682,532	8,682,532	0	0.0
(2) 利益剰余金	8,620,324,940	8,233,660,443	8,201,607,544	△ 32,052,899	△0.4
ア減債積立金	1,285,329,509	1,353,772,992	906,979,570	△ 446,793,422	△33.0
イ利益積立金	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	0.0
ウ建設改良積立金	2,502,176,305	2,451,622,729	2,760,442,406	308,819,677	12.6
エ環境保全・グリーン化等導入促進積立金	216,366,154	188,438,154	163,023,154	△ 25,415,000	△13.5
オ渇水準備積立金	333,271,000	333,271,000	333,271,000	0	0.0
カ震災復興・ふるさと振興バウンス積立金	1,391,718,655	1,150,074,025	1,177,654,467	27,580,442	2.4
キ当年度未処分利益剰余金	2,886,463,317	2,751,481,543	2,855,236,947	103,755,404	3.8
8 評価差額等	1,474,791,716	2,697,528,605	2,766,845,156	69,316,551	2.6
(1) その他有価証券評価差額	1,474,791,716	2,697,528,605	2,766,845,156	69,316,551	2.6
資本合計	45,862,679,496	47,656,974,115	48,827,588,950	1,170,614,835	2.5
負債資本合計	53,900,774,649	56,447,786,445	56,585,944,683	138,158,238	0.2

イ 意見書の内容

<p>審査の方法</p>	<p>令和6年度の岩手県電気事業会計決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、計数は正確か、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、事業の運営が地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施した。</p>
<p>審査の結果</p>	<p>令和6年度の岩手県電気事業会計決算は、審査した限りにおいて、審査に付された決算その他関係書類について、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営について、経営の基本原則に沿って行われていて、おおむね適正なものと認められた。</p>
<p>審査意見</p>	<p>○経営の状況 令和6年度の総収支の状況は、事業収益87億5,450万2,959円に対し、事業費用69億7,737万117円で、純利益17億7,713万2,842円を確保した。 事業収益は、水力発電所における再開発事業による発電停止等により供給電力量が減となったが、新たに国の容量市場からの収入が増えたことなどにより、前年度に比べ13億1,194万円余増加した。 事業費用は、胆沢第二発電所及び入畑発電所の再開発事業に伴う既存施設撤去工事などにより、前年度に比べ11億5,293万円余増加した。 この結果、純利益は前年度比1億5,900万円余増加した。</p> <p>○審査意見 令和6年度は、17億円を超える純利益を計上し、引き続き経営は良好に推移しているものと認められる。 一方で、施設の高経年化に伴い、胆沢第二発電所や入畑発電所の再開発事業等、改良・修繕を着実に進める必要があり、今後の経営見通しや施設老朽化対応の優先度などを踏まえた、中長期的な視点を基本とした的確な舵取りが継続して求められる。 このことから、今後の経営に当たっては、「岩手県企業局長期経営方針（2020～2029）」に掲げる「運転年数100年」の実現に向け、上記方針のアクションプランとして策定した「第2期中期経営計画」（2024～2026）の取組を着実に実施し、電気事業を取り巻く環境の変化においても、安定経営を継続していくため、適正な収入の確保に向けて売電価格等の検討や供給電力量の向上に努められたい。 また、再生可能エネルギーの推進・拡大による脱炭素社会の形成に貢献するとともに、事業の利益剰余金を活用して実施している「クリーンエネルギー導入支援事業」や「いわて復興パワー」等の地域貢献活動について、今後とも地域のニーズを的確に把握して、積極的に取り組まれたい。</p>

※意見書提出年月日 令和7年9月4日

(4) 令和6年度岩手県工業用水道事業会計決算審査意見書の概要

ア 財政状態及び経営成績

比較損益計算書

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度増減	
	金額	金額	金額	金額	率
	円	円	円	円	%
1 営業収益	854,306,964	870,412,347	902,703,445	32,291,098	3.7
(1) 給水収益	645,785,784	663,408,126	685,307,313	21,899,187	3.3
(2) ろ過給水収益	207,938,901	206,358,312	206,184,512	△ 173,800	△0.1
(3) 営業雑収益	582,279	645,909	11,211,620	10,565,711	1,635.8
2 営業費用	813,217,811	1,328,007,117	1,320,394,312	△ 7,612,805	△0.6
(1) 工業用水道業務費	671,691,955	1,162,516,130	1,190,575,868	28,059,738	2.4
(2) ろ過施設業務費	114,526,550	126,146,432	93,470,991	△ 32,675,441	△25.9
(3) 管理費	26,999,306	39,344,555	36,347,453	△ 2,997,102	△7.6
(営業損益)	41,089,153	△ 457,594,770	△ 417,690,867	39,903,903	8.7
3 財務収益	0	0	0	0	0.0
4 事業外収益	42,831,457	37,825,981	37,183,377	△ 642,604	△1.7
(1) 長期前受金戻入	39,243,953	35,705,118	35,244,504	△ 460,614	△1.3
(2) 雑収益	3,587,504	2,120,863	1,938,873	△ 181,990	△8.6
5 財務費用	34,738,665	95,833,055	93,572,805	△ 2,260,250	△2.4
(1) 支払利息	34,738,665	95,833,055	93,572,805	△ 2,260,250	△2.4
6 事業外費用	195,413	70,622	50,193,987	50,123,365	70,974.2
(1) 雑損失	195,413	70,622	50,193,987	50,123,365	70,974.2
(営業外損益)	7,897,379	△ 58,077,696	△ 106,583,415	△ 48,505,719	△83.5
経常損益	48,986,532	△ 515,672,466	△ 524,274,282	△ 8,601,816	△1.7
7 特別利益	0	0	29,667,699	29,667,699	皆増
8 特別損失	0	0	452,450	452,450	皆増
(事業収益合計)	897,138,421	908,238,328	969,554,521	61,316,193	6.8
(事業費用合計)	848,151,889	1,423,910,794	1,464,613,554	40,702,760	2.9
(純損益)	48,986,532	△ 515,672,466	△ 495,059,033	20,613,433	4.0
前年度繰越欠損金	0	0	515,672,466	515,672,466	皆増
当年度未処分利益剰余金 (△未処理欠損金)	48,986,532	△ 515,672,466	△ 1,010,731,499	△ 495,059,033	△96.0

(参考) 給水の状況

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度増減	
	立方メートル	立方メートル	立方メートル	立方メートル	%
年間総給水量	14,558,724	15,080,715	15,538,262	457,547	3.0
一日平均給水量	39,887	41,204	43,833	2,629	6.4
契約水量(日量)	40,025	42,333	43,833	1,500	3.5

比較貸借対照表

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度増減	
	金額	金額	金額	金額	率
	円	円	円	円	%
1 固定資産	22,199,235,067	21,949,202,040	22,119,299,715	170,097,675	0.8
(1) 工業用水道設備	9,875,819,841	20,562,234,136	19,826,684,316	△ 735,549,820	△3.6
ア土地	661,119,869	661,119,869	662,349,869	1,230,000	0.2
イ建物	222,328,316	1,877,107,499	1,805,347,682	△ 71,759,817	△3.8
ウ構築物	6,917,395,669	11,026,817,492	10,800,823,897	△ 225,993,595	△2.0
エ機械及び装置	2,069,119,817	6,992,121,959	6,553,101,086	△ 439,020,873	△6.3
オ車両運搬具	970,927	843,821	843,821	0	0.0
カ工具、器具及び備品	4,885,243	4,223,496	4,217,961	△ 5,535	△0.1
(2) 建設仮勘定	12,322,953,776	477,569,922	1,401,274,142	923,704,220	193.4
(3) 電話加入権	461,450	461,450	9,000	△ 452,450	△98.0
(4) ダム使用権	0	908,936,532	891,332,257	△ 17,604,275	△1.9
2 流動資産	5,056,847,816	2,170,300,420	1,927,792,240	△ 242,508,180	△11.2
(1) 現金預金	4,451,372,159	2,086,241,386	1,840,129,290	△ 246,112,096	△11.8
(2) 未収金	605,463,112	84,059,034	87,662,950	3,603,916	4.3
(3) 前払金	12,545	0	0	0	0.0
資産合計	27,256,082,883	24,119,502,460	24,047,091,955	△ 72,410,505	△0.3
3 固定負債	17,835,646,853	18,576,568,700	18,767,804,657	191,235,957	1.0
(1) 企業債	17,666,480,779	18,395,425,180	18,628,646,346	233,221,166	1.3
(2) 引当金	169,166,074	181,143,520	139,158,311	△ 41,985,209	△23.2
ア退職給付引当金	139,498,375	151,475,821	139,158,311	△ 12,317,510	△8.1
イ修繕引当金	29,667,699	29,667,699	0	△ 29,667,699	皆減
4 流動負債	4,095,240,257	768,839,171	494,788,246	△ 274,050,925	△35.6
(1) 企業債	375,562,519	366,755,599	289,378,834	△ 77,376,765	△21.1
(2) 未払金	3,706,223,679	387,962,131	189,408,202	△ 198,553,929	△51.2
(3) 引当金	11,943,148	12,204,627	11,718,631	△ 485,996	△4.0
ア賞与引当金	10,013,211	10,243,806	9,814,395	△ 429,411	△4.2
イ法定福利費引当金	1,929,937	1,960,821	1,904,236	△ 56,585	△2.9
(4) その他流動負債	1,510,911	1,916,814	4,282,579	2,365,765	123.4
5 繰延収益	1,421,052,878	1,385,624,160	1,891,087,656	505,463,496	36.5
(1) 長期前受金	1,421,052,878	1,385,624,160	1,891,087,656	505,463,496	36.5
負債合計	23,351,939,988	20,731,032,031	21,153,680,559	422,648,528	2.0
6 資本金	3,647,279,432	3,647,279,432	3,647,279,432	0	0.0
7 剰余金	256,863,463	△ 258,809,003	△ 753,868,036	△ 495,059,033	△191.3
(1) 資本剰余金	45,041,836	45,041,836	45,041,836	0	0.0
(2) 利益剰余金	211,821,627	△ 303,850,839	△ 798,909,872	△ 495,059,033	△162.9
ア減債積立金	162,835,095	211,821,627	211,821,627	0	0.0
イ当年度未処分利益剰余金 (△未処理欠損金)	48,986,532	△ 515,672,466	△ 1,010,731,499	△ 495,059,033	△96.0
資本合計	3,904,142,895	3,388,470,429	2,893,411,396	△ 495,059,033	△14.6
負債資本合計	27,256,082,883	24,119,502,460	24,047,091,955	△ 72,410,505	△0.3

イ 意見書の内容

<p>審査の方法</p>	<p>令和6年度の岩手県工業用水道事業会計決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、計数は正確か、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、事業の運営が地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて厳正に実施した。</p>
<p>審査の結果</p>	<p>令和6年度の岩手県工業用水道事業会計決算は、審査した限りにおいて、審査に付された決算その他関係書類について、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営について、経営の基本原則に沿って行われていて、おおむね適正なものと認められた。</p>
<p>審査意見</p>	<p>○経営の状況 令和6年度の総収支の状況は、事業収益9億6,955万4,521円に対し、事業費用14億6,461万3,554円で、純損失4億9,505万9,033円となり、2期連続の純損失を計上し、当年度末の累積欠損金は10億1,073万1,499円となった。 事業収益は、給水に係る営業収益において、ユーザー企業の契約水量の増等に伴い基本使用水量及び料金収入が増加したことにより前年度に比べ3,229万円余増加したことなどから、全体では前年度に比べ6,131万円余増加した。 事業費用は、営業費用が減価償却費の減少などにより、前年度に比べ761万円余減少した。 また、営業外費用は、消費税の不課税収入の割合が増加したことにより5,012万円余増加したことから、事業費用全体では前年度に比べ4,070万円余増加した。 この結果、純損失が前年度比2,061万円余減少した。 また、令和6年度の企業債の状況は、借入額は5億2,260万円で、年度末の企業債残高は189億1,802万5,180円となり、前年度末に比べて1億5,584万4,401円増加した。 企業債利息は9,357万2,805円で、前年度に比べて226万250円減少した。</p> <p>○審査意見 令和6年度は、ユーザー企業の契約水量の増加により給水収益が増加するなど経営努力が認められる。 しかしながら、工業用水道事業を取り巻く経営環境は、当面の間、新北上浄水場の運用開始に伴う減価償却費や維持管理費の増加等により経常収支の厳しい状況が続く見込みとなっている。また、新規建設工事に係る建設費や設備の更新・改良工事の財源に充てるための企業債借入れに伴い、更なる償還や支払利息の負担も加わる見込みである。そうした中で、「岩手県企業局長期経営方針(2020～2029)」に掲げる「安定的な事業運営」を行うため、水需要に応じた施設規模の検討や新技術導入による点検の省略化など経営の効率化を推進し、より一層の経営の安定化に向けて努力することにより、早期の黒字化に努める必要がある。 また、今後の経営に当たっては、ユーザー企業の活動等に支障が生じないよう、施設の適切な維持管理に努めるとともに、企業誘致担当部局との連携を図りながら、水需要の拡大を図るなど、契約水量増加に着実に取り組み、引き続き良質な工業用水の安定供給を行い、地域産業の振興、雇用の確保に貢献することを通じて、地域社会の発展に寄与することを期待する。</p>

※意見書提出年月日 令和7年9月4日

(5) 令和6年度岩手県流域下水道事業会計決算審査意見書の概要

ア 財政状態及び経営成績

比較損益計算書

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度増減	
	金 額	金 額	金 額	金 額	率
	円	円	円	円	%
1 営業収益	4,260,714,607	4,263,668,264	4,248,379,952	△ 15,288,312	△ 0.4
(1) 市町村負担金	4,189,308,201	4,180,156,381	4,197,223,650	17,067,269	0.4
(2) 熱利用下水道モデル事業収益	20,999,063	33,324,764	2,264,346	△ 31,060,418	△ 93.2
(3) その他営業収益	50,407,343	50,187,119	48,891,956	△ 1,295,163	△ 2.6
2 営業費用	8,562,065,204	8,402,869,311	8,187,582,781	△ 215,286,530	△ 2.6
(1) 管渠費	64,230,671	61,858,106	66,007,332	4,149,226	6.7
(2) ポンプ場費	310,027,307	245,671,171	159,663,261	△ 86,007,910	△ 35.0
(3) 処理場費	2,983,822,694	3,048,003,599	2,931,009,816	△ 116,993,783	△ 3.8
(4) 総係費	325,676,763	332,037,502	386,497,915	54,460,413	16.4
(5) 減価償却費	4,878,307,769	4,631,310,850	4,636,085,714	4,774,864	0.1
(6) 資産減耗費	0	83,988,083	8,318,743	△ 75,669,340	△ 90.1
営業損失	4,301,350,597	4,139,201,047	3,939,202,829	△ 199,998,218	△ 4.8
3 営業外収益	4,869,527,692	4,519,536,688	4,184,098,348	△ 335,438,340	△ 7.4
(1) 受取利息及び配当金	4,109	4,602	500,547	495,945	10,776.7
(2) 他会計補助金	803,818,200	730,669,000	703,198,000	△ 27,471,000	△ 3.8
(3) 他会計負担金	624,000	740,000	990,000	250,000	33.8
(4) 長期前受金戻入	4,063,400,122	3,786,621,254	3,475,700,362	△ 310,920,892	△ 8.2
(5) 消費税及び地方消費税還付金	38,200	2,300	256,700	254,400	11,060.9
(6) 雑収益	1,643,061	1,499,532	3,452,739	1,953,207	130.3
4 営業外費用	326,866,386	311,806,106	298,141,617	△ 13,664,489	△ 4.4
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	198,536,693	180,735,937	168,094,560	△ 12,641,377	△ 7.0
(2) 一般会計繰出金	128,174,000	128,174,000	128,174,000	0	0.0
(3) 雑支出	155,693	2,896,169	1,873,057	△ 1,023,112	△ 35.3
営業外利益	4,542,661,306	4,207,730,582	3,885,956,731	△ 321,773,851	△ 7.6
経常損益	241,310,709	68,529,535	△ 53,246,098	△ 121,775,633	△ 177.7
5 特別利益	0	0	0	0	0.0
6 特別損失	0	0	0	0	0.0
(事業収益合計)	9,130,242,299	8,783,204,952	8,432,478,300	△ 350,726,652	△ 4.0
(事業費用合計)	8,888,931,590	8,714,675,417	8,485,724,398	△ 228,951,019	△ 2.6
(純損益)	241,310,709	68,529,535	△ 53,246,098	△ 121,775,633	△ 177.7
前年度繰越利益剰余金	0	241,310,709	310,299,705	68,988,996	28.6
当年度未処分利益剰余金	241,310,709	309,840,244	257,053,607	△ 52,786,637	△ 17.0

比較貸借対照表

科 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度増減	
	金 額	金 額	金 額	金 額	率
	円	円	円	円	%
1 固定資産	75,941,258,614	73,705,698,831	69,610,010,831	△ 4,095,688,000	△ 5.6
(1) 有形固定資産	75,924,389,402	73,694,589,911	69,605,150,397	△ 4,089,439,514	△ 5.5
ア土地	2,250,261,206	2,249,801,745	2,249,801,745	0	0.0
イ建築物	7,710,307,499	7,732,970,335	7,455,693,672	△ 277,276,663	△ 3.6
ウ構築物	47,043,619,234	45,223,609,762	43,376,952,392	△ 1,846,657,370	△ 4.1
エ機械及び装置	18,396,924,731	18,319,758,764	16,358,790,743	△ 1,960,968,021	△ 10.7
オ車両運搬具	625,553	625,553	625,553	0	0.0
カ工具、器具及び備品	34,889,337	32,624,004	27,840,560	△ 4,783,444	△ 14.7
キリース資産	1,383,840	1,383,840	1,383,840	0	0.0
ク建設仮勘定	486,378,002	133,815,908	134,061,892	245,984	0.2
(2) 無形固定資産	12,334,252	6,573,960	325,474	△ 6,248,486	△ 95.0
ア地上権	3,098,246	1,955,952	325,464	△ 1,630,488	△ 83.4
イソフトウェア	9,236,006	4,618,008	10	△ 4,617,998	△ 100.0
(3) 投資その他の資産	4,534,960	4,534,960	4,534,960	0	0.0
ア出資金	4,534,960	4,534,960	4,534,960	0	0.0
2 流動資産	2,658,075,570	3,698,566,434	3,017,947,322	△ 680,619,112	△ 18.4
(1) 現金預金	2,276,876,867	3,431,313,216	2,733,294,499	△ 698,018,717	△ 20.3
(2) 未収金	56,398,703	118,591,218	16,497,823	△ 102,093,395	△ 86.1
(3) 前払金	324,800,000	148,662,000	268,155,000	119,493,000	80.4
資産合計	78,599,334,184	77,404,265,265	72,627,958,153	△ 4,776,307,112	△ 6.2
3 固定負債	11,707,997,694	11,387,552,533	11,003,462,087	△ 384,090,446	△ 3.4
(1) 企業債	11,688,549,954	11,355,636,343	10,958,774,805	△ 396,861,538	△ 3.5
(2) 引当金	19,447,740	31,916,190	44,687,282	12,771,092	40.0
ア退職給付引当金	19,447,740	31,916,190	44,687,282	12,771,092	40.0
4 流動負債	1,897,687,652	3,052,753,962	1,809,410,976	△ 1,243,342,986	△ 40.7
(1) 企業債	1,272,866,411	1,312,333,611	1,015,621,538	△ 296,712,073	△ 22.6
(2) 未払金	595,137,995	1,710,824,951	762,312,712	△ 948,512,239	△ 55.4
(3) 未払費用	9,628,119	9,466,516	8,762,410	△ 704,106	△ 7.4
(4) 引当金	14,007,840	14,698,392	17,377,333	2,678,941	18.2
ア賞与引当金	12,041,732	12,602,232	14,971,667	2,369,435	18.8
イ法定福利費引当金	1,966,108	2,096,160	2,405,666	309,506	14.8
(5) その他流動負債	6,047,287	5,430,492	5,336,983	△ 93,509	△ 1.7
5 繰延収益	53,432,720,606	51,334,501,003	48,238,873,421	△ 3,095,627,582	△ 6.0
(1) 長期前受金	53,432,720,606	51,334,501,003	48,238,873,421	△ 3,095,627,582	△ 6.0
負債合計	67,038,405,952	65,774,807,498	61,051,746,484	△ 4,723,061,014	△ 7.2
6 資本金	8,678,472,245	8,678,472,245	8,678,472,245	0	0.0
7 剰余金	2,882,455,987	2,950,985,522	2,897,739,424	△ 53,246,098	△ 1.8
(1) 資本剰余金	1,835,542,265	1,835,542,265	1,835,082,804	△ 459,461	0.0
(2) 利益剰余金	1,046,913,722	1,115,443,257	1,062,656,620	△ 52,786,637	△ 4.7
ア減債積立金	805,603,013	805,603,013	805,603,013	0	0.0
イ当年度未処分利益剰余金	241,310,709	309,840,244	257,053,607	△ 52,786,637	△ 17.0
資本合計	11,560,928,232	11,629,457,767	11,576,211,669	△ 53,246,098	△ 0.5
負債資本合計	78,599,334,184	77,404,265,265	72,627,958,153	△ 4,776,307,112	△ 6.2

(参考) 流入汚水量の状況

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度増減	
	立方メートル	立方メートル	立方メートル	立方メートル	%
年間流入汚水量	71,079,345	71,201,588	69,584,469	△ 1,617,119	△ 2.3
一日平均流入汚水量	194,738	194,540	190,642	△ 3,898	△ 2.0

(注)令和5年度の「一日平均流入汚水量」は、うるう年のため年間366日で算定している。

イ 意見書の内容

<p>審査の方法</p>	<p>令和6年度の岩手県流域下水道事業会計決算の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、計数は正確か、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、事業の運営が地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果も踏まえて厳正に実施した。</p>
<p>審査の結果</p>	<p>令和6年度の岩手県流域下水道事業会計決算は、審査した限りにおいて、審査に付された決算その他関係書類について、地方公営企業法等に準拠して作成され、その計数は正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業の運営について、経営の基本原則に沿って行われていて、おおむね適正なものと認められた。</p>
<p>審査意見</p>	<p>○経営の状況 令和6年度の総収支の状況は、事業収益84億3,247万8,300円に対し、事業費用84億8,572万4,398円で、純損失5,324万6,098円となり、公営企業会計に移行した令和2年度以来初の赤字決算となった。 事業収益は、営業収益において施設等の維持管理費用に係る関係市町からの負担金収入はほぼ前年度と同規模の金額であったものの、営業外収益において長期前受金戻入が減少したことなどから、前年度に比べ3億5,072万円余減少した。 事業費用は、運営等に要する委託料の減により処理場費が減少したことなどから、前年度に比べ2億2,895万円余減少した。 この結果、純利益は前年度比1億2,177万円余減少した。</p> <p>○審査意見 令和6年度は、事業収益が減少したものの、処理場等の保守点検委託費用の精査に努めるなど、経営努力が認められる一方、公営企業会計に移行した令和2年度以来初の赤字決算となった。 特に、電気料金等の物価の急激な上昇等による費用の増加が事業収支を圧迫している一因となっていることから、引き続き物価上昇等の動向を注視しつつ、今後の見通しについて関係市町と情報共有を図り、収支構造の改善に努められたい。 また、流域下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少等による流入汚水量の減少に加え、施設等の老朽化に伴う改築及び修繕に要する費用の増加等により、今後、厳しくなることが見込まれる。 このことから、令和7年度を最終年度とする現「岩手県流域下水道事業経営戦略」に基づいて実施している計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等の取組の成果を的確に評価し、次期経営戦略に反映させるとともに、令和4年8月に策定された「岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画」を踏まえ、流入汚水量の推移等を見据えた設備の有効活用の推進についても留意されたい。 さらに、下水道施設の破損に伴う人身事故等についてはあってはならないことであり、令和4年3月に策定された「岩手県北上川上流流域下水道ストックマネジメント計画」等に基づき、施設の計画的な維持管理や長寿命化の着実な実施を図られたい。 そして、関係市町と連携のもと経営効率を一層高め、持続的かつ安定的な運営を通じ、将来にわたって公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資することを期待する。</p>

※意見書提出年月日 令和7年9月4日

**8 定額資金運用基金運用状況審査
令和6年度定額資金運用基金運用状況審査意見書の概要**

ア 審査の対象

自治振興基金

区 分	令和6年度	令和5年度	比較増減
基 前 年 度 末 金 額	7,206,000,000	7,206,000,000	0
基 前 年 度 末 貸 付 現 在 額	5,082,233,056	4,280,830,859	801,402,197
当 年 度 の 状 況			
貸 付 額	1,046,600,000	1,297,400,000	△ 250,800,000
償 還 額	548,183,133	495,997,803	52,185,330
当 年 度 末 貸 付 現 在 額	5,580,649,923	5,082,233,056	498,416,867
当 年 度 末 貸 付 資 金 残 額	1,625,350,077	2,123,766,944	△ 498,416,867

岩手競馬再生推進基金

区 分	令和6年度	令和5年度	比較増減
基 前 年 度 末 金 額	20,396,000,000	20,755,000,000	△ 359,000,000
基 前 年 度 末 貸 付 現 在 額	19,754,144,144	20,282,895,049	△ 528,750,905
当 年 度 の 状 況			
貸 付 額	35,596,450,062	35,773,323,091	△ 176,873,029
償 還 額	35,955,510,003	36,302,073,996	△ 346,563,993
当 年 度 末 貸 付 現 在 額	19,395,084,203	19,754,144,144	△ 359,059,941
当 年 度 末 貸 付 資 金 残 額	1,000,915,797	1,000,855,856	59,941

土地開発基金

区 分	令和6年度	令和5年度	比較増減
基 前 年 度 末 金 額	2,200,000,000	2,200,000,000	0
基 前 年 度 末 用 地 現 在 額	366,483,008	601,208,404	△ 234,725,396
基 前 年 度 末 貸 付 現 在 額	0	0	0
当 年 度 の 状 況			
用 地 取 得 額	135,367,764	2,252,800	133,114,964
用 地 引 渡 額	93,708,211	236,978,196	△ 143,269,985
貸 付 額	0	0	0
償 還 額	0	0	0
当 年 度 末 用 地 現 在 高 額	408,142,561	366,483,008	41,659,553
当 年 度 末 貸 付 現 在 額	0	0	0
当 年 度 末 現 金 現 在 額	1,791,857,439	1,833,516,992	△ 41,659,553

用品調達基金

区 分	令和6年度	令和5年度	比較増減
基 金 額 (a)	50,000,000	50,000,000	0
用 品 購 入 額 (b)	3,533,823,159	3,444,444,961	89,378,198
払 出 額 (c)	3,533,823,159	3,444,444,961	89,378,198
年 度 末 在 庫 額 (b)-(c) (d)	0	0	0
払 出 価 額 (e)	3,533,823,159	3,444,444,961	89,378,198
運 用 益 金 (e)-(c) (f)			
運 用 益 率 (f)/(c)			
回 転 数 (c)/(a)	70.7回	68.9回	1.8回

美術品取得基金

区 分	令和6年度	令和5年度	比較増減
基 前 年 度 末 金 額	500,000,000	500,000,000	0
基 前 年 度 末 美 術 品 現 在 高 額	268,442,400	268,442,400	0
当 年 度 の 状 況			
美 術 品 取 得 額	30,710,000	0	30,710,000
美 術 品 引 渡 額	0	0	0
当 年 度 末 美 術 品 現 在 高 額	299,152,400	268,442,400	30,710,000
当 年 度 末 資 金 残 額	200,847,600	231,557,600	△ 30,710,000

イ 意見書の内容

審査の方法	令和6年度定額資金運用基金の運用状況の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、基金条例の趣旨に沿って基金の運用が確実かつ効率的に行われているか、また、計数が正確であるかについて厳正に実施した。
審査の結果及び意見	令和6年度定額資金運用基金の運用状況は、審査した限りにおいて、計数は正確であり、基金設置の趣旨に沿い、確実かつ効率的に行われているものと認められた。

※意見書提出年月日 令和7年9月4日

9 健全化判断比率等審査

(1) 令和6年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書の概要

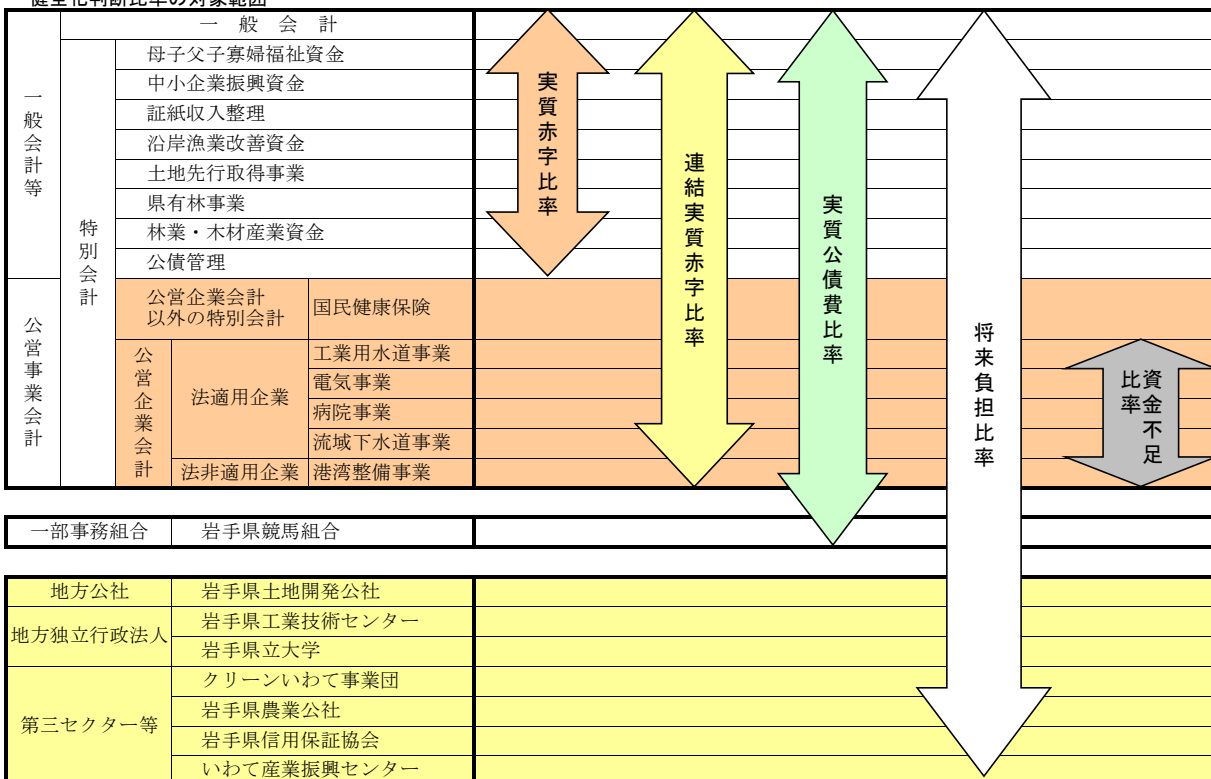
審査の方法	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により知事から提出された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び算定基礎書類について、法令等に照らし、健全化判断比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。				
審査の結果	1 審査に付された各々の健全化判断比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。				
	健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	増減	早期健全化基準 財政再生基準
	実質赤字比率	— %	— %	— ポイント	3.75% 5.00%
	連結実質赤字比率	—	—	—	8.75% 15.00%
	実質公債費比率	12.3	12.7	△0.4	25.0% 35.0%
	将来負担比率	196.8	201.1	△4.3	400.0%
2 ※連結実質赤字比率の財政再生基準は、経過措置期間の終了により24年度の審査(対象23年度)から15%となっている。 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、前年度と同様に実質赤字額及び連結実質赤字額がなかったことから算定されなかった。実質公債費比率は12.3%となり、前年度に比べ0.4ポイント減少し、早期健全化基準の25.0%を12.7ポイント下回っている。将来負担比率は196.8%となり、前年度に比べ4.3ポイント減少し、早期健全化基準の400.0%を203.2ポイント下回っている。					

(参考1)

1 財政健全化法の概要	平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられた。 各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなる。
2 財政の早期健全化	健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければならない。 財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等に報告する。また、毎年度、財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表する。
3 財政の再生	健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければならない。 財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに総務大臣に報告する。なお、財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができ、毎年度、財政再生計画の実施状況を議会に報告し、公表する。 また、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない。

(参考2)

健全化判断比率の対象範囲



3 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限される。(地方財政法)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3カ年平均)

- 準元利償還金：①～⑤の合計額
 - ① 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還相当額
 - ② 公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金
対象公営企業：病院事業、電気事業、工業用水道事業、流域下水道事業、港湾整備事業など
 - ③ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金
対象組合等：岩手県競馬組合
 - ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ⑤ 一時借入金の利子
- 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金
- 基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの
- 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

《算定》

実質公債費比率の内訳

(単位：千円)

構成要素	令和6年度 A	令和5年度 B	令和4年度 C	令和3年度 D
分子 ①=②+③-④-⑤	43,396,284	40,507,633	40,362,072	47,212,204
② 地方債の元利償還金	90,120,081	89,354,074	91,717,146	100,080,998
③ 準元利償還金	10,817,075	11,106,802	10,624,624	11,960,991
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還相当額	2,233,667	1,747,000	1,513,667	1,418,033
公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰出金	8,216,088	9,076,321	8,800,968	9,880,852
病院事業	7,307,703	8,146,083	7,870,824	8,895,934
電気事業				
工業用水道事業				
流域下水道事業	598,393	624,013	678,221	638,528
港湾整備事業	309,992	306,225	251,923	346,390
(臨海土地造成事業)				
(特定環境保全公共下水道事業)				
(漁業集落排水施設)				
組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金				
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出	364,809	283,400	309,894	662,007
PFI事業に係るもの	28,163	28,034		
利便施設及び公共施設を買い取るもの				
国営土地改良事業、(独)緑資源機構等の行う事業に対する負担金	336,646	255,366	309,894	662,007
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料				
社会福祉法人の建設資金借入金の償還に対する補助				
その他これらに準ずると認められるもの				
利子補給に係るもの				
一時借入金の利子	2,511	81	95	99
④ 特定財源(貸付金の元利償還金及び県営住宅使用料)	3,076,167	1,853,889	2,464,107	2,139,938
⑤ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	54,464,705	58,099,354	59,515,591	62,689,847
分母 ⑥=⑦-⑧	339,624,553	332,546,184	331,532,150	342,944,732
⑦ 標準財政規模	394,089,258	390,645,538	391,047,741	405,634,579
⑧ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	54,464,705	58,099,354	59,515,591	62,689,847
実質公債費比率 ①/⑥	12.77772%	12.18105%	12.17441%	13.76671%

実質公債費比率
令和6年度の数値(R4～R6の平均)

12.3%

12.7%

R3～R5の平均

4 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標である。
この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 将来負担額：①～⑧の合計額
 - ① 一般会計等の年度末地方債現在高
 - ② 債務負担行為に基づく支出予定額
 - ③ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
対象公営企業：病院事業、電気事業、工業用水道事業、流域下水道事業、港湾整備事業
 - ④ 組合等が起こした地方債の償還財源に充当する県からの負担等見込額
対象組合等：岩手県競馬組合
 - ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）
 - ⑥ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
 - ⑦ 連結実質赤字額
 - ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
対象組合等：岩手県競馬組合
- 充当可能基金額：①～⑥に充てることができる基金
- 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金
- 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金
基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの
- 標準財政規模：人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模

《算定》

将来負担比率の内訳

(単位:千円)

構成要素	令和6年度	構成比	令和5年度	差引	備考	
分子 ①=②-⑪-⑫-⑬	668,423,335		669,082,240	△ 658,905		
② 将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	1,440,891,378	100.0%	1,484,590,743	△ 43,699,365		
③ 一般会計等の年度末地方債現在高	1,247,771,932	86.6%	1,280,263,355	△ 32,491,423		
④ 債務負担行為に基づく支出予定額	571,124	0.0%	808,005	△ 236,881		
PF事業に係るもの						
利便施設及び公共施設を買い取るもの						
国営土地改良事業に係るもの	205,360		414,105			
(かんがい排水事業、農地開発事業、農地再編整備事業、農用地総合整備事業)				△ 208,745	債務負担行為を設定	
森林総合研究所等が行う事業に係るもの(農用地総合整備事業、旧緑資源幹線林道事業)	365,764		393,900		△ 28,136	全事業に債務負担行為を設定
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料						
依頼土地の買い戻しに係るもの						
その他これらに準ずるもの						
⑤ 公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額	46,865,955	3.3%	52,610,377	△ 5,744,422	地方債償還に係る一般会計等からの繰入金	
病院事業	37,873,472		42,214,373	△ 4,340,901		
電気事業						
工業用水道事業						
流域下水道事業	5,340,580		6,422,660	△ 1,082,080		
港湾整備事業	3,651,903		3,973,344	△ 321,441		
⑥ 組合等が起こした地方債の元利償還に充当する県からの負担等見込額		0.0%				
⑦ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)	145,642,026	10.1%	150,871,703	△ 5,229,677	一般会計等対象職員数16,055人	
⑧ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額	40,341	0.0%	37,303	3,038		
土地開発公社						
岩手県工業技術センター						
岩手県立大学						
クリーンいわて事業団				0		
岩手県農業公社	40,341		37,303	3,038	損失補償対象債務の10%を算入	
岩手県信用保証協会						
岩手県漁業信用基金協会						
いわて産業振興センター						
⑨ 連結実質赤字額		0.0%				
⑩ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額		0.0%				
岩手県競馬組合						
⑪ 充当可能基金額	111,812,430	7.8%	113,950,231	△ 2,137,801		
財政調整基金	30,979,068		30,999,390	△ 20,322		
県債管理基金	47,318,616		43,081,968	4,236,648		
地域振興基金	2,868,200		2,865,927	2,273		
東日本大震災津波復興基金	1,091,401		1,266,613	△ 175,212		
産業振興基金	30,000		30,000	0		
いわて社会貢献・復興活動支援基金	144,645		173,443	△ 28,798		
いわて銀河鉄道経営安定化基金	609,967		570,027	39,940		
環境保全基金	213,977		150,560	63,417		
地域医療介護総合確保基金	607,325		694,282	△ 86,957		
子育て支援対策臨時特例基金	7,145		7,145	0		
ふるさと水と土保全基金	504,473		505,196	△ 723		
県営林造成基金	87,723		132,608	△ 44,885		
公営林造成基金	302,730		308,670	△ 5,940		
いわての森林づくり基金	1,121,829		1,353,174	△ 231,345		
森林整備等支援基金	62,280		53,866	8,414		
学校施設設備基金	8,734		8,726	8		
いわての学び希望基金	5,147,468		5,505,844	△ 358,376		
土地開発基金	1,791,857		1,833,517	△ 41,660		
自治振興基金	1,625,350		2,123,767	△ 498,417		
用品調達基金	50,000		50,000	0		
美術品取得基金	200,848		231,558	△ 30,710		
岩手競馬再生推進基金	1,000,916		1,000,856	60		
公共施設等適正管理推進基金	12,030,629		12,002,994	27,635		
退職手当基金	4,007,249		9,000,100	△ 4,992,851		
⑫ 特定財源見込額	46,279,336	3.2%	48,520,717	△ 2,241,381		
国庫支出金	41,041		83,179	△ 42,138	森林総合研究所営土地改良事業負担金	
地方債を財源とする貸付金の償還金	39,415,749		40,821,701	△ 1,405,952	ふるさと融資元金償還金、中小企業高度化資金貸付金償還金など	
公営住宅の賃借料等	6,822,546		7,615,837	△ 793,291		
臨時地方道整備事業債等に係る県負担金						
その他						
⑬ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	614,376,277	42.6%	653,037,555	△ 38,661,278		
分母 ⑭=⑮-⑯	339,624,553		332,546,184	7,078,369		
⑮ 標準財政規模	394,089,258		390,645,538	3,443,720		
⑯ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	54,464,705		58,099,354	△ 3,634,649		
将来負担比率 ①/⑭	196.8%		201.1%			

(2) 令和6年度決算に基づく資金不足比率審査意見書の概要

審査の方法	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により知事から提出された令和6年度決算に基づく岩手県流域下水道事業会計、岩手県港湾整備事業特別会計、岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計の5つの公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類について、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。				
審査の結果	1 審査に付された各公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。				
	会計名	令和6年度	令和5年度	増減	経営健全化基準
	岩手県流域下水道事業会計	— %	— %	— ポイント	20.0%
	岩手県港湾整備事業特別会計	—	—	—	20.0%
	岩手県立病院等事業会計	—	—	—	20.0%
	岩手県電気事業会計	—	—	—	20.0%
	岩手県工業用水道事業会計	—	—	—	20.0%
2 資金不足比率は、各公営企業会計とも資金不足額がないことから算定されない。					

(参考)

資金不足比率は、各公営企業ごとの資金不足額の、事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20.0%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。
令和6年度においては、次のとおり資金不足が生じた公営企業はないため、資金不足比率は該当しない。

資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○ 資金の不足額

(法適用企業)

資金の不足額＝流動負債等＋算入地方債の現在高－流動資産等（－解消可能資金不足額）

対象公営企業：病院事業、電気事業、工業用水道事業、流域下水道事業（令和2年度から）

(法非適用企業)

《宅地造成事業》

資金の不足額＝歳出額＋算入地方債の現在高－歳入額等－土地収入見込額（－解消可能資金不足額）

ただし、歳出額＋算入地方債の現在高－歳入額等－土地収入見込額＋地方債残高>0のとき資金不足額は0とする。

対象公営企業：港湾整備事業

※ 算入地方債の現在高：建設事業以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額（本県には該当なし）

○ 事業の規模

(法適用企業)

事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

(法非適用企業)

事業の規模＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

《算定》

(単位：千円、%)

会計名	①資金不足額	②事業規模	資金不足比率①/②	令和4年度	増減
流域下水道事業	(△ 2,026,042)	4,248,380	△ 47.6	△ 41.3	△ 6.3
港湾整備事業	(△ 896,915)	246,582	△ 363.7	△ 361.4	△ 2.3
病院事業	(△ 5,486,197)	96,317,679	△ 5.6	△ 12.4	6.8
電気事業	(△ 16,630,585)	8,553,925	△ 194.4	△ 229.3	34.9
工業用水道事業	(△ 1,732,732)	902,704	△ 191.9	△ 235.7	43.8

※資金不足額がないので「－」表示となる

10 監査の組織体制

(1) 監査委員

区分	氏名	任期
議会選出 委員	いつかいち おう 五日市 王	令和5年9月22日 ~ 令和7年9月30日
	かわむら しんこう 川村 伸浩	令和5年9月22日 ~ 令和7年9月30日
	ささき ともかず 佐々木 朋和	令和7年10月1日 ~
	なすかわ しん 名須川 晋	令和7年10月1日 ~
識見委員	ごみ かつひと 五味 克仁	令和4年4月1日 ~ 令和8年3月31日
	なかの れいこ 中野 玲子	令和4年4月1日 ~ 令和8年3月31日

(2) 監査委員事務局組織

